生活安全ジャーナル

第6号

■特集
変わる製品安全

安心を未来につなぐナイトです。

2008.3

●表紙について●

　紙片はマドリッド国立図書館に残されている「マドリッド手稿」と呼ばれるもので、多くの分野に天才的な才能を発揮したレオナルド・ダ・ヴィンチが残した手書きのメモです。その図譜に歯車を組み込みました。

生活安全ジャーナル

CONTENTS

特集　変わる製品安全

NITE安全の視点

安全研究だより

生活者の視点

PL研究

コラム

付録　改正消費生活用製品安全法（新旧対照法及び附帯決議等）

特集

変わる製品安全

消費生活用製品安全法（消安法）は、昭和 48 年に制定され、翌 49 年に事故情報収集制度がスタートしました。それから約 35 年を経て、平成 19 年５月に消安法が大幅に改正され、重大製品事故の報告・公表制度が導入されました。そして、さらに 11 月には長期間使用している製品の点検を行う再改正消安法が公布され、新たに経年劣化対策の強化が図られることになります。

今号の特集では、「変わる製品安全」をテーマにして、製品の安全性の確保について考えてみたいと思います。NITE の事故情報データベースにみる消安法改正後の事故情報収集状況等の変化をはじめ、経済産業省からは改正後の状況及び再改正の主な内容などを執筆していただきました。また、事業者団体の改正後の対応、事業者からは製品回収の経過報告等、巻末には付録として再改正消費生活用製品安全法の「新旧対照法」「附帯決議」を掲載しています。

変わる製品安全の特集に向けて

生活安全ジャーナル編集事務局

平成 19 年5月 14 日、改正消費生活用製品安全法が施行され、事業者等による重大製品事故の報告・公表制度がスタートしました。改正法の施行後、NITE の事故情報収集件数は、平成 18 年度の 3,382 件を大幅に超える状況となっています。

NITE が昭和 49 年に運営を開始した事故情報収集制度による事故情報収集件数の推移を図1で示します。ほぼ横ばい状態から 500 件を突破したのが平成6年度で、翌7年度は 1,051 件と倍増しました。平成7年の製造物責任法の施行により、製品安全への関心が強まったものと思われます。また、同年度から全国 47 都道府県に事故情報モニターを配置するなど情報収集体制を強化しました。その後、平成 16 年度には、特定の事業者から特定の製品において多発した事故情報が多数通知されことや、事故隠し等が発覚し企業倫理が社会問題化する中で事業者からの事故通知が多数寄せられたことにより大幅に増加しました。さらに、消費者の製品安全に対する意識の変化や社会の関心の高まりから平成 17 年度には 2,067 件、18 年度は 3,382 件と増加をたどっています。この間に石油温風暖房機やガス瞬間湯沸器、シュレッダーなどの製品事故が多発し、新聞やマスコミ等で製品事故について報道される機会が増えるなど、社会全体としての製品安全意識の高まりがあると推測されます。

今号で「特集～変わる製品安全」を組むにあたって、消安法の改正後の半年と前年の同時期の事故情報について、どのような変化がみられるかを比較してみました。

図1　事故情報収集件数の推移

注：各年度に収集した事故情報収集件数から重複情報や収集対象外情報であることが判明したものを除いた件数をグラフ化したもの

平成21年春には、長期使用製品安全点検制度もスタートする予定で、経年劣化対策の強化が図られることになります。NITEの事故情報の中で「特定保守製品」に検討されている9品目[1]及び「長期使用製品安全表示制度」の対象製品の候補5品目[2]の計14品目について、事故発生時の使用年数を図2で示します(使用年数不明のもの除く)。

事故発生年数は5年以上10年未満が最も多く、この期間に製品の点検を受ける必要があると思われます。10年以上の製品については、製品が廃棄されることが多く、事故件数そのものは減少しています。また、残存数が少ないと考えられる20年以上にわたって使用された製品による事故も発生しています。

NITEは、国へ報告された重大製品事故のうち、原因究明が必要なものについて、経済産業大臣の依頼により、その原因を究明するという重要な役割に加え、来春の再改正では経済産業大臣が必要と認めるときは、経年劣化に関する技術上の調査を行うという役割も担うことになりました。今後も経済産業省と連携し、国民の生活の安全・安心を支えていきたいと思います。

図2「特定保守製品」と「長期使用製品安全表示制度」に検討されている品目の事故発生時の年数

(1) 特定保守製品…屋内型瞬間湯沸器(都市ガス、LPガス)、石油給湯器、屋内型ふろがま(都市ガス、LPガス)、石油ふろがま、FF式石油温風暖房機、ビルトイン型電気食器洗い機、浴室用電気乾燥機

(2) 長期使用製品安全表示制度の対象製品…扇風機、換気扇、エアコン、ブラウン管テレビ、洗濯機

NITE データベースにみる 消安法改正前と改正後の事故情報収集状況の変化

生活安全ジャーナル編集事務局

改正消安法が施行され、重大製品事故の報告・公表制度がスタートし、NITE に寄せられる事故情報も増加しています。ここでは、改正前と改正後で事故情報収集の状況がどのように変わったかを、以下、平成 19 年５月 14 日から半年（平成 19 年５月 14 日～10 月 12 日）を改正後、前年の同時期を改正前として検証してみます。

情報源別事故情報収集結果

情報源別の事故情報収集結果を表1及び図1で示します。

事故情報の収集件数は、改正後は 3,150 件で、改正前の 1,209 件に比べて約 2.6 倍と近年にない大幅な伸びとなっています。改正後に NITE が収集した事故情報の情報源別収集件数は「製造事業者等」が最も多い 1,625 件で全体の半数を超える約 52%を占めています。次いでは国の機関」463 件で、以下「当機構（新聞情報）」の 402 件、「消費生活センター等」347 件、「自治体」155 件が続きます。各情報源からの事故情報が増加する中、「新聞情報」からの収集件数だけが減少しました。これは、新聞情報からの収集が多かった「四輪自動車等」が NITE の事故情報収集制度

表1　情報源別事故情報収集件数

品目名	改正前※1		改正後※2		増減率
	件数	割合	件数	割合	
1 当機構（新聞情報）	585	48.4%	402	12.8%	−31.3%
2 製造事業者等	328	27.1%	1,625	51.6%	395.4%
3 消費生活センター等	110	9.1%	347	11.0%	215.5%
4 自治体　（消防等）	86	7.1%	155	4.9%	80.2%
5 国の機関（その他）	45	3.7%	88	2.8%	95.6%
（消安法・製造事業者）	―	―	313	9.9%	―
（消安法・輸入事業者）	―	―	62	2.0%	―
6 消費者	31	2.6%	114	3.6%	267.7%
7 その他	24	2.0%	44	1.4%	83.3%
合計	1,209	100.0%	3,150	100.0%	160.5%

※1 改正前　　※2 改正後

図1　情報源別事故情報収集件数

の対象外となったことも一因(注)と考えられます。

増加率が最も高かったのは「国の機関」の10倍、次いで「製造事業者」の5倍、「消費者」の約3.7倍、「消費生活センター等」の約3.2倍となっています。

製品別事故情報収集件数

情報源別事故情報収集件数において、同一の製品事故に対して複数の情報源から通知（報告）された重複情報を除いた収集件数は改正前が1,105件、改正後は2,858件（重大製品事故含む）でした（表2, 図2)。「事故情報収集件数が多かった品目」を改正前後で比較したのが表3です。

改正後で収集件数が最も多かったのは「家庭用電気製品」の1,103件で、次いで「身のまわり品」820件、「燃焼器具」496件となっています

（注）自動車及び自動車部品・用品等については、道路運送車両法の「自動車の装置」に該当することから消安法の適用から除外されることが明確になったため、NITEでは平成19年度から事故情報収集制度の対象外となりました。

表2　製品別事故情報収集件数

品目名	改正前※1		改正後※2		増減率
	件数	割合	件数	割合	
01. 家庭用電気製品	416	37.6%	1,103（228）	38.5%	165.1%
02. 台所・食卓用品	19	1.7%	55　（5）	1.9%	189.5%
03. 燃焼器具	407	36.8%	496（42）	17.4%	22.1%
04. 家具・住宅用品	41	3.7%	153（18）	5.4%	273.2%
05. 乗物・乗物用品	116	10.5%	77（29）	2.7%	−33.6%
06. 身のまわり品	46	4.2%	820（41）	28.7%	1682.6%
07. 保健衛生用品	11	1.0%	71　（6）	2.5%	545.5%
08. レジャー用品	26	2.4%	52　（5）	1.8%	100.0%
09. 乳幼児用品	9	0.8%	22　（1）	0.8%	144.4%
10. 繊維製品	14	1.3%	8　（0）	0.3%	−42.9%
11. その他	0	0.0%	1　（0）	0.0%	0.0%
合計	1,105	100.0%	2,858（375）	100.0%	158.6%

※1　改正前　　※2　改正後（）は、重大製品事故件数で内数

「家庭用電気製品」は、改正前の416件から2.6倍の1,103件に増えました。事故情報収集件数の多かった10品目をみても改正前は7品目199件で、改正後は5品目398件ありました（表3の網掛け部分）。

「身のまわり品」は、同一種類による事故情報が多数寄せられたために大幅に増加しました。まず、820件の内、680件が「デスクマット」によるものです。デスクマットに使用された

図2　製品別事故情報収集件数

抗菌剤により接触性皮膚炎を発症したもので、NITE では平成 18 年 12 月 13 日 付で「事故情報特記ニュース（№.73）」を発行し、注意を呼びかけました。また同じく「身のまわり品」に分類される「靴」の中で同一種類による事故情報が 51 件ありました。これは夏場を中心に発生した事故で、「サンダルがエスカレーターのステップ等にはさまれて負傷した」などというものです。これについても NITE は「事故情報特記ニュース（№.82）」を平成 19 年9月6日付で発行し、注意喚起を行いました。

改正前は 11 件だった「保健衛生用品」も 72 件に増加しました。これについては「スプレー缶を使用していたところ周囲の火が引火」または「廃棄のためにガス抜きを行っていた際に引火」などの事故事例のほか、社告・回収している殺虫剤用のスプレー缶による事故報告など「スプレー缶」に関わる事故情報が 44 件ありました。

改正後に収集件数が多かった「電気衣類乾燥機」、「草刈機」については、社告により回収等を呼びかけているものです。

まとめ

消安法改正後半年とその前年同期を比較してみると、事故情報収集件数が大幅に増加していることが分かりました。重大製品事故が発生した際に報告義務を課せられた「製造事業者等」からは、重大製品事故以外の事故はNITEに報告していただけるようになり、製品安全への意識の高まりを感じます。一方「消費生活センター等」「消費者」からの事故通知も大幅に増加しました。

消安法改正後に事故情報収集件数が増えたのは、事故の件数そのものが増加したというより、事業者や消費者等の製品事故への危機意識の高まりが、事故情報の通知につながったものと推測されます。事故情報が多く収集できることで、同種事故の早期対策・未然防止への効果に期待が寄せられています。

表3　事故情報収集件数が多かった品目

改正前※1	件数	割合	改正後※2	件数	割合
ガスこんろ	242	21.9%	デスクマット	680	23.8%
四輪自動車	78	7.1%	ガスこんろ	225	7.9%
エアコン	48	4.3%	電気衣類乾燥機	173	6.1%
配線器具	33	3.0%	エアコン	60	2.1%
シュレッダー	30	2.7%	草刈機	59	2.1%
ふろがま	28	2.5%	靴	57	2.0%
屋内配線	26	2.4%	電気こんろ	56	2.0%
照明器具	25	2.3%	照明器具	55	1.9%
電気こんろ	20	1.8%	カラーテレビ	54	1.9%
カラーテレビ	17	1.5%	ガスふろがま	50	1.7%
合計	547	49.5%	合計	1,469	51.5%

※1　改正前　　※2　改正後
網掛け部分は「家庭用電気製品」です

安全・安心な社会の構築に向けた製品安全行政の展開

経済産業省商務情報政策局
製品安全課長
渡邊　宏

消費生活用製品安全法が改正され、重大製品事故情報報告・公表制度がスタートしました。また、経年劣化対策の強化を目的とした消費生活用製品安全法の再改正の施行を来春に予定しています。経済産業省は、こうした法改正に基づく新制度の運用や事業者・消費者の自主的な取組の促進により、事業者・消費者・国が三位一体となって事故の未然・再発防止を図るべく製品安全行政を展開しています。

1. はじめに

消費者の方々が日常使用する製品の安全を確保し、安心な生活が送れるようにすることは、経済産業省としての最重要課題です。このため、製品事故情報の収集・公表による事故の再発拡大防止や、長期使用製品の事故未然防止のための経年劣化対策に取り組んで行く所存です。

2. 重大製品事故情報報告・公表制度

消費生活用製品安全法に基づく「製品事故情報報告・公表制度」が昨年5月からスタートしました。本制度により、消費生活用製品の製造・輸入事業者は、その製造・輸入に係る消費生活用製品について、重大製品事故（死亡事故、重傷病事故、後遺障害事故、一酸化炭素中毒事故、火災事故）が生じたことを知ったとき、10 日以内に当該消費生活用製品の名称、型式、事故の内容等を経済産業大臣（主務大臣）に報告することが義務付けられました。また、経済産業大臣は、当該重大製品事故に係る消費生活用製品の名称、型式、事故の内容等を公表することとしました。

本制度の運用が開始されて以来、953 件の重大製品事故を受け付けました（平成 20 年2月８日現在。以下同じ。）。製品分野別には、電気製品が 483 件と最も多く、次いでガス機器 138 件、石油機器 120 件の順でした。より詳細な品目別でみると、エアコン 58 件、電気こんろ 57 件、ガスこんろ 57 件が上位3品目でした。また、被害状況別では、火災事故 691 件、重傷事故 202 件、死亡事故 45 件等の被害が発生しています。

重大製品事故のうち、原因が製品に起因するもので、多発性等の可能性があるものについては被害拡大防止に係る取組を積極的に促しています。これまでに重大製品事故の報告された情報に基づき、経済産業省が事業者に対して、再発拡大防止に係る取組を促した案件は 158 件、重大製品事故を契機に事業者が自主的にリコールを行ったものはガスふろがま、電気こんろ、携帯電話用電池パックなど 22 製品ありました。

また、製品事故の原因としては、消費者による誤使用や不注意が事故発生原因に関係することもあることから、様々な媒体を通じて消費者に向けた各種の注意喚起を行っています。特に毎月第二火曜日を「製品安全点検日」として、

直近に発生した製品事故の注目事例（例：IH調理器での天ぷら調理での火災事故、古い扇風機での火災事故など）をとりあげて紹介するセミナーを開催するなどして、情報提供や注意喚起を重点的に行っています。

3. 長期使用製品安全点検制度及び長期使用製品安全表示制度

このように製品事故報告・公表制度が施行され、事故の再発拡大防止策が図られることとなりましたが、製品が消費者の手に渡った後の事故の未然防止策が残された課題となっていました。そこで、経年劣化（長期間の使用に伴い生ずる劣化）による危害を防止するために、平成19年臨時国会において、消費生活用製品安全法がさらに改正され、長期使用製品安全点検制度が創設されました（平成21年春施行予定）。本制度は、消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いもの（特定保守製品）について、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検の通知や点検の応諾を製造・輸入事業者に求める制度です。

対象となる製品（特定保守製品）は、政令で指定することとされており、屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用・LPガス用）、屋内式ガスふろがま（都市ガス用・LPガス用）、石油給湯機、石油ふろがま、密閉燃焼式石油温風暖房機、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機の9品目を予定しています。
これら特定保守製品の製造・輸入事業者は、製品の設計標準使用期間（標準的な使用条件の下で安全に使用できる期間）や点検期間（経年劣化による危害を防止するための点検期間）を設定し、これらを製品に表示します。製造・輸入事業者は、点検期間中に消費者から点検の要請があれば、これに応諾しなければなりません。

また、製造・輸入事業者は、点検期間に先立って、点検のお知らせを製品の所有者に通知しなければなりません。そこで、所有者は製品の所在場所等の情報を製造・輸入事業者に対して提供するものとされています。その際、情報提供の必要性が所有者に伝わることが必須であることから、特定保守製品を販売する事業者や、製品が付属する建物を販売する事業者等（特定保守製品取引事業者）は、引渡しの際に、取得者に対して、所有者情報の提供の必要性につき説明しなければならず、その提供手続に協力するものとされています。

特定保守製品のように経年劣化による重大事故の発生のおそれは高くないものの、残存台数が多い等のために経年劣化による重大事故が一定程度起こっている製品もあります。そのような製品については、安全に使用できる標準的な使用期間等を表示することとしております（長期使用製品安全表示制度）。この長期使用製品安全表示制度の対象製品は、扇風機、エアコン、換気扇、洗濯機、ブラウン管テレビの5品目が予定されており、電気用品安全法の基準改正により、表示が義務づけられることになる予定です。（平成21年春施行予定）

長期に亘り使用される製品での経年劣化による事故を未然に防止するためには、製造・輸入事業者には、従来の売切り型のビジネスモデルから、売った後の安全確保のサポートを含めたビジネスモデルへと移行していくことが期待されます。また、製品を使用する消費者においても、製品にも寿命があり適切な保守・点検が必要であることを認識し、必要な行動を起こすことが期待されます。

4. 事前規制対象品目の追加

経年劣化による事故の未然防止だけでなく、従来からの製品安全4法（消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石

油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律）に基づく製品出荷前の事前規制による事故の未然防止も強化していく予定です。
具体的には、昨今の事故の発生状況等を踏まえ、石油燃焼機器、ガスこんろ、リチウムイオン蓄電池に対し、それぞれ消費生活用製品安全法、ガス事業法・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、電気用品安全法の規制対象製品に追加することで、これらの製品による事故を防止するため、新たな基準策定を導入する予定です。

5．事業者・消費者による自主的な取組の促進

　製品事故の防止には、法制度に基づく取組に加え、事業者や消費者の自主的な取組も重要です。そのために、昨年は、製品安全の確保に積極的に取り組んでいる事業者への大臣表彰（製品安全対策優良企業経済産業大臣表彰）やリコールハンドブックの改訂等を実施しました。本年も引き続き大臣表彰を実施していくとともに、事業者におけるベストプラクティスやリスクアセスメントの考え方を踏まえ、外部指標の整備や企業行動指針の改訂等を通じて、事業者の製品安全に係る自主的な取組を促進してまいります。
　また、経済産業省では、昨年3月から毎月第二火曜日を「製品安全点検日」と定め、セミナーの開催等を行っています。本年3月 11日には、第 12 回目の「製品安全点検日セミナー」の開催が予定されています。毎回のセミナーでは、事故事例の紹介・分析結果、製品安全使用の推進、誤使用防止策の提案などの情報提供を積極的に行っています。

6．まとめ

　消費生活用製品の安全性を確保するため、製品事故情報報告・公表制度や長期使用製品安全点検制度等の制度が円滑に施行されるとともに、事業者や消費者による自主的な取組が促進されることで、関係事業者、消費者、国が三位一体となって事故の未然・再発防止が図られることを期待しております。
　なお、インターネットでも製品安全行政に係る詳細については、「製品安全ガイド」（http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html） として御覧いただけます。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律について

平成 19 年 12 月6日
経済産業省

昨今、消費者が日常生活で用いる一部の製品について、長期間の使用に伴う経年劣化による重大な事故が発生しており、消費者の安全・安心を確保するためには、こうした事故を未然に防止するための措置を講ずることが喫緊の課題となっております。

これを踏まえ、平成 19 年 11 月 21 日、改正消費生活用製品安全法が公布されました。この改正法において、消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高い製品について、製造・輸入事業者が、点検その他の保守に関する情報を消費者に提供し、点検を実施する体制を整備するための措置等を講ずることにより、消費者による点検その他の保守を適切に支援する制度が創設されます。（改正法の施行は平成 21 年春を予定しています。）

１．法改正の趣旨

（1）平成19年2月の小型ガス湯沸器に係る死亡事故等、製品の経年劣化が主因となる重大な事故が発生しており、市場出荷後における事故の未然防止を図ることが重要な課題。
（2）しかし、技術的な知見を持たない消費者が、経年劣化による事故を防止するために製品の点検その他の保守を自ら行うことは非常に困難。
（3）このため、消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いものについて、製造・輸入事業者が消費者による点検その他の保守を適切に支援する仕組みを構築することが必要。

２．法改正の概要

経年劣化安全対策の強化として、長期使用製品安全点検制度と長期使用製品安全表示制度等を創設。

（１）長期使用製品安全点検制度の導入～安全に長く使うために～

消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いもの（特定保守製品）について、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検実施体制の整備を製造・輸入事業者に求める制度を創設。

○特定保守製品の指定

・消費生活用製品のうち、経年劣化により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であって、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものを政令で定める。
（対象品目）屋内型ガス瞬間湯沸器（都市ガス、

LPガス)、屋内型ガスバーナー付ふろがま（都市ガス、LPガス)、石油給湯器、石油ふろがま、密閉式石油温風暖房機、ビルトイン型電気食器洗機、浴室用電気乾燥機の9品目(燃焼・大電力系の設置型の製品)を検討中。

○特定製造事業者等の義務

①特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等

・事業の届出

特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者（以下「特定製造事業者等」という。）は、事業開始の日から三十日以内に、省令で定める特定保守製品の型式の区分その他の事項を主務大臣に届け出なければならない。

・点検期間等の設定

特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、主務省令で定める基準に従って、標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間（以下「設計標準使用期間」という。）及び設計標準使用期間の経過に伴い必要となる経年劣化による危害の発生を防止するための点検を行うべき期間(以下「点検期間」という。)を定めなければならない。

・特定保守製品への表示等

特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、設計標準使用期間及び点検期間等を表示するとともに、当該特定保守製品の所有者がその氏名及び住所等の情報（以下「所有者情報」という。）を提供するための書面等の添付をしなければならない。

・所有者情報の管理

特定製造事業者等は、所有者情報の利用の目的等を公表するとともに、所有者から提供を受けた所有者情報について名簿を作成し、当該所有者情報を適切に管理しなければならない。

・点検の必要性の通知

特定製造事業者等は、名簿に記載された者に対し、点検期間内に点検を行うことが必要である旨等の通知を発しなければならない。

・点検の実施

特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、点検期間中に点検の実施を求められたときは、省令で定める基準に従って、当該特定保守製品の点検を行わなければならない。

・改善命令

主務大臣は、特定製造事業者等が、規定に違反していると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

②特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備

・体制の整備

特定製造事業者等は、省令で定める判断の基準となるべき事項を勘案して、特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。

・勧告及び命令等

主務大臣は、特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備が当該基準に照らして著しく不十分な特定製造事業者等に対し勧告及び命令等をすることができる。

○特定保守製品取引事業者の義務

・引渡時の説明

特定保守製品の売買その他の取引等を行う事業者（以下「特定保守製品取引事業者」という。）は、特定保守製品の引渡しに際し、その取得者に対して、特定保守製品の保守の必要性等について説明しなければならない。

・所有者情報提供への協力

特定保守製品取引事業者は、特定保守製品の所有者が特定製造事業者等に所有者情報を提供することへ協力しなければならない。

・勧告及び公表

主務大臣は、特定保守製品取引事業者が、規定を遵守していないと認めるときは、当該特定保守製品取引事業者に対し、勧告及び公表をすることができる。

○関連事業者の責務

・特定保守製品に関連する事業者は、特定保守製品の所有者に対して、特定保守製品の必要性、所有者情報の提供等に係る情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。

○所有者（消費者）の責務

・特定保守製品の所有者は、特定製造事業者等に所有者情報を提供するものとする。

・特定保守製品の所有者は、特定保守製品の保守に関する情報を収集し、点検期間に点検を行う等その保守に努めるものとする。

・特定保守製品を賃貸の用に供することを業として行う者は、特定保守製品の保守に関する情報を収集し、点検期間に点検を行う等その保守に努めなければならない。

○国の役割

・経年劣化に係る危険情報の収集・公表

主務大臣は、特定保守製品等について、経年劣化に起因する事故に関する情報を収集し、及び分析するとともに、その結果を公表するものとする。

・独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）による調査

主務大臣は、必要があると認めるときは、NITEに経年劣化に関する技術上の調査を行わせることができる。

・点検事業者に関する情報の収集・公表

主務大臣は、特定保守製品の点検の実施に支障が生じているときは、点検を行う技術的能力を有する事業者に関する情報を収集し、これを公表しなければならない。

(２) 長期使用製品安全表示制度等の導入

経年劣化による重大事故の発生確率が高くはないものの、経年劣化による重大事故件数が一定数以上のもの(特定保守製品等)については、消費者に対して、適切な注意喚起を行うことが事故の未然防止を図る上で重要である。これを踏まえ、対象製品に関しては、製品本体への経年劣化による事故リスク情報を表示する制度等を創設。

○事業者の責務

・特定保守製品等の製造又は輸入の事業を行う者は、国が公表した経年劣化に関する情報を活用し、設計の工夫、表示の改善等を行うよう努めなければならない。

・特定保守製品等の製造・輸入又は小売販売の事業を行う者は、一般消費者に対し、経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を適切に提供するよう努めなければならない。

長期使用製品安全点検制度～安全に長く使うために ～

消費者自身による保守が難しく、経年劣化による重大事故の発生のおそれが高いもの（特定保守製品）について、消費者に保守情報を適切に提供するとともに、点検の通知や応諾を製造・輸入事業者に求める制度。

特定保守製品の点検その他の保守の促進

《主な流れ》

製造･輸入事業者

① 表示 書面(所有者票等)添付

④ 点検通知

販売事業者等

② 説明

③ 所有者票に所有者情報を記入

⑤ 点検要請

⑥ 点検実施

消費者

①製品への表示等の義務付け

②消費者に対する説明等の義務付け

③消費者による所有者票の返送と販売事業者の協力

④点検の必要性等に関する

⑤通知の義務付け

⑥点検実施の義務付け及び点検実施体制整備

ナショナル FF 式石油暖房機事故 再発防止に向けた市場対策の取り組みについて

松下電器産業（株）ＦＦ市場対策本部
企画・渉外グループ
参事　岡野　豊

当社は、2005 年に発生した FF 式石油暖房機の事故により緊急命令を受け、グループ全社を挙げて様々な緊急市場対策と再発防止に取り組んで参りました。そして、今なお全社の重要課題として「新たな事故を起こさない」ための探索活動や製品回収に向けた活動に取り組んでおります。ここでは、現在までの当社の再発防止の取り組みと市場対策状況について述べさせていただきます。

はじめに

当社が 1985 年～ 1992 年に製造販売した FF 式石油暖房機をご使用中のお客様が、一酸化炭素中毒により、死亡、入院等される事故が、2005 年に 5 件発生いたしました。あらためて、亡くなられた方のご冥福を心よりお祈り申し上げます。また、ご迷惑、ご心配をおかけしたすべての皆様に、心より深くお詫び申し上げます。

当社は、現在もなお、製品回収に向けた探索活動を続けているさなかにあり、活動を総括する状況になく、本稿ではあくまでも当社の現在までの市場対策の取り組み状況についての中間的な報告とさせていただきます。

緊急市場対策の取り組み

1. 緊急命令を受けて

当社は、2005 年 11 月 29 日の緊急命令を受け、翌日主要各紙で「再謹告」を行うとともに、製品の回収または点検および改修を加速するため、全社組織として社長を本部長とする「FF 緊急市場対策本部 」を設置しました。そして、社長自ら全社員に対して事故の経緯と緊急対策の骨子を説明するメッセージを、イントラネットを通じて発信し、全社に「非常事態宣言」が発令されました。さらに、全国くまなく対応するために、各都道府県に「地区対策本部」が設置されました。

お客様への告知活動

できることはすべてやるというトップの方針に基づき、考えられるあらゆる方法を使って告知を行いました。量販店・専門店や当社ショールームでのポスター掲示やチラシ配布、当社製品や修理サービス品へのチラシ同梱などをはじめ、延べ約 20 万人の社員を動員し、街頭でのチラシ配布、灯油購入ルートなどへの巡回訪問や全国の都道府県庁・市町村の役所への訪問とチラシ・ポスターの配布など、注意喚起徹底活動を実施しました。また、テレビ、ラジオ、新聞（告知掲載、折り込みチラシ）、雑誌、インターネット広告（当社ホームページトップ、Yahoo Japan, Google などの検索サイトのトップページの広告）、新幹線車内の LED 広告など様々なメディアを使ってお客様への告知を徹底しました。特に 12 月 10 日～ 19 日の間当社のテレビ・ラジオCMをすべて、本件の告知に

変更しました。

さらには、全国の 9 電力会社の検針員によるチラシ投函や日本郵政公社（当時）の配布配達地域指定郵便（タウンプラス）を利用し全国約 5600 万世帯全てに告知の葉書を配るなど、多くの関係先様のご協力をいただき、様々な方法でお客様への告知活動に取り組みました。

製品の回収と点検および改修

お客様のご要望に応じて製品のお引取り（1 台当たり 5 万円をお支払い）もしくは無料で点検および改修を実施しました。点検・改修済みの機器で発生したエアホース外れの事故（2005 年 12 月）を受けて、エアホース交換セットおよび修理マニュアルを改善し、その時点までの修理済み対象製品 39.118 台については全数、再点検を実施しました。

暖房シーズン中で一刻の猶予も許されない状況の中で、現場では夜を徹した作業が続きました。

2．製品安全の恒久対策について

徹底した緊急市場対策に取り組むと同時に、数多くの製品を製造販売する企業として、すべての製品の安全確保、そのためのしくみやルールづくりを早急に見直す必要がありました。品質本部を中心とする関連メンバーで構成された「製品の安全恒久対策プロジェクト」を発足し、検討が進められた結果、以下の視点で、製品安全を考え抜いた設計、モノづくりの強化の具現化のための恒久対策がスタートしました。

①製品安全のための専門組織の設置
　…「絶対安全確保の母体」づくり
②長期使用に対する製品安全確保
　…絶対安全を目指した視点の開発
③安全規格強化
　…世界最高水準を目指した安全規格
④重要品質情報の共有化

ポスター・チラシ

⑤全社危機管理体制の再構築
⑥安全・品質に対する意識、組織風土の
　改革

引き続き、全社挙げて信頼回復のための製品安全の取り組みを徹底していきます。

再発防止に向けたＦＦ市場対策本部による取り組み

2006 年 5 月 1 日付けで、それまでの「FF 緊急市場対策本部」を解消し、事故の再発防止に向け徹底した市場対策に取り組むために、専任者 200 名体制の常設組織「FF 市場対策本部」を設置しました。そして、特に北海道、東北 6 県、新潟、山梨、長野、岐阜、北陸 3 県の出荷台数の多い寒冷地を重点地区とし、「FF 市場対策本部」の約 100 名が現地に駐在して、現地にある松下の事業場を拠点に設置した「地区対策協議会」と連携し、地域特性や季節に応じたきめ細かな取り組み（「草の根活動」という）をスタートしました。

1．告知活動の継続

FF 市場対策本部発足以降もテレビ・ラジオのCM、新聞告知などマスメディアによる告知を継続して行っています。また、全国でのポス

ターの一斉貼替え、BS・CS 放送によるお知らせ CM、ガソリンスタンドなどの領収書（POS 伝票）裏面の告知掲載、「日本聴力障害新聞」への告知掲載など、多くの皆様のご協力をいただきながらお客様への告知活動に取り組んでいます。

FF緊急市場対策本部発足以降の主なメディアによる告知実績は以下の通りです。

メディア	累計
テレビCM	48,469本
ラジオCM	17,298本
チラシ配布	約7億3千万枚
ポスター配布	約49万枚
新聞告知	43回
雑誌広告	47誌／約849万部

（2007 年 11 月 30 日現在）

これらの告知活動により、フリーダイヤルの入電件数は 2007 年 11 月 30 日までの累計で約 397,000 件、内対象製品の受付件数が約 64,000 件を超えました。また、直近の 10 月、11 月でも全国規模で実施したテレビ CM、新聞告知、新聞折込チラシなどによりフリーダイヤルへの入電件数が急増し、2 カ月で入電が 1 万件を超え、その内石油暖房機に関する問い合わせが約 5,200 件、対象製品の問い合わせが約 224 件ありました。その結果、フリーダイヤルの入電により、この 2 カ月だけで現品 138 台を新たに把握することができました。

対象製品のお電話をいただいたお客様に「お電話が今になった理由」をお聞きすると、「対象製品と分かっていたが、使用していないので連絡が今になった」というお客様が多くおられる一方、「FF 式石油暖房機の謹告は以前から知っていたが、最近確認して対象製品と気づいた」など、お持ちの製品の品番を確認するまでに至っていないお客様も多くおられます。告知の徹底の難しさを痛感しています。

2．製品の探索活動と回収活動の徹底

重点地区に駐在している「FF 市場対策本部」の社員を中心に、いまだ把握できていない製品の捕捉のための探索活動、点検・改修済みのお客様に対する回収促進、暖房シーズン前の製品の状態確認など、市場対策活動に取り組んでいます。特に、情報が見過ごされがちなところを対象に一軒一軒巡回訪問する探索活動を、寒冷地および寒冷地周辺や全国の高地・山間部などを対象に展開しています。

2006 年度は重点地区共通のテーマとして4つの切り口で取り組みました。

①高齢者住宅や介護施設
②別荘
③旅館、ペンション、民宿、山小屋などの宿泊施設
④集会所・公民館・自治会館などの施設

2007 年度は新たなテーマを設定し

①寒冷地周辺および山間部の別荘
②集合物件の再調査（同一物件で複数の名簿登録がある物件の全戸を再調査）
③品番や住所の詳細が不明な修理情報などの追跡調査
④ホームオートメーションアダプター（FF 式石油暖房機含む空調機器の集中コントロールシステムなどに使用する部材）の販売情報の調査

などに取り組んでいます。

また、各地区独自に FF 式石油暖房機の設置が多いと思われる地区や施設などを対象に探索活動を実施しています。

例えば、北海道・東北地方では暖房機メンテナンス会社の訪問調査や自衛隊基地周辺の住宅防音工事助成対象区域の巡回探索、東北・北陸地方では転廃業されたお店の周辺を巡回探索、新潟では中越地震の被災者仮設住宅の訪問調査などを実施しました。

回収および点検・改修の進捗状況（2007年11月30日現在）（単位：台）

年月日				2005年12月8日	2007年11月30日
販売台数					152,132
	名簿把握			64,644	109,806（※）
		1．買替・廃棄済		17,990	33,553
		2．回収または点検および改修		46,654	76,253
			(1) 回収	0	74,346
			(2) 点検・改修済	39,118	1,847
			(3) 確認残（点検残）	7,536（連絡つかず等含む）	60
	未把握			87,488	42,326

（※） 2007年11月30日現在　名簿把握率72%

2007年11月末までに、これらの探索活動による巡回調査は累計約60万件を超え、現品を312台、廃棄が3,303台、合計3,615台の対象製品の所在を把握することができました。引き続き、重点地区での新たなテーマでの探索活動や活動エリアを寒冷地周辺地区および全国の高地・山間部へと拡大して探索活動に取り組んでいきます。

おわりに

お客様はじめ、お取引先、ご関係先など多くの方々からのご支援をいただきながら、これまでに総販売台数 152,132台のうち72%まで把握できましたが、残り28%（42,326台）が未だ特定できていません。この半年間で411台の未処置の対象製品が発見されており、その中に対象製品と気づかれずに点検・改修されないままご使用になられていたというお客様もおられます。新たな事故が起こる可能性がゼロではないのは明らかです。

この冬で謹告をして3度目の暖房シーズンを迎えています。当社は、引き続き全社の重要課題の一つとして、事故の再発防止を徹底させるため「最後の一台まで見つけ出す覚悟」で告知活動、現地での探索活動を続けて参ります。

引き続き皆様のご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

＊本件に関するお問い合わせ先

フリーダイヤル（無料）0120－872－773

フリーダイヤル（FAX）0120－870－779

対象製品などに関する詳細情報は下記のホームページでもご確認いただけます。

panasonic.co.jp/appliance/info/important/heating

改正消安法のその後

（社）日本ガス石油機器工業会
事故情報室長
消費生活用製品安全法の改正は、平成18年に社会問題化したガス湯沸器の一酸化炭素中毒死事故やシュレッダーによる痛ましい子どもの指切断事故などから、身近な生活用品の事故を減らし安全･安心の社会構築のために行われました。そこで、これらの経緯や関係する業界の中でガス･石油機器業界の対応、法律の施行後の実施状況、安全啓発等の取り組み、今後の動きなどを紹介します。

改正消安法と（社）日本ガス石油機器工業会の対応

消安法に関係する業界の中で､ここでは（社）日本ガス石油機器工業会（Japan Industrial Association of Gas and Kerosene Appliances　以下「JGKA」という）の対応についてのみ紹介させていただきます。このような社会問題化したガス瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒死事故について、それまでJGKAは、ガス・石油機器製品事故対策マニュアル（第1版平成3年5月1日制定）により事故情報の収集・分析と情報提供を実施してきました。しかしながら社会状況の変化に十分適応しておらず、改訂作業の着手遅れや会員への説明が十分に浸透していませんでした。新聞報道（朝日新聞平成19年3月22日）によると、経済産業省（METI）は「消費者行政に本腰」との見出しが大きく出ています。記事では「戦後の欧米に追いつけ追い越せの時代に旧通産省は「日本株式会社」の主要な牽引役であったが、今では産業界寄りのままではなく消費者に向けて、欠陥だけでなく誤使用の恐れをもっと伝えるべきだった（消費経済部長）」と書いてありました。また、経済産業省では製造事業者、輸入事業者、修理・設置工事事業者、販売事業者の4事業者ごとに「製品安全自主行動計画策定のためのガイドライン（製品安全自主行動指針平成19年3月2日）」を産業構造審議会製品安全小委員会（委員長：宮村鐵夫中央大学理工学部教授）の審議を踏まえ、企業のトップの意識の明確化や体制整備及び取り組み等の製品安全に関する基本的な考え方や行動の在り方を示しました。JGKAではこのガイドラインを受けて「ガス・石油機器製品事故対策マニュアル」の改訂に緊急に取り組み、第2版（平成19年3月9日改訂）を作成しJGKA会員に周知しました。ガス・石油機器製品事故対策マニュアルでは、①事故・故障・クレームなどの情報･分析と情報提供、②事故の定義、③事故に係る報告、④事故対策の判断・注意事項、⑤事故対策の公表、⑥事故対策推進体制の確立、⑦事故対策の事前準備、⑧製品対策の事前報告及び説明、⑨製品利用者への周知（事故対策の公表）、⑩事故対策状況の把握と報告、⑪ JGKAの役割、⑫改訂履歴、⑬消費生活製品の事故フローとなっています。経済産業省の製品安全自主行動指針にあるよ

うに、JGKAでは事故対策推進体制の確立として、新たに事故情報の収集・分析と公表を主業務とする「事故情報室」を設けました。

改正消安法の施行後と実施状況

改正消安法の施行に対応して家電製品業界等も製品事故の事故情報の収集と公表、事故の再発防止策対応を取っていますが、ここではガス･石油機器製品事故対応についてのみ述べさせていただきます。JGKAでは改訂した「ガス・石油機器製品事故対策マニュアル第2版」に基づき、会員である製造事業者・輸入事業者から事故報告を「事故情報室」で受け、重大製品事故の場合は(A1)区分、重大製品事故以外の製品事故の場合(A2)区分、事故で危害がA1重大製品事故と同じものを(B1)区分、B1以外事故を(B2)区分に分類して電子ファイル化して収集しています。A1区分の収集内容は、事故発生日、事故公表日、製品名、機種・型式、事業者名、事故発生場所、被害概要、事故の内容、事故の原因、再発防止策、備考です。リコールした製品については備考欄に記載することになっています。A2,B1,B2区分では、事故発生日、事故公表日、品名、事故内容、物的被害、人的被害、再発防止策、備考となっています。このように会員事業者、輸入事業者から収集した事故情報はガス機器と石油機器で(A1)、(A2,B1,B2)に分類してJGKAのホームページ上（http://www.jgka.or.jp/）に最新の事故情報を随時公

会員事業者や消費者に情報提供を行うガス石油機器工業会のホームページ

表し、だれでも事故情報を見ることが出来るようにしています。改正消安法の施行日以降の事故報告件数は19年11月現在、ガス機器重大製品事故(A1)47件、石油機器重大製品事故(A1)40件、ガス機器(A2,B1,B2)155件、石油機器(A2,B1,B2)25件となります。これらの重大製品事故には製品事故に該当するかどうかの判断を第三者委員会の審議待ちの事故も含まれています。JGKAでは第三者委員会で重大製品事故ではないと判断された事故(例：衣類乾燥機にオイルの付着したタオルを乾燥させ、火災になった)はB1区分に収集しています。このような重大製品事故以外の事故については、JGKAでは製品の事業者名、型式名は公表していません。

消安法改正により、事故情報の公表・周知が早まり、再発防止に取り組む姿勢が多く見られます。メーカーによる自主リコール(無償)、ホームページによる公表、重大製品事故及び製品によらない事故を工業会のガス・石油機器事故収集（事故情報室設置）し、工業会HPに公表しています。

また、全国紙の新聞紙面にガス・石油安全

5月～11月の重大製品事故件数

啓発広告、チラシ・チェックポイント配布等があります。

JGKAの安全啓発等の取り組み

1. 安全啓発の取り組み

ガス・石油機器の安全啓発はJGKAの重要な事業になっており、平成18年のガス湯沸器等事故を踏まえ、新聞広告やチラシ等で数千万円の費用をかけて積極的に安全啓発に取り組んできました。ガス機器を安全･安心に使用していただけるように、ガス機器の正しい使い方などを秋に全国紙の新聞広告に掲載しました。また、従来からあるガス・石油燃焼機器に関するQ&Aの見直し、その他安全啓発のためのチラシ、ポスター等、積極的に取り組んでいます。

2. ガス･石油機器の回収等の告知に関するホームページ掲載ガイドライン

ガス・石油機器製品の重大事故等により、製品の点検・修理・回収等を行う必要が生じた場合、新聞にリコール情報を出すとともに、ダイレクトメールや自社のホームページに告知しています。家電業界では（財）家電製品協会発行の「家電製品の回収等の告知に関するホームページ掲載ガイドライン（第2版平成18年2月）」があり、JGKAにおいても上記ガイドラインを参考にさせていただき「ガス･石油機器の回収等の告知に関するホームページ掲載ガイドライン（平成19年9月）」を作成し、お知らせアイコンを使用することにしました。

（財）家電製品協会と共同で使用する回収等を告知するお知らせアイコン

3. 事故情報室の取り組み

JGKA「事故情報室」では、ガス・石油事故の再発防止に役立てるために製品事故情報を単に収集・集約化・公表するだけでなく、会員からの事故情報の分析や最近のMETI事故速報情報やNITE事故速報情報を参考に分析しています。どのような製品事故が増加する傾向にあるかをつかみ、安全･安心なガス･石油機器として消費者のニーズの把握、過去の事故事例を教訓として再発防止や今後予測される事故に関して自主的に活動することが求められています。そのため、事故情報の分析と改善方法や外部の動向など、再発防止の情報として、会員向けですがJGKA事故情報メールマガジンを発信しています。

今後の動き～事業者による消費者の保守サポート制度（点検制度）の取り組み

新しい消安法の具体的な措置内容は次のようになっています。

(1) 事業者による消費者の保守サポート制度（点検制度）の創設。(2) 中古品の安全・安心の確保（中古品安全･安心確保プログラム）。(3) リチウム電池に関する緊急対応の必要性：リチウム電池のように機器に組み込まれるものについて、安全基準の適合性を担保します。

JGKAでは点検制度が施行された場合に、対象となるガス・石油機器の保有消費者把握や製品の点検期間の表示及び点検費用（有料）、交換部品の選定と保有期間、タイムスタンプ（購入から一定期間がたつと製品が作動しなくなる機能）の導入などを検討する予定です。

＜引用文献＞

1) 経済産業省：「製品事故情報報告・公表制度の解説」事業者用ハンドブック
2) 朝日新聞社、東京、2007.3
3) 経済産業省：「製品安全自主行動指針」2007.3
4)JGKA：「ガス・石油機器製品事故対策マニュアル」2007.3
5)JGKA：「ガス・石油機器の回収等の告知に関するホームページ掲載ガイドライン」2007.9
6) 経済産業省：「第7回製品安全点検日セミナー資料」2007.10

平成 19 年度製品安全対策優良企業表彰

製品安全に対して積極的に取り組み、かつ消費者からも高く評価された企業を選考する「製品安全対策優良企業経済産業大臣表彰」が今年度からスタートしました。第１回にあたる 19 年度は、「大企業製造事業者・輸入事業者部門」等で、計６企業が受賞し、甘利明経済産業大臣から表彰状が授与されました。

製品安全対策優良企業経済産業大臣表彰受賞企業

部門	賞	企業
大企業製造事業者・輸入事業者部門	金賞	日立アプライアンス株式会社
	銀賞	株式会社アシックス
	銅賞	セイコーエプソン株式会社
大企業小売販売事業者部門	金賞	株式会社ビックカメラ
	銀賞	イオン株式会社
	銅賞	該当企業なし
中小企業製造事業者・輸入事業者部門	金賞	大塚製靴株式会社
	銀賞	該当企業なし
	銅賞	該当企業なし

「製品安全対策優良企業経済産業大臣表彰」は、製品安全に対して積極的に取り組み、消費者からも高く評価された企業の自主的取り組みについて、「製品安全文化」の定着に向けた観点から審査し、「製品安全対策優良企業」として表彰するものです。制度を通じて、「製品安全文化」の醸成・定着が図られ、製品安全が持続的に向上するような安全・安心な社会が構築されることを目的としています。

なお、受賞した企業は「製品安全対策優良企業」として決定後2年間、広く消費者に宣伝・広報すること、ならびに製品安全をイメージした特定ロゴマーク「製品安全対策優良企業」を使用することができます。

「製品安全対策優良企業」ロゴマーク

製品（Product）の『P』と安全（Safety）の『S』を表し、四角（製品、安全）を、葉（人の手、企業）で包むように大切にしているということを表現しています。

NITE 安全の視点

平成 18 年度事故情報収集結果による事故動向

生活安全ジャーナル編集事務局

平成 18 年度（平成 18 年4月～平成 19 年3月）に収集された事故情報の収集状況、平成 18 年度に調査が終了し公表した事故情報（平成 19 年6月 11 日現在）に関する調査内容、その調査結果の分析、事故動向等についてとりまとめました。

事故情報収集結果とその動向

１．事故情報の情報源別収集件数

事故情報の年度別情報源別収集件数及び収集件数割合を表1及び図1に示します。

平成 18 年度における情報源別事故情報収集件数は、4,084 件で、前年度比約 38％の増加となっています。

平成 18 年度における事故情報の情報源別収集件数は、「新聞情報等」による収集が最も多く収集件数全体の約 45％を占めていますが、前年度比では約5％減でした。情報源別事故情報収集件数は、「新聞情報等」を除くすべての情報源で増加しました。特に「製造事業者等」からの収集件数は、575 件から 1,235 件となり、前年度比約 115％の増加となりました。次いで、「消費生活センター等」からの収集件数が、135 件から 379 件の約 180％増、「消費者」からでは 42 件から 103 件の 145％増、「自治体等（消防機関を含む）」については、196 件から 268 件の約 37％増となっています。

「製造事業者等」からの報告が大きく増えたことについては、ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故やシュレッダーによる幼児の指切断事故など身の回りで使用されている製品の事故が次々と明らかになり、社会問題として大きく取り上げられたことから、製造事業者等からの事故報告が多数寄せられるに至ったためと考え

表1　年度別情報源別事故情報収集件数

情報源	平成 18 年度 件数及び割合	
製造事業者等	1,235 件	30.2%
自治体等（消防機関含む）	268 件	6.6%
消費生活センター等	379 件	9.3%
国の機関	219 件	5.4%
消費者	103 件	2.5%
その他	60 件	1.5%
小　計	2,264 件	55.5%
新聞情報等	1,820 件	44.5%
合　計	4,084 件	100.0%

図1　年度別、情報源別事故情報収集件数

られます。なお、平成16年度の「製造事業者等」からの報告の多さについては、特定の事業者から特定の製品において多発した事故情報が多数報告されたことによるものです。また、「消費生活センター等」や「消費者」からの通知が大幅に増加した要因は、新聞やテレビ等で製品事故等が取り上げられる機会が増えたことにより製品安全についての関心が高くなったことによると考えられます。

事故発生地域別事故情報収集件数を図2で示します。平成17年度の事故情報収集件数は2,952件、平成18年度は4,084件と件数そのものが大幅に増加しています。東北地方のほぼ横ばいを除くと各地域とも収集件数が増え、特に関東地区では、平成17年度が657件で、平成18年度は1,094件と大幅に増加しました。詳細をみてみると、平成17年度に報告された事故情報件数657件のうち、事業者からの報告は209件ですが、平成18年度は1,094件の中で事業者からの報告は458件となっており、平成18年度は事業者からの報告がほぼ倍増していることから、報告事業者の裾野が広がったものと考えられます。

情報源別の製品区分別事故情報収集件数を、表2及び図3に示します。「家庭用電気製品」は、製造事業者等からの報告件数が多く約44%を占めています。一方で「燃焼器具」は、収集される事故情報の多くが新聞情報からとなっており、約70%を占めています。

2．事故情報の製品区分別収集件数

収集された事故情報のうち、同一の製品事故に対して複数の情報源から通知されたもの、調査の結果、製品が事故発生に関係していないことが判明したもの及び事故品が経済産業省所管製品以外の製品であるものを除いた事故情報数は3,382件です。

事故情報の年度別製品区分別収集件数及び収集件数割合を表3及び図4に示します。平成18年度における製品区分別収集件数は、「燃焼器具」の事故情報件数が最も多く、収集した事故情報の約39%を占め、前年度比では54%増でした。これは、平成17年度の石油温風暖房機の事故に関し、消費生活用製品安全法第82条に基づく緊急命令が発動され、また平成18年度のガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故等、燃焼器具の事故に関する新聞報道等が増えたことに伴い、製品安全に関

図2　年度別事故発生地域別事故情報収集件数（左が17年度、右が18年度）
被害発生地域不明は除く

表２　製品区分別事故情報収集件数　（件）

製品区分	01 家庭用電気製品	02 台所・食卓用品	03 燃焼器具	04 家具・住宅用品	05 乗物・乗物用品	06 身のまわり品	07 保健衛生用品	08レジャー用品	09 乳幼児用品	10 繊維製品	11 その他	合計
製造事業者等	731	26	193	104	19	136	3	6	7	10	0	1,235
自治体等（消防機関）	177	1	58	0	22	7	1	1	0	0	1	268
消費生活センター	205	34	35	19	23	39	5	8	10	1	0	379
国の機関	31	2	174	2	5	4	0	0	1	0	0	219
消費者	50	8	15	10	5	9	1	4	0	1	0	103
その他	16	2	1	5	7	19	4	0	3	3	0	60
新聞等	448	2	1,102	28	165	28	13	25	0	8	1	1,820
合 計	1,658	75	1,578	168	246	242	27	44	21	23	2	4,084

図3　家庭用電気製品と燃焼器具の情報源別事故情報収集割合

する社会的関心が高まったことで事業者からの報告が増えたことが要因と考えられます。次いで「家庭用電気製品」が約 38％で前年度比 71％増、「身のまわり品」は約 7％で、年度比 178％増になりました。

推移をみると、平成 16 年度までは「家庭用電気製品」の収集件数が最も多く､「燃焼器具」の収集件数が続く傾向となっていましたが、平成 17 年度は「家庭用電気製品」より「燃焼器具」の収集件数が最も多くなりました。平成 18 年度においては､「家庭用電気製品」と「燃焼器具」の割合は 38.3％、38.9％とほぼ同じ割合となっています。傾向をみると、「家庭用電気製品」は「製造事業者等」からの報告が

表3　年度別製品区分別事故情報収集件数

製品区分	平成 16 年度 件数及び割合		平成17 年度 件数及び割合		平成 18 年度 件数及び割合	
01 家庭用電気製品	945 件	44.6%	759 件	36.7%	1,295 件	38.3%
02 台所・食卓用品	24 件	1.1%	22 件	1.1%	72 件	2.1%
03 燃焼器具	565 件	26.6%	855 件	41.4%	1,314 件	38.9%
04 家具・住宅用品	54 件	2.5%	74 件	3.6%	160 件	4.7%
05 乗物・乗物用品	324 件	15.3%	187 件	9.0%	208 件	6.2%
06 身のまわり品	96 件	4.5%	82 件	4.0%	228 件	6.7%
07 保健衛生用品	51 件	2.4%	17 件	0.8%	28 件	0.8%
08 レジャー用品	39 件	1.8%	58 件	2.8%	34 件	1.0%
09 乳幼児用品	19 件	0.9%	6 件	0.3%	20 件	0.6%
10 繊維製品	4 件	0.2%	7 件	0.3%	22 件	0.7%
11 その他	0 件	0.0%	0 件	0.0%	1 件	0.0%
合　　計	2,121 件	100.0%	2,067 件	100.0%	3,382 件	100.0%

※本表の件数は、調査の結果、重複情報や収集対象外情報であることが判明したものを除いたものです。

図4　年度別製品区分別事故情報収集件数割合

平成17年度は425件で、平成18年度は731件と大幅に増えています。一方、「燃焼器具」については、「製造事業者等」からの報告が、24件から193件に増加、さらに「国の機関」からの報告が31件から174件と大幅に増えています。

3．製品別事故情報収集件数

平成16年度から平成18年度までの最近3年間について事故情報の収集件数が多かった10品目を表4に示します。

平成16年度で最も件数の多かった「電気ストーブ」は、平成17年度では半減しました。これは、平成16年度に多くみられた特定の事業者の製品不具合による事故の多発が収束したためと考えられます。「ガスこんろ」、「石油ストーブ」は毎年多くの事故情報が寄せられています。

「ガスこんろ」は、平成17年度比で約48％の増加となりました。これは一酸化炭素中毒事故への社会的関心の高まりから、新聞において製品の関与について言及した記事が大幅に増加したこと、天ぷら火災などの使用者の誤使用・不注意による事故が製品事故として報告されることなどにより件数が増加したと考えられます。

平成18年度は「石油給湯器」の事故情報収集件数が増えました。これは、「製造事業者等」からの報告が増えたものです。同じく件数が増えた「ガスふろがま」は、「製造事業者等」及び「国の行政機関」からの通知が増えました。「ゆたんぽ」については、大部分が電子レンジ加熱式のゆたんぽに関する情報で、「製造事業者等」からの報告がほとんどを占めました。

「ガスこんろ」は、平成17年度、平成18年度ともに最も多くなっており、件数も平成16年度から199件、316件、466件と年々増えています。

ほか、「配線器具」や「エアコン」は、事故情報収集件数の多い品目で、「四輪自動車」については車両火災に関する情報がその大半を占めています。

4．製品区分別被害状況

年度別、製品区分別被害状況を表5に示します。平成18年度に収集した事故情報における製品区分別の人的被害の状況をみると、「家庭用電気製品」「燃焼器具」「家具・住宅用品」「身のまわり品」において人的被害が発生した事故情報が増加しています。

表4　年度別の品目別事故情報収集件数

平成16年度			平成17年度			平成18年度		
（事故情報収集件数 2,121 件）			（事故情報収集件数 2,067 件）			（事故情報収集件数 3,382 件）		
品目	件数	割合%	品目	件数	割合%	品目	件数	割合%
電気ストーブ	348	16.4	ガスこんろ	316	15.3	ガスこんろ	466	13.8
ガスこんろ	199	9.4	石油ストーブ	227	11.0	石油ストーブ	208	6.2
自転車	164	7.7	電気ストーブ	155	7.5	電気ストーブ	203	6.0
石油ストーブ	132	6.2	四輪自動車	108	5.2	四輪自動車	135	4.0
四輪自動車	110	5.2	配線器具	51	2.5	石油給湯器	96	2.8
小計	953	44.9	小計	857	41.5	小計	1,108	32.8
直流電源装置	65	3.1	エアコン	46	2.2	ゆたんぽ	89	2.6
エアコン	63	3.0	直流電源装置	45	2.2	ガスふろがま	79	2.3
カラーテレビ	41	1.9	まきふろがま	44	2.1	エアコン	76	2.2
簡易ガスライター	38	1.8	まきストーブ	42	2.0	石油ファンヒーター	63	1.9
配線器具	36	1.7	自転車	41	2.0	配線器具	61	1.8
小計	243	11.5	小計	218	10.5	小計	368	10.9
合計	1,196	56.4	合計	1,075	52.0	合計	1,476	43.6

図5　年度別事故情報が多かった品目の件数の推移

製品区分別の被害状況は、「レジャー用品」でシュノーケルに関する事故が減ったことから前年度比約 38%減となりましたが、その他の製品区分では前年度に比べ増加しています。全体に占める割合の高い「家庭用電気製品」や「燃焼器具」は、それぞれ前年度比 83%増、33%増となっています。

死亡事故は、「家庭用電気製品」の電気ストーブ、電気こたつ等による火災、「燃焼器具」では、ガスこんろ、石油ストーブ等による火災、「家具・住宅用品」については、はしごによる転落等の事故が多数発生しています。

重傷事故は、「家庭用電気製品」でシュレッダーによる指切断等、「燃焼器具」でガスこんろ、石油ストーブ等による火災等が多数発生しています。

人的被害以外の拡大被害や製品破損では、「乗物・乗物用品」「レジャー用品」で製品破損の件数が減少していることを除き、ほとんどの製品区分で事故件数が増加しています。

事故情報調査結果の分析とその動向

1．事故原因別事故情報件数

年度別の事故原因別事故情報件数とその割合を図6に示しました。

平成 16 年度から 18 年度の3年間に収集した事故情報（7,570 件）のうち、調査の終了した 5,041 件についてみると、「製品に起因する事故」は 1,529 件で調査の終了した事故情報全体の約 30%であり、「製品に起因しない事故」は 2,388 件で約 47%です。

表5　製品区分別被害状況

各欄内の数値は、平成 18 年度、（平成 17 年度）、（平成 16 年度）の順に表記　（件）

製品区分 ＼ 被害状況	合計	人的被害の発生した事故			人的被害の発生しなかった事故		
		死　亡	重　傷	軽　傷	拡大被害	製品破損	特に被害なし
01 家庭用電気製品	1,295 (759) (945)	82 (47) (31)	43 (21) (12)	156 (84) (62)	654 (479) (420)	321 (126) (416)	39 (2) (4)
02 台所・食卓用品	72 (22) (24)	0 (0) (0)	6 (1) (4)	40 (8) (6)	6 (5) (2)	15 (7) (10)	5 (1) (2)
03 燃焼器具	1,314 (855) (565)	121 (86) (58)	59 (33) (23)	268 (217) (135)	648 (488) (291)	152 (24) (41)	66 (7) (17)
04 家具・住宅用品	160 (74) (54)	10 (8) (3)	22 (36) (14)	42 (16) (18)	41 (6) (8)	41 (8) (11)	4 (0) (0)
05 乗物・乗物用品	208 (187) (324)	16 (7) (17)	15 (8) (20)	41 (44) (71)	35 (24) (14)	99 (104) (201)	2 (0) (1)
06 身のまわり品	228 (82) (96)	6 (1) (2)	19 (5) (7)	91 (44) (31)	68 (16) (18)	37 (16) (38)	7 (0) (0)
07 保健衛生用品	28 (17) (51)	3 (0) (0)	3 (2) (2)	11 (8) (19)	7 (7) (4)	2 (0) (25)	2 (0) (1)
08 レジャー用品	34 (58) (39)	9 (12) (8)	6 (8) (5)	13 (25) (11)	2 (2) (2)	4 (9) (12)	0 (2) (1)
09 乳幼児用品	20 (6) (19)	0 (0) (0)	1 (1) (0)	10 (2) (14)	0 (1) (0)	6 (1) (3)	3 (1) (2)
10 繊維製品	22 (7) (4)	4 (0) (0)	2 (0) (0)	14 (6) (3)	1 (0) (0)	0 (1) (0)	1 (0) (1)
11 その他	1 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	1 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)
総計	3,382 (2,067) (2,121)	251 (161) (119)	176 (115) (87)	686 (454) (370)	1,463 (1,028) (759)	677 (296) (757)	129 (13) (29)

（注）1．被害状況については、製品の有無を問わずにみた件数
2．重傷とは、全治1か月以上のけが
3．拡大被害は、製品以外に他の物的被害に及んだもの
4．数値は各年度毎に収集した事故情報の調査結果に基づき、製品区分別の被害状況を集計したもの

図6　年度別事故原因別事故情報件数割合

また、「製品に起因する事故」のうち、「設計、製造又は表示等に問題があったもの（個別不良も含む）」が 1,292 件で「製品に起因する事故」の約 84%を占めています。「製品に起因しない事故」では、「誤使用や不注意による事故」が 2,133 件で「製品に起因しない事故」の約 89%に達しています。

年度別の「製品に起因する事故」と「製品に起因しない事故」の割合については、平成 16 年度は「製品に起因しない事故」（約 38 %）よりも「製品に起因する事故」（約 40%）の割合が高くなっています。これは、16 年度は特定の事業者が製造した製品の不具合による多発事故によるものです。

2．製品区分別事故原因

平成 16 年度から平成 18 年度までの年度別、製品区分別事故原因を表6に示します。

なお、平成 18 年度に収集した事故情報の調査は、当該年度に収集した事故情報の約 31%しか終了していないことから、平成 16 年度、平成 17 年度に収集し、調査の終了した事故情報の調査結果に基づいて製品区分別の事故原因をみることにします。

平成 18 年度において収集件数が最も多かった「燃焼器具」の事故原因をみると、平成 16 年度、平成 17 年度ともに「製品に起因しない事故」（平成 16 年度 443 件、平成 17 年度 689 件）が燃焼器具全体（平成 16 年度 559 件、平成 17 年度 832 件）の約 80%を占め、「製品に起因しない事故」のうち約 90%が「誤使用や不注意による事故」（平成 16 年度 412 件、平成 17 年度 664 件）となっています。「製品に起因する事故」（平成 16 年度 34 件、平成 17 年度 20 件）は、それぞれ6%、2%となっています。

収集件数が次に多い「家庭用電気製品」の事故原因をみると、「製品に起因する事故」が家庭用電気製品全体（平成 16 年度 928 件、平成 17 年度 666 件）の平成 16 年度が約 60%（556 件）、平成 17 年度が約 32%（216 件）を占め、「製品に起因しない事故」については、平成 16 年度が約 20%（188 件）、平成 17 年度が約 36%（243 件）となっています。平成 16 年度において、「製品に起因する事故」の割合が高いのは、特定の事業者が製造した特定の型式の製品による事故が多発し、それらに関する事業者からの事故報告が多数寄せられたためです。

その他、「乗物・乗物用品」の事故原因をみると、「原因不明」が乗物・乗物用品全体（平成 16 年度 323 件、同 17 年度 174 件）の約 50%（平成 16 年度 167 件、同 17 年度 85 件）を占めています。「身のまわり品」の事故原因

「製品に起因する事故」とは、「A: 専ら設計上、製造上又は表示に問題があったと考えられるもの」「B: 製品自体に問題があり、使い方も事故発生に影響したと考えられるもの」「C: 製造後長期間経過したり、長期間の使用により性能が劣化したと考えられるもの」を指します。
「製品に起因しない事故」とは、「D: 業者による工事、修理又は輸送中の取り扱い等に問題があったと考えられるもの」「E: 専ら誤使用や不注意な使い方と考えられるもの」「F: その他製品に起因しないと考えられるもの」を指します。

表6　製品区分別事故原因

各欄内の数値は、平成 18 年度、（平成 17 年度）、（平成 16 年度）の順に表記　（件）

事故原因 ＼ 製品区分	A: 設計、製造又は表示等に問題があったもの	B: 製品及び使い方に問題があったもの	C: 経年劣化によるもの	D: 施工、修理又は輸送等に問題があったもの	E: 誤使用や不注意によるもの	F: その他製品に起因しないもの	G: 原因不明のもの	[小計] 調査が終了したもの	H: 調査中のもの	合　計
01 家庭用電気製品	83 (153) (492)	24 (21) (29)	24 (42) (35)	14 (21) (37)	68 (196) (122)	9 (26) (29)	98 (207) (184)	320 (666) (928)	975 (93) (17)	1295 (759) (945)
02 台所・食卓用品	6 (12) (7)	0 (1) (2)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	2 (5) (5)	3 (1) (0)	3 (1) (8)	14 (20) (22)	58 (2) (2)	72 (22) (24)
03 燃焼器具	79 (9) (28)	0 (2) (0)	19 (9) (6)	7 (21) (21)	361 (664) (412)	3 (4) (10)	28 (123) (82)	497 (832) (559)	817 (23) (6)	1314 (855) (565)
04 家具・住宅用品	60 (5) (17)	0 (3) (1)	0 (1) (0)	1 (0) (2)	9 (48) (23)	2 (1) (0)	9 (7) (7)	81 (65) (50)	79 (9) (4)	160 (74) (54)
05 乗物・乗物用品	5 (46) (97)	0 (1) (1)	2 (0) (0)	7 (5) (7)	26 (34) (47)	2 (3) (4)	41 (85) (167)	83 (174) (323)	125 (13) (1)	208 (187) (324)
06 身のまわり品	7 (46) (46)	0 (0) (2)	0 (2) (0)	0 (0) (0)	8 (14) (24)	2 (1) (0)	3 (10) (21)	20 (73) (93)	208 (9) (3)	228 (82) (96)
07 保健衛生用品	1 (1) (37)	0 (0) (1)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	7 (12) (11)	0 (0) (0)	3 (1) (2)	11 (14) (51)	17 (3) (0)	28 (17) (51)
08 レジャー用品	3 (13) (14)	1 (0) (1)	0 (7) (0)	0 (0) (0)	3 (12) (15)	3 (3) (3)	5 (9) (5)	15 (44) (38)	19 (14) (1)	34 (58) (39)
09 乳幼児用品	4 (0) (9)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	1 (0) (1)	1 (0) (2)	0 (4) (6)	6 (4) (18)	14 (2) (1)	20 (6) (19)
10 繊維製品	9 (1) (2)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	3 (0) (0)	0 (0) (0)	2 (1) (2)	14 (2) (4)	8 (5) (0)	22 (7) (4)
11 その他	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	1 (0) (0)	1 (0) (0)
合　計	257 (286) (749)	25 (28) (37)	45 (61) (41)	29 (47) (67)	488 (985) (660)	25 (39) (48)	192 (448) (484)	1,061 (1,894) (2,086)	2,321 (173) (35)	3,382 (2,067) (2,121)

（注）各欄内の数値は年度毎に収集した事故情報の調査結果に基づき、製品区分別の事故原因を集計したもの

をみると、「製品に起因しない事故」については、平成 16 年度が身のまわり品全体（93 件）の約 26%（24 件）、平成 17 年度が身のまわり品全体（73 件）の約 20%（15 件）ですが、「製品に起因する事故」では、平成 16 年度が身のまわり品全体の約 52%（48 件）、平成 17 年度が身のまわり品全体の約 66%（48 件）を占めています。

年度ごとに「製品に起因する事故」が多かった品目を表7に、また「誤使用や不注意による事故」が多かった品目を表8に示します。

「製品に起因する事故」が多かった5品目をみると、「直流電源装置」が3年連続で入っています。これは、平成 12 年以降発生している特定の事業者が輸入した電気シェーバー充電用製品の事故（設計不良による発煙・発火）が延べ 754 件（平成 19 年6月 11 日現在）にものぼっている影響もあり、他の品目より目立った結果となっています。平成 16 年度の「電気ストーブ」は 292 件もの報告がされていますが、特定の製品について事故が多発したことによるものです。その他の品目では、年度によって傾向が異なっており、「自転車」「靴」「石油給湯器」「いす」「ガスふろがま」等に多数の事故が発生していますが、これらも特定の事業者の特定の製品による事故が多く

表 7　年度別にみる「製品に起因する事故」が多かった品目

平成 16 年度（827 件）			平成 17 年度（375 件）			平成 18 年度（327 件）		
品目名	件数	割合 %	品目名	件数	割合 %	品目名	件数	割合 %
電気ストーブ	292	35.3	直流電源装置	45	12.0	石油給湯器	55	16.8
自転車	65	7.9	電気ストーブ	31	8.3	いす	42	12.8
直流電源装置	65	7.9	自転車	22	5.9	ガスふろがま	33	10.1
靴	27	3.3	電気こんろ	17	4.5	直流電源装置	24	7.3
歯ブラシ	26	3.1	靴	16	4.3	電気こんろ	17	5.2
合計	475	57.4	合計	131	35.0	合計	171	52.2

表 8　年度別にみる「誤使用や不注意による事故」が多かった品目

平成 16 年度（660 件）			平成 17 年度（985 件）			平成 18 年度（488 件）		
品目名	件数	割合 %	品目名	件数	割合 %	品目名	件数	割合 %
ガスこんろ	180	27.3	ガスこんろ	291	29.5	ガスこんろ	221	45.3
石油ストーブ	108	16.4	石油ストーブ	178	18.1	石油ストーブ	51	10.5
電気ストーブ	35	5.3	電気ストーブ	81	8.2	四輪自動車	22	4.5
四輪自動車	28	4.2	まきふろがま	36	3.7	石油ふろがま	18	3.7
石油ふろがま	26	3.9	まきストーブ	36	3.7	配線器具	16	3.3
合計	377	57.1	合計	622	63.2	合計	328	67.3

表9　事故原因区分別被害状況

各欄内の数値は、平成 18 年度、（平成 17 年度）、（平成 16 年度）の順に表記　（件）

事故原因 ＼ 被害状況	合計	人的被害の発生した事故			人的被害の発生しなかった事故		
		死　亡	重　症	軽　傷	拡大被害	製品破損	特に被害なし
A: 設計、製造又は表示等に問題があったもの	257 (286) (749)	1 (1) (1)	3 (2) (8)	50 (81) (75)	82 (109) (150)	92 (89) (502)	29 (4) (13)
B: 製品及び使い方に問題があったもの	25 (28) (37)	0 (0) (0)	0 (2) (1)	1 (1) (6)	19 (22) (28)	5 (1) (2)	0 (2) (0)
C: 経年劣化によるもの	45 (61) (41)	0 (0) (0)	1 (2) (1)	3 (10) (1)	16 (26) (22)	25 (23) (17)	0 (0) (0)
D: 施工、修理又は輸送等に問題があったもの	29 (47) (67)	2 (1) (2)	1 (1) (1)	6 (7) (5)	10 (27) (33)	10 (10) (24)	0 (1) (2)
E: 誤使用や不注意によるもの	488 (985) (660)	27 (99) (76)	26 (70) (37)	129 (232) (179)	282 (542) (330)	21 (40) (33)	3 (2) (5)
F: その他製品に起因しないもの	25 (39) (48)	5 (3) (4)	2 (0) (3)	5 (8) (7)	11 (23) (23)	1 (5) (11)	1 (0) (0)
G: 原因不明のもの	192 (448) (484)	25 (51) (36)	12 (23) (33)	26 (71) (85)	91 (210) (163)	35 (89) (160)	3 (4) (7)
[小計] 調査が終了したもの	1,061 (1,894) (2,086)	60 (155) (119)	45 (100) (84)	220 (410) (358)	511 (959) (749)	189 (257) (749)	36 (13) (27)
H: 調査中のもの	2,321 (173) (35)	191 (6) (0)	131 (15) (3)	466 (44) (12)	952 (69) (10)	488 (39) (8)	93 (0) (2)
合　計	3,382 (2,067) (2,121)	251 (161) (119)	176 (115) (87)	686 (454) (370)	1,463 (1,028) (759)	677 (296) (757)	129 (13) (29)

（注）各欄内の数値は年度毎に収集した事故情報の調査結果に基づき、事故原因別の被害状況を集計したもの

なっています。

「誤使用や不注意による事故」が多かった品目をみると、最近3年間では「ガスこんろ」「石油ストーブ」による事故が多数報告されています。「ガスこんろ」については、いわゆる「天ぷら火災」や「機器の手入れを怠ったために引火して火災」等の事故例が多くみられます。

平成 18 年度においては、調査中の事故情報が多数あり、今後調査が進むにつれて、これら2品目の件数は増えていくものと予想され、事故情報の収集件数が前年度に比べて多くなっていることから前年度の件数を上回るものと考えられます。

3．被害状況

事故原因区分別被害状況を表9に示します。

平成 16 年度から平成 18 年度までの3年間において、収集した事故情報は 7,570 件で、そのうち調査の終了した 5,041 件について、「製品に起因する事故」によって発生した死亡または重傷の人的被害の件数は 23 件で、「製品に起因しない事故」では 361 件でした。

表 10　製品区分別再発防止措置等の実施状況

各欄内の数値は、平成 18 年度、（平成 17 年度）、（平成 16 年度）の順に表記　（件）

製品区分 ＼ 再発防止措置の実施状況	措置実施件数	製品の交換、部品の交換、安全点検等を行ったもの	製品の製造、販売又は輸入を中止したもの	製品の改良、製造工程の改善、品質管理の強化等を行ったもの	表示の改善、取扱説明書の見直し等を行ったもの	政府、団体、事業者等の広報等により消費者に注意を喚起したもの	被害者への措置 損害賠償、製品交換等、個別的な措置
01 家庭用電気製品	115 (179) (530)	85 (137) (480)	5 (17) (18)	96 (119) (449)	1 (1) (3)	103 (152) (499)	109 (142) (500)
02 台所・食卓用品	5 (13) (9)	3 (10) (5)	3 (6) (0)	2 (9) (8)	1 (2) (2)	4 (8) (4)	4 (9) (9)
03 燃焼器具	94 (12) (31)	91 (10) (30)	3 (0) (3)	60 (9) (27)	1 (0) (2)	88 (8) (21)	91 (9) (29)
04 家具・住宅用品	60 (8) (17)	57 (6) (14)	54 (0) (1)	58 (5) (16)	1 (2) (1)	41 (6) (4)	42 (8) (16)
05 乗物・乗物用品	5 (47) (97)	3 (39) (68)	0 (1) (1)	3 (38) (74)	0 (2) (3)	3 (39) (66)	3 (42) (92)
06 身のまわり品	7 (45) (47)	2 (43) (37)	1 (8) (22)	2 (29) (39)	3 (0) (2)	2 (41) (36)	3 (39) (44)
07 保健衛生用品	1 (1) (38)	1 (0) (26)	1 (0) (26)	1 (0) (38)	0 (1) (12)	1 (0) (26)	1 (1) (38)
08 レジャー用品	4 (20) (15)	3 (17) (12)	2 (1) (4)	3 (11) (4)	1 (0) (2)	3 (18) (10)	3 (19) (12)
09 乳幼児用品	4 (0) (9)	4 (0) (4)	2 (0) (0)	3 (0) (9)	0 (0) (0)	4 (0) (4)	4 (0) (8)
10 繊維製品	9 (1) (2)	7 (1) (2)	0 (0) (0)	9 (1) (1)	0 (1) (0)	8 (0) (2)	7 (1) (2)
11 その他	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)	0 (0) (0)
総計	304 (326) (795)	256 (263) (678)	71 (33) (75)	237 (221) (665)	8 (9) (27)	257 (272) (672)	267 (270) (750)

（注）1、収集された事故に関して複数の措置が取られたものは、措置ごとに集計
2、各欄内の数値は年度毎に収集した事故情報の調査結果に基づき、製品区分別再発防止措置等の実施状況を集計したもの
3，個別措置のみのものを除く

「製品に起因しない事故」で死亡又は重傷の人的被害のあった事故361件のうち336件は「誤使用や不注意による事故」によるもので、死亡又は重傷の人的被害の大半を占めており、年度ごとの発生件数をみても毎年同様の傾向を示しています。

また、「製品に起因する事故」で軽傷を含めた人的被害のあった事故251件のうち222件は「設計、製造又は表示等に問題があったもの」によるもので、人的被害の大半を占めており、年度ごとの発生件数をみても毎年同様の傾向となっています。

死亡、重傷の人的被害が発生した事故の原因をみると、「誤使用や不注意によるもの」がほとんどであり、最近3年間において変化が見られない結果となっています。

4．再発防止措置

平成18年度中に事故原因等の調査が終了し、事故動向等解析専門委員会の審議を終えたものは2,181件で、内訳は平成15年度48件、平成16年度31件、平成17年度1,041件、平成18年度1,061件でした。

平成18年度中に調査が終了した事故情報のうち最近3年間の製品区分別再発防止措置等の実施状況を表10に、事故原因が製品に起因する事故における年度別再発防止措置等の実施状況を表11に示します。

「製品に起因する事故」530件のうち、約89％の474件の事故に対して製造事業者等により再発防止措置が講じられました。

残りの約56件は、火災等で製品の製造事業者等が特定できず対応が不可能であったもの、経年劣化で発生した事故で、市場や家庭における当該製品の残存数も少なく同種の事故情報が収集されていないことから措置がとられていないもの等です。

その他の単品不良と考えられる事故、表示や使用方法の問題で発生した事故等については、事業者は販売店においてポスター掲示による告知や、事業者のホームページ等で消費者への注意喚起を行ったり、製造工程の改善、品質管理の徹底・強化、取扱説明書や表示の改善等の再発防止措置がとられています。

表11　製品に起因する事故における
年度別再発防止措置実施状況

事故情報／収集年度	18年度に調査が終了した件数	製品に起因する事故情報件数	再発防止措置実施件数
平成15年度	48	1	1
平成16年度	31	10	8
平成17年度	1,041	192	161
平成18年度	1,061	327	304
合計	2,181	530	474

平成18年度に注目して調査を実施したもの

① 電磁弁内のOリングが溶融し、漏れた灯油に引火した石油給湯器
② 被洗ものから出たリント（綿埃）が堆積して火災に至ったガス衣類乾燥機
③ アレルギー性接触皮膚炎を発症させたデスクマット
④ 電源から入る電磁ノイズにより誤作動した電気こんろ（タッチスイッチ式）
⑤ 加工処理が不十分でガラス管が破裂した電気ストーブ（ハロゲンヒーター）
⑥ 走行中にハンドル操作ができなくなった自転車用ハンドル錠
⑦ 洗剤液がリード線の芯線を腐食、断線させ発火した電気乾燥洗濯機
⑧ 電極板が短絡して発火した配線コード（延長コード）
⑨ 肩掛けバンドのバックルが外れて刈刃で足に重傷を負わせた草刈機
⑩ 固定不足でガラス製天板が外れてしまったテーブル（ガラス製）
⑪ つり下げフックの長期耐久性が劣っていたため落下した照明器具
⑫ 疲労破壊によりポットの取っ手が破損した電気湯沸器
⑬ ヒーターのリード線の圧着端子の圧着不良により発火した電気ストーブ
⑭ エアコン洗浄液などが残留してトラッキング現象を誘発したエアコン
⑮ 溶接不足でブランケットとアッパーアームが外れてしまった電動車いす
⑯ 成型工程において不良品が混入してしまったいす（ガス昇降式、学習用）

注目事故

NITEでは、同一型式製品で同種事故が多発した事故等、再発の蓋然性が高い事故等注視する必要がある事故は、第一報のみならず、その後の調査等で得た情報についても入手次第、調査を進めています。
平成 19 年4月～ 12 月に、製品事故の拡大、再発防止のための措置に資する観点から、事故原因に注目して調査を行った事故は以下の通りです。

製品名	事故内容及び調査概要	調査結果に基づく対応
バッテリー（携帯電話用）	胸ポケットに携帯電話機を入れていたところ、突然電池パックが破裂し、スーツに穴があき、胸がヒリヒリするようになったとの通知があった。 調査を行った結果、製造工程で、製造治具がリチウムイオンバッテリーの負極板と接触し変形させたため、正極板との間にある絶縁シートが損傷。さらに、充放電による膨張及び電池ケースに対する外力の印加により絶縁シートが破れ、負極板と電池ケースが短絡して異常発熱し、破裂に至ったものと推定した。	事業者は、携帯電話会社とともに平成 18 年 12 月 8 日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、良品との交換を行っている。 また、極板・絶縁シートを巻く装置を改善し、電池ケースと電池端部との間に絶縁用サイド保護テープを巻くよう変更している。
自転車	自転車で走行中、フレームの上下パイプの接続部が折れて転倒し、顔に裂傷を負ったとの通知があった。 調査を行った結果、事故品のフレームは、変形しにくいため、過大な衝撃によって発生したクラックが徐々に進展していることに気付きにくく、また、取扱説明書には「転倒や衝突したときは続けて乗らずに、販売店で点検、整備してください」と記載されていたが、見た目に異常がなくても点検を受ける主旨が判りづらく、使用を継続したことによりフレームが破断したものと推定した。	事業者は、平成 16 年 7 月 2 日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、無料で点検・処置を実施している。
太陽熱温水器	太陽熱温水器の集熱器カバーガラスが外れて庭に落下したとの通知があった。 調査を行った結果、当該器ステンレス枠の微少な隙間から浸入した雨水が、集熱器内部に滞ったため、カバーガラス押さえ（ステンレス製）を固定しているリベット（アルミ製）が湿潤状態になり、ステンレスとアルミの異種金属の電位差により腐食が進行し、リベットが外れ、カバーガラスが落下したものと推定した。	事業者は、平成 19 年 2 月 6 日付の新聞及びホームページに社告を掲載するとともにユーザーにダイレクトメールを送付し、無償点検・修理を実施している。なお、平成 8 年 11 月以降の集熱器ケースに水抜き穴を追加し、リベットの材質をアルミからステンレスへ変更している。

製品名	事故内容及び調査概要	調査結果に基づく対応
電気洗濯機（乾燥機付、ドラム式）	鉄筋2階建て住宅のふろ場付近から出火し、ふろ場約15平方メートルを焼いたとの通知があった。 調査を行った結果、サーモスタット端子に接続するファストン端子のリード線カシメ不良により、接触抵抗が増加により、ジュール熱が発生し発熱し、近傍の樹脂製保護カバーに着火し、延焼したものと推定した。	事業者は、平成16年9月7日付の新聞及びホームページにより社告を行うとともに、対象商品の無料点検・修理を実施している。
換気扇	木造2階建て住宅の2階寝室から出火したとの通知があった。 調査を行った結果、電源端子部の構造上（取付位置、接続方法等）、防水・耐水対策が十分に考慮されておらず、さらに、当該機の施工作業のばらつきにより、ダクトパイプと本体パッキング部分で生じた隙間から内部に雨水が浸入し、堆積した塵・埃等とともに本体下部の電源端子接続部で、トラッキング現象が発生し、スパーク・発火し、延焼したものと推定した。	事業者は、平成18年11月16日付の新聞（地方紙4誌）及びホームページに社告を掲載し、製品の回収・交換を行っている。さらに経済産業省は、平成18年11月15日にプレスリリースし、注意喚起を行っている。 また、当該品の設計を変更し（①電源端子部をシリコン樹脂でモールド処理する。②端子部の位置を上部に変更し、外郭ケース下部に水抜き穴を追加。③モーター周囲に巻き付けるパッキング材の厚みやサイズを変更。）、雨水等の浸入防止及び排水対策を行った。なお、当該品の取り付けを行った工務店や電気工事店へ、取付処理の指示徹底の喚起文書を送付するとともに本体表示に「下り勾配で取り付ける」「本体のパッキング材は外さない」旨の注意ラベルを追加した。
折れ戸（クローゼット用）	幼児がクローゼットの折れ戸を開閉していたところ、左手中指第一関節の上部を挟み、欠損したとの通知があった。 調査を行った結果、一般的にクローゼットや収納家具に用いられる折れ戸の扉を折りたたんだ際に、扉と扉の隙間に指先をはさんだまま扉を閉めたため、けがをしたものと推定した。	事業者は、平成19年1月9日付けホームページ、チラシ・カタログ、店頭で告知をし、既存品には、平成18年9月より、センター隙間カバーセットの販売をしており、新製品には、指はさみしない構造仕様製品の開発を行なっている。 なお、「リビング建材お施主様のしおり」に注意事項を掲載している。
湯沸かし（ほうろう製）	ガスレンジで沸かした湯をポットに移そうとしたところ、突然、ほうろう製やかんの取っ手が外れ、右足に火傷を負ったとの通知があった。 調査を行った結果、樹脂製（ユリア樹脂）の取っ手の耐熱性が低く、湯沸かし時に炎等からの熱を長期間受けたため、取っ手の付け根部分が徐々にひび割れ、取っ手が外れたとものと推定した。	事業者は、販売を中止し、平成19年2月10日付けの新聞及びホームページに社告を掲載し製品の回収を行った。

製品名	事故内容及び調査概要	調査結果に基づく対応
ミニマット （電気マット） （電気座布団）	ミニマットが通電しなくなったので捨てようとしたら、焦げたような穴があいており、下に敷いていたバスタオルも焦げていたとの通知があった。 調査を行った結果、ヒーター線を固定する接着剤の塗布量及び粘度にバラツキがあり、接着強度が低下し、外圧によりストレスが加わり、固定位置より移動して重なり合い、お互いの発熱によりヒーター線の被覆が溶け、スパークが発生したため、上下層のフェルトを焦がし発煙に至ったものと推定される。 なお、当該製品にはサーモスタットと温度ヒューズが装着されていたが、異常発熱した箇所と離れていたため作動しなかったものと推定した。	事業者は、平成 19 年 1 月 22 日付のホームページに社告を掲載し、無償で製品交換を行っている。 なお、過去にヒーター線の移動により通電不良になった品質苦情があったことから、平成 17 年 7 月より接着強度を増した製品に設計変更している。
扇風機	故障し動かなかった扇風機が、事故当日に動いたので使用したところ当該扇風機より出火し、畳や障子、天井の一部を焼き、近くにいた寝たきりの女性が熱気道症で入院した。 調査を行った結果、長期使用（約 34 年）によりコンデンサーが劣化したため、内部で短絡して発火し、バックカバー等に延焼したものと推定される。	事業者は、 扇風機を長く使用しているお客様に対し、取扱説明書、チラシ等により使用中の古い扇風機に対する点検や、異常がある扇風機の使用を中止するようにお願いしている。また、（社）日本電機工業会より古い扇風機の使用に関する消費者啓発活動を行っている。
電気洗濯機 （全自動）	洗濯中、異臭がし、洗濯機から発煙した。 調査を行った結果、モーター運転用コンデンサーの絶縁耐力低下のため内部温度が上昇し、内部フイルムがショートするとともに、内部充填物（エポキシ樹脂）が熱せられ膨張してケースから流出し、発煙したものと推定される。	事業者は、平成 19 年 10 月 15 日付のホームページで社告を行い、無償で点検・修理を行っている。 なお、起動コンデンサーを韓国製から日本製へ変更する。
電気フライヤー	電気フライヤーの使用中に発煙し、テーブルマット及びテーブルが焦げた。本体底部を確認すると、外郭樹脂が溶けていた。 調査を行った結果、本体底部の電源線と内部配線を接続する接続端子部が、ネジ止めによる接続方式であり、生産工程で締め付けが不十分であったため、接触抵抗が増大し接触不良となり、ジュール熱により発熱し、外郭樹脂に着火・延焼したものと推定される。	事業者は、平成 18 年 7 月 2 日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、無償で点検・修理を実施している。 なお、平成 14 年 2 月以降の生産分より、接続端子部をネジ止め方式から圧着方式に変更している。
カラーテレビ （液晶）	視聴中のテレビから爆発音がし、火が出た。 調査を行った結果、当該機の電源ユニット部に使用しているバリスターに絶縁性能の低いものが混入し、電源を入れた際に生じるサージ電圧が繰り返し加わったことにより、バリスターが絶縁破壊して故障し、発煙等が生じたものと推定される。	事業者は、平成 19 年 10 月 11 日にプレスリリースするとともに同日付けホームページに社告を掲載し、無償点検・修理を行っている。 また、平成 18 年 3 月から、電源回路の保護方式をバリスターを使用しない方式に変更している。

製品名	事故内容及び調査概要	調査結果に基づく対応
スプレー缶（殺虫剤）	台所のガスこんろで調理中、シンクにいたゴキブリに殺虫剤を数回スプレーしたところ、引火して右手と顔に火傷を負った。 調査を行った結果、当該品を火気のあるところで使用したため、可燃性ガスに引火し火傷に至ったものと推定される。 なお、引火性が強いことから、火気のあるところでは使用しない旨の表示はあるが、殺虫成分が含有されていない安心感から使用場面が拡がるうえに、火気に対する注意を希薄にさせる印象の表示であったことも要因と推定される。	事業者は、製造・販売を中止し、平成 19 年 8 月 28 日付の新聞及びホームページに社告を掲載し、製品回収を行っている。
食器棚	食器棚の上下スライド式の扉（アクリル製）を使用していたところ、扉が落下し親指を挟み、打撲を負った。 調査を行った結果、扉を上下させるワイヤーのローラーを介して2本に分岐した部分の長さが違うため、ワイヤーにかかる荷重が異なり、ワイヤーがローラー部分から脱輪したことにより、ワイヤーに摩擦が発生し、ワイヤーの外皮に傷がつき、切断に至ったものと推定される。	事業者は、平成 19 年 8 月 7 日付のホームページに社告を掲載し、無償点検・修理を行っている。 また、ローラ部分を脱輪しにくい形状にし、ワイヤーも切れにくいものに変更するとともに、製造工程上でのバラツキをなくすための基準を作成することとした。
電気ストーブ（カーボンヒーター）	使用中の電気ストーブから異音がして、ガラス片が飛び散った。 ヒーター管の封口部に不具合があったため、封口部に隙間ができ徐々に空気（酸素）が侵入し、カーボン繊維が急激に酸化して発生したガスにより内圧が上昇し、ガラスが破損したものと推定される。	事業者は、平成 19 年 11 月 16 日付ホームページに社告を掲載し、無償で点検、ヒーター管の交換を実施している。

社告・リコール情報

社告情報はリスクアセスメントの観点から、事故等が発生後、事業者が事故の被害の大きさと事故の発生確率が社会に許容されるかどうか、検討・判断し、最終的に社告に至ったとみることができるものであり、大変参考になる情報です。NITE が収集している社告情報を関係者が使いやすいように品目別に整理しました。

社告情報は NITE ホームページ（http://www.jiko.nite.go.jp）にも掲載しています。

平成 19 年 4 月〜 12 月

平成 19 年4月 〜 12 月に NITE で収集した社告情報は 134 件です。当社告情報は、平成 19 年4月 〜 12 月まで、新聞等に社告を掲載し、製品の回収・交換等を実施しているもの（再社告情報含む）の中から、事故情報収集制度における対象製品で、事故が発生したか事故の起こる可能性の高い製品の社告を収集したものです。

平成 19 年4月〜 12 月の社告情報品目別内訳

平成 19 年4月〜12月の社告回収一覧

【家庭用電気製品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
スイッチングハブ	㈱バッファロー フリーダイヤル 0120 ― 979 ― 460 http://buffalo.jp/support_s/lsw5p/	PetitSwitch 10/100M スイッチングハブ 5 ポート LSW10/100 ― 5P	H 12 年 7 月〜 H 14 年 10 月販売	H19 年 4 月 4 日 < 新聞・HP>	付属の AC アダプタの一部において、コンデンサの製造・実装状態や長時間使用した場合の経年変化などが原因となって、コンデンサが焼損し発煙・発火に至るものがあることが判明した。	無償でACアダプタ交換

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
衣類乾燥機（再社告）	東芝コンシューママーケティング㈱ フリーダイヤル 0120 ― 316497	①［ED ― D300 タイプ］ ED ― D300、ED ― D302 ②［ED ― D600 タイプ］ ED ― D600、ED ― D602、ED ― 604N	①S 61 年 10 月～S 63 年 2 月 ②S 63 年 2 月～H元年 7 月　製造・販売	H19 年 4 月 10 日 <新聞・HP>	①一部製品において、発煙・発火の可能性があることが判明した。②一部製品において、製品不具合の可能性があることが判明した。	無料点検・修理
衣類乾燥機（再社告）	日本電気㈱ フリーダイヤル 0120 ― 204682 http://www.nec.co.jp/news/info/20070410.html	HD― 339 NA（100001 ～ 100950、200001 ～ 201050）	S 61 年 10 月～S 63 年 2 月 NECホームエレクトロニクス㈱（販売） 東芝家電製造㈱（旧：㈱東芝）（製造）	H19 年 4 月 10 日 <新聞・HP>	一部製品において、発煙・発火の可能性があることが判明。 （平成2年5月の再社告）	無料点検・修理
ビルトイン型食器洗い乾燥機	（製造元）㈱世田谷製作所 （販売元）㈱ハーマン クリナップ㈱ トーヨーキッチンアンドリビング㈱ 東建ナスステンレス㈱ 松下電工㈱ 総合お問い合わせ窓口 フリーダイヤル 0120 ― 24 ― 8663 http://www.harman.co.jp/	（販売元） ハーマン（FB4503PC、FB4503PF、FB4504PC、FB4504PF） クリナップ（CWFA― 45 A） トーヨーキッチン（FB 4504 PC） 松下電工、NAIS（Q G24 EW 2、QG 24 EW 2 Q、SUE 24 EW 2） ナスステンレス（EKW -453 C、EKW -453 D）	H 12 年～H 14 年　製造	H19 年 4 月 13 日 <新聞・HP>	一部の機種に機器の内部にあるコネクタの接触不良が原因となり、基板コネクタ部の発煙・発火に至る可能性があることが判明。	該当商品の点検、発生防止処置を無償で実施
ビルトイン型食器洗い乾燥機	大阪ガス㈱ フリーダイヤル 0120 ― 0 ― 94817 http://www.osakagas.co.jp/	型式　OSAKAGAS　115-5058	H 13 年 8 月～H 14 年 4 月に㈱ハーマンプロが製造、大阪ガス㈱にて販売	H19 年 4 月 13 日 <新聞・HP>	一部の製品に、機器内部にある基板内コネクタの接触不良が原因となり、コネクタ部の発煙・発火に至る可能性があることが判明。	該当商品の点検、部品交換作業を無償で実施
温水洗浄便座一体形便器	東陶機器㈱ フリーダイヤル 0120 ― 10 ― 7296 http://www.toto.co.jp/	対象製品番号 TCF 975***　TCF 970*** TCF 965***　TCF 960*** TCF 945***　TCF 940*** TCF 910*** 対象製造番号 4 S 93*********　4 S 08********* 4 S 94*********　4 S 09********* 4 S 95*********　4 S 0 X ********* 4 S 96*********　4 S 0 Y ********* 4 S 97*********　4 S 0 Z ********* 4 S 98*********　4 S 11********* 4 S 99*********　4 S 12********* 4 S 9 X *********　4 S 13********* 4 S 9 Y *********　4 S 14********* 4 S 9 Z *********　4 S 15********* 4 S 01*********　4 S 16********* 4 S 02*********　4 S 17********* 4 S 03*********　4 S 18********* 4 S 04*********　4 S 19********* 4 S 05*********　4 S 1 X ********* 4 S 06*********　4 S 1 Y ********* 4 S 07*********　4 S 1 Z *********	H 11 年 3 月～H 13 年 12 月製造	H19 年 4 月 17 日 <新聞・HP>	製品内部の一部接続部で接触不良が発生し、プラスチック製タンクの一部から発煙・発火に至る可能性のあることが判明。	無料点検・修理
温水洗浄便座（再社告）	㈱INAX フリーダイヤル 0120 ― 1794 ― 00 http://www.inax.co.jp/warnings/070424/	温水洗浄便座「サニタリーナF I」、「サニタリーナF II」	温水洗浄便座サニタリーナF：S 51 年～S 55 年　販売 温水洗浄便座サニタリーナF II：S 55 年～S 58 年　販売	H19 年 4 月 24 日 <新聞・HP>	製品内部にある端子台の間に尿・洗剤・水等が浸入し漏電による発熱でごくまれに発火にいたる可能性がある。 （1985 年にこの問題に関して公表し、点検・修理を行っております。）	点検・修理（一度点検された方は、再度点検の必要はありません。その他の機種についてはご安心してお使いください。）
ノートパソコン用バッテリー（再社告）	ソニー㈱ ソニーマーケティング㈱ ソニースタイル・ジャパン㈱ ソニーイーエムシーエス㈱ VAIO カスタマーリンクパーソナルコンピューター VAIO バッテリー交換プログラム特設窓口 専用フリーダイヤル 0120 ― 151 ― 133 http://vcl.vaio.sony.co.jp/rd/battery.html	パーソナルコンピューター VAIO 用バッテリーパック 対象バッテリーパックの型名：VGP-BPS3A、VGP-BPS2B の一部 <自主交換の対象となる VGP-BPS2B を同梱した製品型名> 自主交換の対象となる製造番号（シリアル番号）の VGP-BPS2B を同梱した製品は日本国内向けには販売していない。 <自主交換となる VGP-BPS3A を同梱した VAIO 型名> VGN-T92PSY・T92PS・T92S・T72B/L・T72B/T・T52B/L VGN-T91PSY・T91PS・T91S・T71B/L・T71B/T・T51B/L ＊VAIO 本体の製品型名表記では”/L” や “/T” など、”/” 以降は省略 。	不明	H19 年 4 月 26 日 <新聞・HP>	ソニー製パーソナルコンピューター VAIO（以下、VAIO）については、2006 年 11 月 7 日より開始しているバッテリーパック自主交換プログラムを継続している。まだ本プログラムをご利用していない、対象バッテリーパックをお使いのお客さまは、VAIO の型名を確認の上、交換の手続きをお取りください。 （平成 18 年11月7日に行った社告の再社告）	無償で製品交換（バッテリーパック）

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
たこ焼き器	㈱ 山善 フリーダイヤル 0120 ― 680 ― 286 E ―mail：carbon@earth.ocn.ne.jp http://www.yamazen.co.jp	たこ焼き器 製品型番：TYX −650 製造番号：26 CE、28 CE、29 CE、06 GE 製品型番：OPX−18 製造番号:10 DE、11 DE、12 DE、20 DE、17 EE、18 EE、20 EE	H 16 年 3 月〜7 月まで製造 製品型番：TYX― 650 製造日：H 16 年 3 月〜 7 月 製品型番：OPX ― 18 製造日：H 16 年 4 月〜 5 月	H19 年 4 月 27 日 <新聞・HP>	一部電源コード接続部にネジの緩いものが混入し、使用中に発煙・発火に至る危険性のあることが判明。	該当する製品の交換を無償で実施
ハイパワー風呂ポット	㈱津田商事 フリーダイヤル 0120 ― 693 ― 280 http://www.tsudatrd.net	ハイパワー風呂ポット 型式：TSE −22 ―T（HI）	H 16 年〜H 18 年 製造・販売	H19 年 5 月 8 日 <新聞・HP>	中間スイッチを切らずに浴槽から出して放置することを繰り返された場合、発煙・発火の可能性があることが判明	安全対策の実施
IH調理器	㈱東京衡機製造所（輸入元） プラコム㈱（発売元） プラコム㈱ IH 調理器お問い合わせ担当 フリーダイヤル 0120 ― 113513 http://www.tksnet.co.jp/2topic/rink/koukoku_IH_070510.pdf	IH調理器（商品裏側に記載） PLM - 29700	H 17 年 7 月 1 日〜H 18 年 6 月 8 日製造 （対象製造日以外の商品については安心して使用可。）	H19 年 5 月 11 日 <新聞・HP>	ごく稀に一部の部品の初期不良により発煙・発火する可能性があることが判明。	無料点検・修理
IH 電磁調理器	㈱ドリテック フリーダイヤル 0120 ― 875 ― 019 http://www.dretec.co.jp/	IH 電磁調理器「DI−701」 製造ロット番号：5L0010001 〜 5L0012000	不明	H19 年 5 月 16 日 <新聞・HP>	ロット番号の一部の製品について、使用中に発煙する可能性があることが判明。	無償点検・修理
電子レンジ	松下電器産業㈱ 電子レンジ フリーダイヤル 0120 ― 871 ― 682 http://panasonic.co.jp/appliance/info/important/product/index.htm#M02	電子レンジ NE − A 555、NE − A 575、NE―AB 50、NE―AC 50、NE―AC 60、NE − AT 66、NE − AT 70、NE − AT 80、NE − OT 1、NE―OT 2、NE − P 300、NE − P 500（12 機種）	S 63 年 12 月〜H 5 年 12 月 製造	H19 年 5 月 31 日 <新聞・HP>	電子部品内部のはんだの亀裂により、発煙・発火に至る可能性があることが判明。	無料部品交換（修理が困難な場合は、代替品との交換、または引き取りの対応）
冷凍冷蔵庫	松下電器産業㈱ 冷凍冷蔵庫 フリーダイヤル 0120 ― 871 ― 337 http://panasonic.co.jp/appliance/info/important/product/index.htm#M03	冷凍冷蔵庫 NR − F 40 V 1、NR − F 40 VP 1、NR − F 40 W 1、NR − F 40 SP 1、NR − G 53 K 1（5 機種）	H元年 2 月〜H 4 年 10 月製造	H19 年 5 月 31 日 <新聞・HP>	電子部品の内部素子の破壊により、発煙・発火に至る可能性があることが判明。	無料部品交換
電気衣類乾燥機	松下電器産業㈱ 電気衣類乾燥機 フリーダイヤル 0120 ― 871 ― 399 http://panasonic.co.jp/appliance/info/important/product/index.htm#M04	電気衣類乾燥機 NH − D 40 K 3、NH − D 45 A、NH − D 45 H 1、NH − D 40 K 2、NH − D 40 S 1、NH −45 K 1、NH −45 K 2、NH −45 K 3（8 機種）	H 5 年 8 月〜H 13 年 12 月製造	H19 年 5 月 31 日 <新聞・HP>	電気部品のはんだの亀裂により、発煙・発火に至る可能性があることが判明。	無料部品交換
電気衣類乾燥機	三菱電機㈱ 日本建鉄㈱ 電気衣類乾燥機 フリーダイヤル 0120 ― 139 ― 778 http://www.mitsubishiElectric.co.jp/oshirase/iruikansoki0705/	三菱 電気衣類乾燥機 DR − D 40 C 1− ※ （※はH又はCで色を表す） DR − D 40 L、DR − D 45 L	H 6 年 12 月〜H 11 年 8 月 松下電器産業㈱にて製造	H19 年 5 月 31 日 <新聞・HP>	電気部品のはんだの亀裂により、発煙・発火に至る可能性があることが判明。	無料部品交換
電気生ごみ処理機（再社告）	日立アプライアンス㈱（旧社名 日立ホーム＆ライフソリューション㈱） フリーダイヤル 0120 ― 34 ― 0528 FAX 0120 ― 34 ― 0538 http://kadenfan.hitachi.co.jp/bgd2/	家庭用バイオ式電気生ごみ処理機 BGD − X 150 全数対象 BGD − X 150 SK 4000001 〜 4000010 BGD − X 180 4000001 〜 4006727	H 15 年 3 月〜H 16 年 10 月製造	H19 年 6 月 5 日 <新聞・HP>	処理槽からの液漏れにより、ごく稀にヒータが劣化した場合、発煙発火する可能性のある事が判明。 （平成 16 年 11 月5日に行った社告の再社告） （平成 18 年6月 20 日に行った社告の再社告）	無償修理交換

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
加湿器	三菱重工空調システム㈱ 0120 ― 171 ― 415 http://www.mhi ― air.com/infof/070612.html	SHE 120 BD－C （全ての製造番号が対象）	H 17 年 9 月～H 18 年 10 月販売	H19 年 6 月 12 日 <新聞・HP>	一部の電源コードに配線接続の不良があり、差込プラグ部が熱くなる恐れがあることが判明。	無償交換（電源コード）
ハロゲンヒーター	㈱インターコンプ（発売元） ㈱ベスト電器（販売店） 住友商事㈱（輸入元） ㈱インターコンプ 「ハロゲンヒーター回収専用ダイヤル」 0120 ― 485 ― 448 http://www.bestdenki.ne.jp/library/image/company/070612harogen_np.pdf	インターコンプハロゲンヒーター BJH－881、 BJH－801、 BJL－801	H 15 年 9 月～販売	H19 年 6 月 14 日 <新聞・HP>	ヒーター管の破裂、発火等の事故の発生する可能性があることが判明。	製品引取・返金
カラーテレビ	㈱東芝　デジタルメディアネットワーク社テレビ事業部 0120 ― 809 ― 282 FAX 0120 ― 522 ― 283 http://www.toshiba.co.jp/about/press/2007_06/pr_j2001.htm	カラーテレビ 機種名：29 BS 7、29 BS 91、29 BS 95、29 BS 100、29 BS 951、29 S 80、25 BS 91、25 BS 900、25 BS 911、25 S 80、25 S 82 総生産台数：448,947 台 対象残存台数（推定）：約 8,100 台	H 2 年 4 月～H 3 年 9 月製造	H19 年 6 月 21 日 <新聞・HP>	回路基板のはんだ付け部に亀裂が入り、発煙に至った事例が発生し、発火に至る可能性のあることが判明。	無償点検・修理
浴室用電気温水循環浄化器	昭和鉄工㈱ フリーダイヤル 0120 ― 218 ― 026 http://www.showa.co.jp/oshirase/20070630.html	［製品名及び型式等］ 浴室用電気温水循環浄化器 （24 時間風呂） 1. 製造番号が 10 桁の場合 商品名と製造番号の頭 2 文字のアルファベットを確認ください。※製造番号（例）A02X50001 の場合「AA」になります。商品名 / 型式 / 製造番号の頭 2 文字 ・温泉気分　OK ― 6/ 全てが対象 ・LOVE湯　LU ― 6/ 全てが対象 ・ベルテクノ 24（浴槽一体型） BT ― 24/ 全てが対象 ・ニューヨーク 24 NY ― 24/ DA、DB、DC…DJ 24 A / DS、DT、DU…DZ NY ― 8/ VA、VB、VC…VJ ・グランツ 24 GR ― 24/ EA、EB、EC…EJ GR ― 8/ WA、WB、WC…WJ ・24 バス 24 ― 5 P / LA、LB、LC…LI LC ― 8/ BS、BT、BU…BZ LC ― 5 A / LS、LT、LU…LZ ・トルマリンバスⅡ / JA、JB、JC…JI　KA、KB、KC…KI ・バスポカ BP ― 6/ BA、BB、BC…BJ BP ― 7/ AA、AB、AC…AT BP ― 7 A / QS、QT、QU…QZ RS、RT、RU…RZ BP ― 8/ TA、TB、TC…TT ・バスポカF BP―F / UA、UB、UC…UT ・スーパーバスポカ BP―DX / SA、SB、SC…SJ 2. 製造番号が 9 桁の場合 商品名と製造番号の末尾から 4 桁目の数字を確認ください。 ※製造番号（例）99016 □ 001 の場合、□の位置の数字となります。 商品名 / 番号の末尾から 4 桁目の数字 グランツ 24/ 4 24 バス /2、3、5、8 クリスタルシーマ / 全てが対象 名湯倶楽部 / 全てが対象 ハニーらくらく湯 / 全てが対象 温泉気分 / 全てが対象	H 5 年～H 16 年　製造	H19 年 6 月 30 日 <新聞・HP>	一部の製品において、制御基板上にて発熱し、発煙・発火する恐れがあることが判明。	無償点検、修理

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
小形キッチンユニット用電気こんろ	富士工業㈱ サンウエーブ工業㈱ 東芝コンシューママーケティング㈱ ㈱日立ハウステック 松下電工㈱ 松下電器産業㈱ 三菱電機㈱ タカラスタンダード㈱ 日立アプライアンス㈱ クリナップ㈱ ㈱ミカド 三協立山アルミ㈱ 富士工業㈱ 0120 ― 500 ― 621 http://www.fjic.co.jp/ サンウエーブ工業㈱ 0120 ― 190 ― 530 http://www.sunwave.co.jp/ 東芝コンシューママーケティング㈱ 0120 ― 668 ― 401 http://www.toshiba.co.jp/tcm/ ㈱日立ハウステック 0120 ― 524 ― 852 http://www.hitachi-ht.com/ 松下電工㈱ 0120 ― 116 ― 484 http://www.mew.co.jp/ 松下電器産業㈱ 0120 ― 391 ― 391 http://panasonic.co.jp/ 三菱電機㈱ 0120 ― 099 ― 506 http://mitsubishielectric.co.jp/ タカラスタンダード㈱ 0120 ― 200 ― 805 http://www.takara-standard.co.jp/ 日立アプライアンス㈱ 0120 ― 256 ― 557 http://www.hitachi-ap.co.jp/ クリナップ㈱ 0120 ― 126 ― 174 http://cleanup.jp/ ㈱ミカド 0120 ― 358 ― 186 http://www.micado.co.jp/ 三協立山アルミ㈱ 0120 ― 202 ― 436 http://www.sankyotateyama-al.co.jp/	小形キッチンユニット品番 サンウェーブ工業 TMKE -120 A 1U、TMKE -120 A 2U、TMKE -120 B 1U、TMKE -120 B 2U、TMKE -105 A 1U、TMKE -105 A 2U、TMKE -105 B 1U、TMKE -105 B 2U、TMKE -90 A 1U、TMKE -90 A 2U、TMKE -90 B 1U、TMKE -90 B 2U 東芝設備機器 （現社名：東芝コンシューママーケティング）UKM -90 GP 1、UKM -90 P 1、UKM -120 GP 1、UKM -120 P 1 日立化成工業 （現社名：日立ハウステック） KM -902 D、KM -902 S、KM -1202 D、KM -1202 S、KM -903 D、KM -903 S、KM -1203 D、K M -1203 S、KM -1053 D、KM -1053 S、KM -1503 D、KM -1503 S 松下電工 MK -1250、MK -1200、MK -1050、MK -900、MK -650 （電気こんろ品番NK -1102、NK－2102 が組み込まれている製品が対象です。） 松下電器産業 KE -90、KE -120 タカラスタンダード キッチンユニット品番表記はありません。 組み込まれている各社の電気こんろ品番を確認ください。 クリナップ CK -94 F、CK -104 F、CK -124 F、CK -950 F、CK -1205 F ニットー （現社名：ミカド） MKU -90、MKU -100 三協アルミ （現社名：三協立山アルミ） キッチンユニット品番表記はありません。 電気こんろ品番の表示はなく、電気こんろのスイッチ部に 100 V、200 V と表示しています。 電気こんろ品番 富士工業 FH -31 A、FH -31 B （品番表記がなく、100 V、200 Vのみを表示している製品もあります。） サンウエーブ工業 SBE -101-100 V、SBE -101-200 V、FHS -31 A、FH S -31 B、 東芝設備機器 （現社名：東芝コンシューママーケティング） BHP -111、BHP -121 日立化成工業 （現社名：日立ハウステック） HK -1102、HK -2102、HT -1250 C 松下電器産業 NK -1101、NK -1102、NK -2101、NK -2102 三菱電機 CR -1501、CR -1501 A、CR -1501 B、CR -1201、CR -1201 A、CR -1202 日立熱器具 （現社名：アプライアンス） HT -1250、HT -1550、HT -1250 T	1977 年～ 1996 年 製造販売	H19 年 7 月 4 日 < 新聞・HP >	小型キッチンユニットの製品において、身体や物が接触し、意図せずスイッチが「入」となる可能性がある構造であったために、電気こんろの上や周囲に可燃物が置かれていた場合に、火災に至ることがあります。 協議会加盟会社が1990年から事故防止のため改修を実施してきましたが、改修を終えていない製品から事故が多発しています。	無償改修
温水洗浄便座一体形便器（再社告）	TOTO ㈱ フリーダイヤル 0120 ― 10 ― 7296 （携帯・自動車電話・PHS利用可） 9：00 ～ 18：00（夏期休暇、年末年始除く） FAX 0120 ― 44 ― 0092 http://www.toto.co.jp/News/wl/index.htm	温水洗浄便座一体形便器 ・対象製品番号 TCF 975*** TCF 970*** TCF 965*** TCF 960*** TCF 945*** TCF 940*** TCF 910*** ・対象製造番号 4 S 93 4 S 99 4 S 03 4 S 09 4 S 13 4 S 19 4 S 94 4 S 9 X 4 S 04 4 S 0 X 4 S 14 4 S 1 X 4 S 95 4 S 9 Y 4 S 05 4 S 0 Y 4 S 15 4 S 1 Y 4 S 96 4 S 9 Z 4 S 06 4 S 0 Z 4 S 16 4 S 1 Z	H 11 年 3 月～ H 13 年 12 月 製造	H19 年 7 月 9 日 < 新聞 >	製品内部に接触不良が発生し、プラスチック製タンクの一部から発煙・発火に至る可能性のあることが判明。 （平成19年4月17日に行った社告の再社告）	無料点検・修理

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
電気式浴室換気乾燥暖房機	TOTO ㈱ 浴室乾燥機コールセンター フリーダイヤル 0120 ― 101 ― 674 FAX 0120 ― 101 ― 736（24 時間受付） 電話：043 ― 498 ― 3750 FAX：043 ― 498 ― 3752 http://www.toto.co.jp/News/20060630/index.htm	電気式浴室換気乾燥暖房機 EKK 401 型、EKK 411 型、 EKK 411N1 型、 TYK 100 型、TYK 101 型、 TYK 100 R型、 TYK 200 型、TYK 201 型、 TYK 210 型	H元年 1 月～1999 年 12 月出荷	H19 年 7 月 9 日 < 新聞 >	対象製品の電源電線接続部工事に不具合がある場合、接続部の焼損及び周辺部の延焼に至る可能性があります。 【お客様へのお願い】 1. 下記コールセンターまでご一報願います。現在、使用の浴室換気乾燥暖房機の機種確認をします。 2. 点検対象機種の場合は、点検が必要となります。施工業者等がお分かりになるか、確認させてください。 3. 点検が完了するまで対象機種の使用を控えてください。 【施工業者様へお願い】 対象製品の電源電線接続部を点検願います。 早期に点検が完了するよう、ご理解、ご協力をお願いします。	
電球形蛍光ランプ	東芝ライテック㈱（製造元） 日立ライティング㈱（販売元） 三洋電機販売㈱（販売元） NECライティング㈱（販売元 ） お問い合わせ共通窓口 フリーダイヤル 0120 ― 510 ― 456 東芝ライテック㈱ http://www.tlt.co.jp/tlt/kokuchi/neoball/neoball.htm 日立ライティング㈱ http://www.hitachi ― hll.co.jp/company/info070711.pdf NECライティング㈱ http://www.nelt.co.jp/information/notice/2007-07-10.html	電球形蛍光ランプ（電球 100 Wタイプ） ・東芝ブランド EFG 21 EL、EFG 21 EN、 EF G21 ED、 EFG 21 ED G、EFG 21 EL KIKU、 EFA 22 EL、EFA 22 EN、EFA 22 ED ・日立ブランド EFG 25 EL /21 A、 EFG 25 EN /21 A、 EFG 25 ED /21 A EFA 25 EL /22 A、 EFA 25 EN /22 A、 EFA 25 ED /22 A、 ・三洋ブランド EFG 21 EL、EFG 21 ED、 EFA 22 EL、EFA 22 ED ・NECブランド EFA 25	H 13 年（H 13 年）3 月～H 18 年（H 18 年）6 月 製造、販売	H19 年 7 月 11 日 < 新聞・HP >	電球形蛍光ランプの一部において、ランプ寿命時にインバータ回路上のコンデンサの単品故障により、ランプ内の気圧が高まり極めて稀にガラスカバーが外れる可能性のあることが判明。 ［安全上の注意］ ・ランプが寿命（不点灯）になった時には、ランプを取り外して、交換してください。 ・必ず、器具で指定されたワット数以下のランプを使用してください。 ・ガラス製品のため、お取り扱いに注意してください。 ・点灯中や消灯直後はランプが熱いので触れないでください。 ・水滴がかかる状態や湿度の高いところで使用しないでくだ	製品交換
ポータブルDVDプレーヤー	長瀬産業㈱ フリーダイヤル 0120 ― 181 ― 655 http://www.nagase.co.jp/news/pdf/20070711.pdf http://www.axion ― visual.com/others/support ― important01.html	・ポータブルDVDプレーヤー axion AXN2548 axion AXN2588 axion AXN3539 axion AXN3588 axion AXN3589 axion AXN3709 axion AXN3808 axion AXN4109 axion AXN4709 axion AXN4809 axion AXN5109 axion AXN5429 axion AXN5709 axion AXN5807 axion AXN5909 axion AXN6109 axion AXN6608 axion AXN6705 axion AXN6709 ROSSINI RPD7100 ROSSINI RPD7700 AUDIOVOX D1708 INSIGNIA NS-7PDVDA ・液晶テレビ＋DVDプレーヤー axion AXN31005 ・デジタル写真立て axion AXN700PF	ポータブルDVDプレーヤー（H 15 年 6 月～）販売 液晶テレビ＋DVDプレーヤー（H 17 年 1 月～H 18 年 9 月）販売 デジタル写真立て（H 19 年 1 月～）販売	H19 年 7 月 12 日 < 新聞・HP >	一部商品にて、稀に使用中に液晶画面のフレーム部分が高熱により変形や発煙に至った事例が発生し、発火に至る可能性のあることが判明。	自主回収、返金

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
モバイルノートパソコン	日本電気㈱ NECパーソナルプロダクツ㈱ ・個人でご購入のお客様（「LaVie M 」「LaVie G タイプ M」および「VersaPro モバイルノート（ベイ内蔵型）」） フリーダイヤル 0120 ― 480 ― 717（携帯電話、PHS からでも利用可） http://121ware.com/navigate/support/lvm/	・「LaVie M 」（個人向け店頭販売モデル） PC-LM5005D PC-LM5505E PC-LM5007D PC-LM7007E PC-LM5008D PC-LM5008D1U ・「LaVie G タイプ M」（個人向け Web 直販専用モデル） PC-LG13FVH*D PC-LG15FVH*D PC-LG16FVH*D PC-LG14FVH*F PC-LG16FVH*F PC-LG15FVH*G PC-LG16FVH*G （※型番中の「*」には任意の英数字 1 文字が入ります。） ・「VersaPro モバイルノート（ベイ内蔵型）」（法人向けモデル） PC-VA13FVH*H PC-VA13FVH****H PC-VY14FVH*L PC-VY14FVH****L PC-VJ14FVH*L PC-VJ14FVH****L PC-VY16FVH*L PC-VY16FVH****L PC-VJ16FVH*L PC-VJ16FVH****L PC-VY16FVH*M PCVY16FVH****M PC-VJ16FVH*M PC-VJ16FVH****M （※型番中の「*」には任意の英数字 1 文字が入ります。）	H 15 年 3 月～ H 17 年 4 月 出荷	H19 年 7 月 13 日 <HP>	一部のモバイルノートパソコンおいて、稀にパソコンの電源が入らなくなる場合があり、その一部において発熱により筐体の変形に至る（底面に直径 5mm 程度の穴が開く）場合があることが判明。 ※・法人でご購入のお客様（「VersaPro モバイルノート（ベイ内蔵型）」） 機器を納入した日本電気㈱の営業部門もしくは販売店にお問い合わせください。 営業部	無償修理
ポータブルDVDプレーヤー	長瀬産業㈱（輸入元） 0120 ― 181 ― 655 http://www.axion ― visual.com/others/support ― important01.htm バンダイビジュアル㈱（販売元） http://www.bandaivisual.co.jp/support/info.html#0712	「char MODEL portable DVD Player BCHW -0001」 （シャア専用ポータブルDVDプレーヤー）	H 16 年 1 月～ 販売	H19 年 7 月 19 日 <新聞・HP>	製品の使用中に液晶画面のフレーム部分が高熱により変形や発煙、発火に至る可能性のあることが判明。	製品回収、返金
ポータブルDVDプレーヤー	長瀬産業㈱（輸入元） 0120 ― 181 ― 655 http://www.axion ― visual.com/others/support ― important01.html ㈱ベスト電器（販売元） http://www.bestdenki.ne.jp/library/image/company/20070719dvd.pdf	ポータブルDVDプレーヤー （AXN 2708 WB）	H 16 年 1 月～ 販売	H19 年 7 月 19 日 <新聞・HP>	製品の使用中に液晶画面のフレーム部分が高熱により変形や発煙、発火に至る恐れのあることが判明。	無償回収、返金
ノートパソコン用バッテリパック	㈱ 東芝 フリーダイヤル 0120 ― 366 ― 554 海外からの電話の場合： 043 ― 303 ― 1705 http://dynabook.com/assistpc/info/battery3/index_j.htm	対象機種 ・機種名，型番，製造番号の左 2 桁英数字 dynabook から始まります ・AX/720LLTPAAX720LLT26・AX/720LST PAAX720LST 26,36・AX/730LS PAAX730LS 26,36・AX/740LS/LSB/LSK PAAX740LS、PAAX740LSB、PAAX740LSK 16,26,36・AX/740LSD PAAX740LSD 26,36・AX/745LS PAAX745LS 16,26・AX/840LS PAAX840LS 36,46・AX/840LSB/LSBB/LSK/LSM PAAX840LSB、PAAX840LSBB、PAAX840LSK、PAAX840LSM 46 ・Satellite AW4 PSAW41JLWBS3K、PSAW41JLWPS3K、PSAW41JLWPS3L、PSAW41MCWPS3K、PSAW41MCWPS3L 16,26,36,46 ・Satellite AW4 PSAW41JLWBS3L26,36,46 ・ Satellite AW4 PSAW41MCWBS3K、PSAW41MCWBS3L 16,26,36 ・TX/745LS PATX745LS 16,26,36 ・TX/750LSB PATX750LSB 16,26 ・TX/760LS PATX760LS 16,26,36 ・TX/760LSK PATX760LSK 16,26,36 ・TX/762LSJ PATX762LSJ 16,26 ・TX/770LS PATX770LS 16,26,36 ・TX/770LSBI PATX770LSBI 16,26 ・TX/850LS PATX850LS 46 ・TX/855LS PATX855LS 46 ・TX/860LS/LSB/LSBI/LSK PATX860LS、PATX860LSB、PATX860LSBI、PATX860LSK46	H 18 年 1 月～ 4 月 製造	H19 年 7 月 19 日 <HP>	ノートパソコンに搭載されたバッテリパックにおいて発火事故が発生した。 調査した結果、一部生産ロットのバッテリにおいて不具合が発生した可能性があり、安全上の問題に至る可能性がある事が判明。	バッテリパックの無償交換（パソコン本体は無償交換の対象外）

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
液晶テレビ	日本サムスン㈱ フリーダイヤル 0120 ― 327 ― 527（PHS・携帯電話からも利用可） http://www.samsung.com/jp/products/news072007.htm	・22 型液晶テレビ（LT 22 A 13 W） ・29 型液晶テレビ（LT 29 A 13 W） ・40 型液晶テレビ（LT 40 A 13 W）	H 14 年 5 月～H 16 年 2 月製造	H19 年 7 月 20 日 ＜HP＞	電源アダプターの挿入口接触不良（異臭、発煙等）により電源が入らなくなる不具合を確認。	無償点検、修理
プロジェクター	NECディスプレイソリューションズ㈱ フリーダイヤル 0120 ― 975 ― 346 （携帯電話・PHSからも利用可） http://www.nec ― display.com/lt20j_info.html	ビューライトLT 20 J 型名：LT 20 J （本体には「LT20」と記載） シリアルナンバー（製造番号）： 「5」､「6」､「7」で始まるものが対象。 ※型名・シリアルナンバーはお手持ちの保証書または製品本体底面の銘板に記載。	H 17 年 3 月～H 19 年 3 月製造	H19 年 7 月 23 日 ＜HP＞	電源回路のはんだ付け部に亀裂が入り、使用中に電源が切れたり入らなくなる事例が発生し、発煙に至る可能性があることが判明。	無償点検、修理
ペーパーシュレッダー	アイリスオーヤマ㈱ アイリスコール 0120 ― 211 ― 299 http://www.irisohyama.co.jp/safetyinfo/	「A 4 クロス」、「A 6 クロス」、「A 4 ストレート」、「PS −216 DK」、「EX − A 4 C」、「PX −160」、「PS −200」、「SCA −405 D」、「SCA −406 D」、「SCA −407 D」、「SCA −408」、「SCA −410 D」、「SCA −415 D」 ※型番は、製品天板のシールに記載してます。	H 17 年 6 月以前 製造	H19 年 7 月 31 日 ＜新聞・HP＞	まれに電源コードの劣化・亀裂が生じ、電線の露出した部分に触れて火傷を負う事故が発生している事が判明。	無償部品交換（電源コード部分）
小形キッチンユニット用電気こんろ	サンウエ − ブ工業㈱ 東芝コンシュ − ママ − ケティング㈱ 日立アプライアンス㈱ 富士工業㈱ 松下電器産業㈱ サンウエ − ブ工業㈱ 0120 ― 190 ― 530 http://www.sunwave.co.jp/ 東芝コンシュ − ママ − ケティング㈱ 0120 ― 668 ― 401 http://www.toshiba.co.jp/tcm/ 日立アプライアンス㈱ 0120 ― 256 ― 557 http://www.hitachi-ap.co.jp/ 富士工業㈱ 0120 ― 500 ― 621 http://www.fjic.co.jp/ 松下電器産業㈱ 0120 ― 391 ― 391 http://panasonic.co.jp/ 小形キッチンユニット用電気こんろ協議会 0120 ― 355 ― 915 http://www.denki-konro.jp/	小形キッチンユニット用電気こんろ（上面操作一口電気こんろ、複数口電気こんろ） 製品区分 上面操作一口電気こんろ メーカー（現社名）　電気こんろ品番 ・サンウェーブ工業※ 1 HT−1290、HT−1500 ・日立アプライアンス HT−1290、HT−1290T、HT−1500 製品区分　複数口電気こんろ ・サンウエーブ工業※ 2 SBE−2G、SBE−3G、SBE−3T ・東芝コンシューママーケティング※ 2 HP−2000、HP−2000J、HP−2000T、HP−3000、UHP−S36A、UHP−S36AT、BHP−361T、BHP−365（※ 3）BHP−461、BHP−461N、BHP−461W ・日立アプライアンス　HT−3000G、HT−3010G、HT−3310、HT−3510 HT−3511A、HT−4510、HT−D3451、HT−D4451、HT−D4451SS ・富士工業　FH−62、FH−621、FH−63、NSH−621、SBA−201、SBA−211、SBA−211A、SBA−301、SBA−311、SBA−311L ・松下電器産業　NK−2220、NK−2251、NK2252、NK−2306、HNT−2200（※ 5）、NK−2204、NK−2204CM、NK−2204M、NK−2304、NK−2305、NK−2307、NK−2201、NK−2202、NK−2203、NK−2301、K−2302、NK−2303 ※ 1 日立アプライアンスよりのOEM品 ※ 2 富士工業よりのOEM品（※ 3 を除き） ※ 3 松下電器産業よりのOEM品 ※ 4 据置き型・ビルトイン型があります ※ 5 ブランド名はHEC	S 60 年～H 16 年 製造、販売（上面操作一口電気こんろ） S 52 年～H 8 年 製造、販売（複数口電気こんろ）	H19 年 8 月 1 日 ＜新聞・HP＞	2007年7月4日に譴告を行った小形キッチンユニット用一口電気こんろと同様のスイッチ構造を持つため、電気こんろに身体や物が接触し意図せずスイッチが「入」となる可能性があり、電気こんろの上や周囲に可燃物が置かれていた場合、火災事故に至ることが判明。	無償改修
プリメインアンプ	日本ビクター㈱ フリーダイヤル 0120 ― 230 ― 788（携帯電話・PHS利用可） http://www.jvc ― victor.co.jp/support/info/ax ― v1 ― n/index.html	プリメインアンプ （機種名：AX ― V1 ― N） ※機種名は製品本体前面及び背面にある表示部で確認できます。	H 7 年 1 月～H 11 年 12 月製造	H19 年 8 月 7 日 ＜新聞・HP＞	製品の一部に部品固定用に使用した接着剤の経年劣化により、異臭および煙が発生する事例が判明。	無料点検・修理

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 （製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
ブラウン管テレビ	日本ビクター㈱ フリーダイヤル 0120 ― 210 ― 839 （携帯電話・PHSからも利用可） http://www.jvc ― victor.co.jp/support/info/crt070806/index.html	・14 型ブラウン管テレビ（C ― 14B2） ※C― 14 B 2(A) またはC― 14 B 2(B) と表示されているセットもありますが、全て対象です。 ・25 型ブラウン管テレビ （AV― 25 K 1/ B、AV― 25 K 1/ C） ・29 型ブラウン管テレビ （AV― 29 KB 1/ B） ※AV― 25 K 1 及びAV― 29 KB 1 には、型名末尾が異なる複数の機種がありますが、対象は上記 3 機種のみです。	・14 型ブラウン管テレビ（C ― 14B2） H 3 年 4 月～H 5 年 7 月 製造 ・25 型ブラウン管テレビ（AV― 25 K 1/ B、AV― 25 K 1/ C） H 13 年 4 月～H 14 年 12 月 製造 ・29 型ブラウン管テレビ（AV― 29 KB 1/ B） H 13 年 4 月～H 14 年 12 月 製造	H19 年 8 月 7 日 <新聞・HP>	内部電子部品の一部に不具合があり、異臭および煙の発生する可能性があることが判明。	無料点検・修理
カーボンヒーター	燦坤（サンクン）日本電器㈱（輸入販売元） 燦坤（サンクン）日本電器㈱「カーボンヒーター回収交換ダイヤル」 フリーダイヤル 0120 ― 600 ― 527 http://www.tsannkuen.jp/	カーボンヒーター ・2005 年製 TSK −5328 CT 販売元・燦坤（サンクン） ・2005 年製 TSK −5328 CRI 販売元・燦坤（サンクン） ・2005 年製 TSK −5328 CRI（BW） 販売元・㈱バルス	H 17 年 9 月～H 17 年 12 月 輸入販売	H19 年 8 月 7 日 <新聞・HP>	一部の製品において、配線不適切により、発煙・発火に至る可能性のあることが判明。	製品回収・交換
温水浄化システム（通称「24 時間風呂」）	旭硝子㈱ フリーダイヤル 0120 ― 80 ― 5273 （IP電話で利用できない場合は 03 ― 3218 ― 5273） http://www.agc.co.jp/information/bath_20070820.html	［製品名及び型式等］ 温水浄化システム （通称「24 時間風呂」） ・スパードリーム（AL −907） ・ニュースパーメイト（AL −004） ・自湯気ママ（AL― 003） ※商品名と型式は、本体裏側に貼り付けられた定格銘板に記載されています。	・スパードリーム H元年 8 月～H 7 年 5 月 製造 ・ニュースパーメイト H 2 年 5 月～H 7 年 6 月 製造 ・自湯気ママ H 2 年 3 月～H 5 年 9 月 製造	H19 年 8 月 21 日 <新聞・HP>	温水ヒーターの結線部分が発熱し、発煙発火するおそれがあることが判明。	無償点検、ヒーター部品交換、防水処理を実施。
電動鉛筆削り器	㈱ セイカ フリ－ダイヤル 0120-461-085 http://www.seika-n.co.jp/press/dendou_kezuri_070822.html	電動えんぴつけずり ふたりはプリキュア（本体背面にCN −0422436−Aと記載） ※「ふたりはプリキュアマックスハート」および「ふたりはプリキュアスプラッシュスター」 の電動えんぴつけずりは対象外です。（この 2 商品の背面表示はSE― 042-01 と記載）	H 16 年 11 月～H 17 年 9 月 販売	H19 年 8 月 23 日 <新聞・HP>	一部の製品の電源コードから火花が出てコードが断線する事故が4件発生しました。	商品回収、無償部品交換（電源コード）
電動鉛筆削り器	㈱ デビカ フリーダイヤル 0120 ― 92 ― 9575 http://www.debika.co.jp/	電動鉛筆削り器（DES― 02） 【対象商品】 ・「DES― 02」型番は本体後部のシールに記載しています。 ・底部に「Serial No」のシールが貼っていない商品。 ・電線コードが 2 連タイプになっている商品。 【対象外商品】 ・「DES― 02」にて、底部に「Serial No.A000001 ～」のシールが貼ってある商品は対象外です。		H19 年 8 月 23 日 <新聞・HP>	一部の製品において使用中、電線コードより火花が出て断線する事故が24件発生しました。	商品回収、無償部品交換（電線コード）
電気玩具（ゲーム機用コントローラー）	マイクロソフト㈱ フリーダイヤル 0120 ― 220 ― 340 （フリーダイヤルが利用できない場合は、03 ― 3570 ― 8261） http://www.xbox.com/ja ― JP/press/release/20070823.htm	Xbox 360 ワイヤレス レーシング ホイール		H19 年 8 月 23 日 <HP>	AC アダプターと接続して動作した際に、本体内部の一部品にて稀に異常発熱および発煙が生じる場合があることが判明。対策の提供が行われるまで、同製品の AC アダプターの使用を控えてください。なお、同製品を単三乾電池、または別売りの「Xbox 360 リチャージブル バッテリー パック」を用いて引き続き使用可能です。（その場合、フォースフィードバック機能（センタリング機能を含む）が使用できません。）	注意喚起

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
ペンダント・スポットライト	トヨスター㈱ 0120 ― 104336（受付時間 9：00 ～ 17：00） ※土・日・祝祭日を除く	○クラウド・6 灯ペンダント（TP−251）（CHクローム、WHホワイト） ○クラウド・1 灯ペンダント（TP−252）（CHクローム、WHホワイト） ○クラウド・1 灯スポットライト（TP−253）（CHクローム、WHホワイト）	H 19 年 2 月～ 8 月	H19 年 8 月 31 日 <HP>	照明器具に付属している電球が一部不具合を起こす可能性があることが判明。	電球交換
電気冷温水給湯器	アクアクララ㈱ フリーダイヤル 0120 ― 331 ― 626 http://www.aquaclara.co.jp/topics/07/0903_01.html	アクアクレール L 型、アクアクレール S 型（シリアルナンバー：001070500001X ～ 001070604744X） ※ 2007 年 5 月以降に、新規で設置された方もしくは、イヤーメンテナンス等でサーバーを交換された方に該当のサーバーが設置されている可能性があります。 （2007 年 4 月以前より、利用いただいているサーバーは今回の対象ではありません。）	H 19 年 5 月～ H 19 年 6 月製造	H19 年 9 月 3 日 <HP>	クローバー社製ウォーター・サーバーについて発煙事故報告があり、調査を行ったところ、一部の製品において正規とは異なる部品が使用されたウォーター・サーバーがあることが判明。	無償代替品交換、部品交換
液晶テレビ（再社告）	日本サムスン㈱ フリーダイヤル 0120−363−905 http://www.samsung.com/jp/presscenter/japan/japan_20070903_0000369985.asp	・22 型液晶テレビ（LT 22 A 13 W） ・29 型液晶テレビ（LT 29 A 13 W） ・40 型液晶テレビ（LT 40 A 13 W）	H 14 年 5 月～ H 16 年 2 月製造	H19 年 9 月 4 日 <新聞・HP>	電源アダプタの挿入口接触不良が発生し、樹脂の溶着によりアダプタが抜けなくなることや電源が入らなくなることがあり、樹脂が溶ける際に異臭・発煙する場合があることが判明。 （平成19年7月20日の再社告）	無償点検、修理
電磁調理器	サンソニック㈱ フリーダイヤル 0120 ― 66 ― 4331	電磁調理器（型番：SIC ― 1400 B（W） 製造番号：409010 ～ 603160）	H 16 年 9 月～ H 18 年 4 月輸入販売	H19 年 9 月 11 日 <新聞>	製品の一部において配線不備により、発煙、発火に至る可能性があることが判明。	無償点検、修理
電子レンジ	小泉成器㈱ フリーダイヤル 0120 ― 551 ― 494 http://www.seiki.koizumi.co.jp/support/osirase.html	単機能電子レンジ （KRD −0105、KRD −0106）	H 9 年 3 月～ H 12 年 7 月製造、販売	H19 年 9 月 12 日 <新聞・HP>	マイクロスイッチの接合不具合により、使用中に発煙、発火に至る恐れがあることが判明。	無償部品交換（マイクロスイッチ）
ポータブル DVD プレーヤー用ACアダプター	㈱ 東芝 フリーダイヤル（電話） 0120 ― 404 ― 848 フリーダイヤル（FAX） 0120 ― 054 ― 547 http://www.toshiba.co.jp/about/press/2007_09/pr_j1901.htm	ポータブル DVD プレーヤー （SD ― P 1600） 付属のACアダプター 総生産台数：73,554 台	H 17 年 2 月～ H 18 年 1 月製造（総生産台数：73,554 台）	H19 年 9 月 19 日 <HP>	AC アダプター内部の回路部品の一部にはんだ付け不良があり、それに起因して定格以上の電圧が瞬間的に出力されることにより、プレーヤー本体内部の IC が壊れて発熱し、本体底面の一部が発熱、変形するおそれがあることが判明。	無償交換（ACアダプター）
ウォーター・サーバーの給湯つまみ（温水フォーセット）	アクアクララ㈱ フリーダイヤル 0120 ― 331 ― 626 http://www.aquaclara.co.jp/topics/07/0919_01.html	ウォーター・サーバーの給湯つまみ（温水フォーセット）	不明	H19 年 9 月 19 日 <HP>	一部の製品において安全ロック機能に不具合があることが判明。ウォーター・サーバーの給湯つまみにある安全ロック機能がうまく作動せず、小さなお子様が火傷を負うという事故が発生しました。	部品交換
プロジェクター（再社告）	日本電気㈱ NECディスプレイソリューションズ㈱（旧社名：NECビューテクノロジー㈱） フリーダイヤル 0120 ― 975 ― 346 （携帯電話・PHSからも利用可） http://www.nec ― display.com/lt10_20_info.html	・ビューライトLT 10 型名：LT 10 シリアルナンバー（製造番号）：「4」で始まるものが対象。 ※既に点検済みの製品には「20」で始まる 9 桁の数字の入ったラベルを貼付。 ※型名・シリアルナンバーはお手持ちの保証書または製品本体底面の銘板に記載。 ・ビューライトLT 20 型名：LT 20 シリアルナンバー（製造番号）：「5」、「6」、「7」で始まるものが対象。 ※既に点検済みの製品にはラベル（水色）を貼付。 ※型名・シリアルナンバーはお手持ちの保証書または製品本体底面の銘板に記載。	H 16 年 1 月～ H 17 年 1 月販売（ビューライトLT 10） H 17 年 3 月～ H 19 年 3 月販売（ビューライトLT 20）	H19 年 9 月 26 日 <新聞・HP>	電源回路のはんだ付け部に亀裂が入り、使用中に電源が切れたり、入らなくなったりする故障が発生し、場合によっては発煙にいたるおそれのあることが判明。 （平成19年1月22日、7月23日に行った社告の再社告）	無償点検、修理

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 （製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
携帯発電機	ヤマハモーターパワープロダクツ㈱ 新ダイワ工業㈱ デンヨー㈱ ヤンマー建機㈱ ヤマハモーターパワープロダクツ㈱ 0120−118−380 http://www.ympc.co.jp/news/0710.html 新ダイワ工業㈱ 0120−013−720 http://www.shindaiwa.co.jp/important/iEG2800M_2000M−Y_071003.pdf/ デンヨー㈱ 0120−261−670 http://www.denyo.co.jp/products/pdf/ge−2000ssiv.pdf ヤンマー建機㈱ 0120−381−380 http://www.yanmar.co.jp/aboutus/whats−new/information/0710/conts01.htm	メーカー、機種名（2000系 、2800系） ヤマハモーターパワープロダクツ㈱ EF 2000iS EF 2800iSE 新ダイワ工業㈱ iEG2000 M—Y i EG 2800 M デンヨー㈱ GE— 2000 SS—Ⅳ — ヤンマー建機㈱ G 2000i S G 2800i SE	H 14 年 10 月〜 製造	H19 年 10 月 04 日 < 新聞・HP >	指定品と異なる抵抗無しスパークプラグを使用した場合、スパークプラグの電磁ノイズによりコントローラ内の電子部品が破損し、コントローラ内部が発火することがあり、最悪の場合、発電機本体に延焼することが考えられる。	無償対策部品交換
液晶テレビ	㈱ 日立製作所 コンシューマ事業グループ 0120 — 00 — 7974 （携帯電話・PHS 利用可） http://av.hitachi.co.jp/link/tv_0710w26.html	26V 型ハイビジョン液晶テレビ W 26 L—H 80 （W 26 L—H 80 CSは対象外） 製造番号（下 6 桁）： ＊＊＊ 000001 〜＊＊＊ 026926 （＊＊＊ 026927 以降は対象外）	H 17 年 8 月〜 H 18 年 3 月 製造	H19 年 10 月 11 日 < HP >	26V 型ハイビジョン液晶テレビ W26L—H80 （W26L—H80CSは対象外） 製造番号（下6桁）：＊＊＊000001〜＊＊＊026926（＊＊＊026927以降は対象外）	無料点検、処置
全自動洗濯機	日本サムスン㈱ 0120−004 — 783 http://www.samsung.com/jp/presscenter/japan/japan_20071015_0000381094.asp	全自動洗濯機（SW −50 A 1 S）	H 12 年 10 月〜H 14 年 9 月 製造 H 12 年 10 月〜H 15 年 11 月 輸入販売	H19 年 10 月 15 日 < HP >	一部製品において、電気部品（コンデンサー）の劣化により発煙に至る場合がある事が判明。	対象機種に関して無償点検・修理（コンデンサー交換）
ハロゲンヒーター（再社告）	㈱インターコンプ（発売元） ㈱ベスト電器（販売店） 住友商事㈱（輸入元） ㈱インターコンプ「回収専用ダイヤル」 0120 — 485 — 448 http://www.bestdenki.ne.jp/library/image/company/20071017harogen.pdf	インターコンプハロゲンヒーター BJH −881、BJH −801、BJL −801	H 15 年 9 月〜 販売	H19 年 10 月 17 日 < 新聞・HP >	ヒーター管の破裂、発火等の事故の発生する可能性があることが判明。 （平成19年6月14日に行った社告の再社告）	製品引取・返金
電気玩具（ゲーム機用コントローラー）（再社告）	マイクロソフト㈱ フリーダイヤル 0120−220−340 （フリーダイヤルが利用できない場合は、03−3570−8261） http://www.xbox.com/ja−JP/hardware/x/xbox360wirelessracingwheel/notice.htm	Xbox 360 ワイヤレス レーシング ホイール SKU 番号：9Z1 — 00003 製品型式番号：X809211 — 001, X809211 — 002, X809211 — 003, X809211 — 004,X809211 — 005 ※ SKU 番号はパッケージ背面右下のバーコードの上に記載されています。 ※製品型式番号はワイヤレス レーシング ホイール 本体の底面に貼付されているシールに記載されています。		H19 年 10 月 17 日 < 新聞・HP >	AC アダプターと接続して動作した際に、本体内部の一部品にて稀に異常発熱および発煙が生じる場合があることが判明。対策の提供が行われるまで、同製品のAC アダプターの使用を控えてください。なお、同製品を単三乾電池、または別売りの「Xbox 360 リチャージブル バッテリー パック」を用いて引き続き使用可能です。（その場合、フォースフィードバック機能（センタリング機能を含む）が使用できません）（平成 19 年8月 23 日の再社告）	交換もしくは修理対応

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
ハロゲンヒーター（再々社告）	㈱シー・アイ・シー（輸入元） ㈱ヤマダ電機（販売元） ㈱シー・アイ・シー「ハロゲンヒーター回収専用ダイヤル」 0120 ― 338 ― 622 受付時間：9：00 ～ 18：00（日曜除く） http://www.cic ― jp.com/cgi ― bin/ezhp/data/top_1193871951.jpg?1193891403	（株）シー・アイ・シー Y・S・T JAPAN ハロゲンヒーター YS－F 803R　YS－F 800 H YS－F 800 R　YS－F 800 N	H 14 年 11 月～H 18 年 3 月（輸入・販売）	H19 年 11 月 1 日 <新聞・HP>	ハロゲンヒーターの一部の製品につきまして、他の電化製品から発生するノイズが原因となり、誤作動が発生すること（YS―F 803 R）、又、同型タイプ（YS―F 800 シリーズ）にて、ハロゲン管が破裂し、カーペットなどがこげる事故が発生したと判明。 （2006 年 11 月 15 日、2007 年1月 31 日に行った社告の再々社告）	製品引取・返金
小形キッチンユニット用 電気こんろ（再社告）	日立アプライアンス㈱ フリーダイヤル 0120 ― 256 ― 557 http://www.hitachi ― ap.co.jp/ サンウエーブ工業㈱ フリーダイヤル 0120 ― 190 ― 530 http://www.sunwave.co.jp/	小形キッチンユニット用 電気こんろ（上面操作一口電気こんろ） メーカー名 機種名 日立アプライアンス㈱　HT ― 1290、HT ― 1290T、HT ― 1500 サンウエーブ工業㈱ ※ 1 HT ― 1290、HT ― 1500 ※ 1 日立アプライアンスよりの OEM 品	S 60 年～H 16 年	H19 年 11 月 5 日 <新聞･HP>	電気こんろに、身体や物が接触し、意図せずスイッチが「入」となる可能性があり、電気こんろの上や周囲に可燃物が置かれていた場合、火災事故に至ることが判明。（平成 19 年8月1日に行った社告の再社告）	無償改修
遠赤外線ヒーター（再社告）	㈱デンソー 「デンソーエンセキ回収受付センター」 0120 ― 181 ― 103 受付時間：午前 9 時～午後 6 時（土・日・祝日・年末年始（12 月 29 日～ 1 月 6 日）を除く）	遠赤外線ヒーター 【12 FD】479000-0290 ／ 479000-2050 ／ 479000-2090 ／ 479000-2091 【12 F】479000-0280 ／ 479000-2040 ／ 479000-2080 ／ 479000-2081 【7 FX】479000-2200 ／ 479000-2230	【12 FD・12 F】S 57 年 9 月～S 63 年 1 月 【7 FX】H元年 9 月～H 2 年 3 月	H19 年 11 月 6 日 <新聞･HP>	【12 FD・12 F】電流制御部品のはんだ付け部分に亀裂が生じること、【7FX】では、自動首振り機能を長時間使用された場合に電気配線に断線が生じることが原因で、発煙・発火する可能性があることが判明。（平成 19 年3月 28 日に行った社告の再社告）	回収（1台につき2万円で引き取り）
プラズマテレビ プラズマディスプレイ	日本ビクター㈱ 0120 ― 210 ― 839 受付時間： 月曜日～金曜日 （9：00 ～ 18：00） 土・日・祝日 （9：00 ～ 12：00、13：00 ～ 17：00） ※弊社休日を除く	42 V型プラズマテレビ （PD −42 DV 4、42 XV 7） 42 V型プラズマテレビ （PD −42 DH 4） 42 V型プラズマテレビ （PD −42 DV 50、PD −42 XV 70） 42 V型プラズマディスプレイ （GM－V 42、GM－V 42 R）	42 V型プラズマテレビ（H 15 年 5 月～H 17 年 1 月） 42 V型プラズマディスプレイ（H 15 年 6 月～H 18 年 1 月）	H19 年 11 月 6 日 <新聞･HP>	プラズマパネルに使用している電子部品の一部に不具合があり、機器内部の電子部品より発煙、発火に至る可能性があることが判明。	無料点検・修理
アマダナ IH調理器 HC―112（魔法膳）	㈱リアル・フリート ◆お客様ご相談窓口 フリーダイヤル 0120 ― 755 ― 534 （携帯電話からも通話できます） 受付時間 10:00 ～ 18:00 （土日祝日を除く） メールアドレス repair@realfleet.co.jp 以下の内容をご記入下さい。お名前 、ご住所（郵便番号）、お電話番号 、メールアドレス	アマダナ IH調理器 HC −112（魔法膳）	H 17 年 7 月～	H19 年 11 月 8 日 <HP>	稀に、電源回路基板の部品不良により、使用中に発煙・発火に至る可能性があることが判明。	無償点検・修理
自動車バッテリー用充電器	㈱ ジーエス･ユアサ パワーサプライ フリーダイヤル： 0120 ― 601 ― 233 ※携帯電話・PHS からもご利用いただけます。 受付時間：9 時～ 17 時 30 分（土･日･祝・休業日除く） http://www.gs ― yuasa.com/gyp/jp	自動車バッテリー用充電器 「SE −51」 「SE −50」	H 4 年 4 月～H 18 年 9 月まで	H19 年 11 月 26 日 <新聞･HP>	使用を禁止している「始動補助機能」を使っての充電や適合容量を超えたバッテリーの充電を繰り返すことにより、温度超過のために整流ダイオードが損傷し、発煙・発火に至る可能性のあることが判明。	整流ダイオードの保護機能が付いた同等品と無償交換

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
小形キッチンユニット用　電気こんろ （再社告）	サンウエーブ工業㈱ フリーダイヤル： 0120 ― 190 ― 530 http://www.sunwave.co.jp/ 富士工業㈱ フリーダイヤル： 0120 ― 500 ― 621 http://www.fjic.co.jp/ ※（フリーダイヤル受付時間：9：00 ～ 17：00（土・日・祝日を除く）	■サンウエーブ工業㈱ （品番） SBE −101（100 V） SBE −101（200 V） FHS −31 A FHS −31 B ■富士工業㈱ FH −31 A（200 V） FH −31 B（100 V）	S 58 年～H 8 年	H19 年 11 月 26 日 <新聞･HP>	電気こんろに、身体や物が接触し、意図せずスイッチが「入」となる可能性がある構造であったために、電気こんろの上や周囲に可燃物が置かれていた場合、火災事故に至ることが判明。 （平成19年8月1日に行った社告の再社告）	無償改修
37型液晶テレビ	バイ・デザイン㈱ フリーダイヤル： 0120 ― 355 ― 712 FAX：048 ― 653 ― 7878 受付時間：平日（月～金）9：30 ～ 18：00（土日、祝祭日、年末年始を除く）	37 型液晶テレビ　LW −3700 DFK	H 18 年 8 月以降の販売製品（処置済除く）	H19 年 11 月 26 日 <新聞・HP>	ご使用中にコンデンサーの防爆弁が開き内部の液体が蒸発し、稀にはじけ音や発煙（蒸気）を伴い、電源が入らなくなる場合があることが判明。 ※製品には、安全回路を装備しており、難燃性の素材を採用しておりますので、発火に至る恐れはございません。	無料で点検・修理
レーザープリンタ	日本ヒューレット･パッカード㈱ ○ホームページ http://www.hp.com/jp/laserjet ― support ○ HP レーザープリンタ特設ダイヤル 0120 ― 736 ― 361 ※携帯電話･ PHS からもご利用いただけます。 ○受付時間 9 時～ 17 時（土日、祝日含む）	レーザープリンタ （HP　LaserJet 5L/6L）	1995 年 11 月～ 1999 年 10 月に出荷	H19 年 12 月 5 日 <新聞･HP>	ご使用の際に、電源コネクタの差し込み口に不具合が生じて、電源が切れたり、場合によっては異臭や発煙に至る可能性があることが判明。なお、当該部分以外に被害が拡大しないことは確認しております。 ※事故の報告はありません。 ○使用時の注意 ･電源コネクタが頻繁に抜き差しされている。 ･電源コネクタが長期間にわたり壁などに押し当てられている。 ･製品が通路のそばに設置され、電源コードに足をかけたり、電源コネクタに人がぶつかることがある。	○取扱注意についての案内 ○無償で発生防止処置
小型デジタル複合機 レーザービームプリンター ファクシミリ	キヤノン㈱ キヤノンマーケティングジャパン㈱ ○電源コードコールセンター 0120 ― 332 ― 283 （専用フリーダイヤル） ※携帯･ PHS からもご利用になれます。 ○受付時間 平日／午前 9 時～午後 5 時 30 分 土日祝日／午前 10 時～午後 5 時 ○ホームページ http://canon.jp/notice0712 ○電源コードや電源コネクタの取扱上の注意のご案内 http://canon.jp/e ― safety	○小型デジタル複合機 （PC1210/PC1230/PC1250/PC1255/PC1260/PC1270/PC1275/PC1280） ○レーザービームプリンター （LBP ― 210/LBP ― 220/LBP ― 220Pro/LBP ― 310/LBP ― 320/LBP ― 320Pro/LBP ― 470） ○ファクシミリ （MultiPASS L100/キヤノファクス　L300）	○小型デジタル複合機（H 14 年～H 18 年） ○レーザービームプリンター（H 7 年～H 14 年） ○ファクシミリ（H 10 年～H 16 年	H19 年 12 月 5 日 <新聞･HP>	下記のような状況でご使用の際に、電源コネクタの差し込み口に不具合が生じて、電源が切れたり、場合によっては異臭や発煙に至る可能性があることが判明。なお、当該部分以外に被害が拡大しないことは確認しております。 ･電源コネクタが頻繁に抜き差しされている。 ･電源コネクタが長期間にわたり壁などに押し当てられている。 ･製品が通路のそばに設置され、電源コードに足をかけたり、電源コネクタに人がぶつかることがある。	○電源コードや電源コネクタの取扱注意についての案内 ○無償で発生防止措置（必要に応じて）
住宅用太陽光発電システム	シャープ㈱ サンビスタコールセンター フリーダイヤル： 0120 ― 551 ― 653 http://www.sharp.co.jp/support/anounce/jh40f.html	パワーコンディショナ（JH 40 F）	H 9 年～H 11 年	H19 年 12 月 6 日 <新聞･HP>	太陽電池とパワーコンディショナの接続部のコネクタにて、極めて稀ですが長期間の使用による経時劣化のため、接触部分の抵抗増大による変色・焼損が発生する懸念があることが判明。	無償で部品交換

【家庭用電気製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
ハロゲンヒーター（再社告）	㈱ジェ・ネット ○フリーダイヤルまたは、ご購入いただいた販売店にご連絡ください。 フリーダイヤル 0120 ― 065005 受付時間：午前10時～午後5時（土日、祝日を除く）	「速暖遠赤外線ハロゲンヒーター ParaBIO」 KSL－881、KSH－880		H19年12月25日 <新聞･HP>	一部商品において本体内部のジョイント部分に高熱を生じ、発火する可能性があることが判明。（平成19年3月27日の再社告）	回収

【台所・食卓用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
ホーローケトル	㈱ アベラコーポレーション フリーダイヤル 0120 ― 61 ― 3861	「フォレストリーフ」 ホーローケトル2．2Ｌ ＦＯＲ－22Ｌ	Ｈ18年2月～Ｈ19年4月販売（なお、輸入元は大阪市西淀川区佃の協和工業㈱）	H19年5月23日 <新聞>	樹脂製ハンドルの耐熱性が十分でなく、強火でお使い頂くと破損する恐れがあることが判明。	回収・代替商品と交換
果実酒びん	東洋佐一木ガラス㈱（販売） 東洋ガラス㈱（生産） 東洋佐一木ガラス お客様サービスセンター 0120 ― 800996 03 ― 3663 ― 1285 Http://www.toyo.sasaki.co.jp/announce.Htm	果実酒びん 「Ｉ－77809－Ｒ－ＵＶ－ＪＡＮ」 容量：4Ｌ 「Ｉ－77810－Ｒ－ＵＶ－ＪＡＮ」 容量：5Ｌ 「Ｉ－77811－Ｒ－ＵＶ－ＪＡＮ」 容量：8Ｌ ※対象商品の底部にはいずれも「Ｔ2」「ＭＡＤＥ ＩＮ ＪＡＰＡＮ」と容量表示の刻印があります。 ※ふた天面に「検査済」シールの貼ってある商品は対象商品ではありません。安心して使用できます。	Ｈ19年3月以降～ 販売	H19年6月2日 <新聞・HP>	びんを使用中「割れ」が発生していることが判明。	自主回収、交換
ピーラー	貝印㈱ 03 ― 3862 ― 6410（直通） Http://www.kai-group.com/wHatsnew/arcHive/070611/index.sHtml	NEW COOKDAY ツインカラー グリップピーラー ＤＧ－2025		H19年6月11日 <HP>	刃の取り付けが逆向きになっている商品が一部混入していることが判明し、当該商品にて指にケガをする事例が発生。	製品交換・返金
片手なべ、両手なべ	日本マイヤ－㈱ お客様相談ロ（電話） 0120 ― 23 ― 8360 メールアドレス support@meyer.co.jp	マイヤー CIRCULON STEEL（サーキュロン スティール） ・片手鍋18cm[品番CT-S18] ・両手鍋20cm[品番CT-W20] ・両手深型鍋24cm [品番CT-WD24]	Ｈ18年12月～Ｈ19年8月（販売）	H19年11月1日 <新聞・HP>	一部の製造ロット商品の中に、鍋の縁に亀裂が発生する可能性があることが判明	無償で交換

【燃焼器具】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
ガスふろがま	㈱ハーマン（販売元） ㈱世田谷製作所（製造元） ハーマン点検受付センターフリーダイヤル 0120 ― 248 ― 772 携帯電話からも利用可。 http://www.harman.co.jp/	商品コード YF 702 対象台数3,316台	Ｈ9年～Ｈ14年 ㈱世田谷製作所が製造、㈱ハーマンにて販売	H19年4月19日 <新聞・HP>	機器内部品の設計の不具合により微少ガス漏れが起こり、この漏洩ガスにバーナの炎が引火し、機器内の焼損に至るおそれがあることを確認。	該当機種の点検及び部品交換作業を無償で実施

【燃焼器具（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
風呂がま（追いだき専用）	東京ガス㈱ フリーダイヤル 0120 ― 133 ― 278 http://www.tokyo ― gas.co.jp/	・ST ― 913RFA 平成9年6月～平成18年5月 3,379台 ・ST ― 912RFBシリーズ 平成10年5月～平成18年5月 1,140台 ・ST ― 9150CFS 平成11年10月～平成18年5月 162台 合計　4,681台	H9年10月～販売。 ㈱世田谷製作所製	H19年4月19日 <新聞・HP>	ガス通路部の『ガバナ※1』の不具合から、機器の使用を繰り返す中でガス漏れが発生した場合、機器本体の焼損に至る恐れのあることが判明。 ※1『ガバナ』・・・ガス通路部において、ダイヤフラム（ゴム製の部品）を用いて、バーナー部に送るガスの圧力を一定に保つ役割を持つ部品。	該当品の点検および部品交換作業を自主的に実施
ふろがま及びふろバーナ	㈱ 世田谷製作所 フリーダイヤル ㈱ 世田谷製作所 0120 ― 634 ― 126 （株）オカキン 0120 ― 581 ― 126 （株）ハーマン 0120 ― 248 ― 772 http://www.setagaya ― seisakusyo.co.jp/	<製造元> （株）世田谷製作所 <販売者> （株）世田谷製作所 R38 B（ふろがま） 1998年5月～2006年5月製造 R137B（ふろがま） 1997年6月～2006年5月製造 CS31B（ふろがま） 1998年6月～1998年8月製造 CS32B（ふろがま） 1998年10月～2006年4月製造 CS33B（ふろがま） 2001年5月～2001年6月製造 FE15（ふろがま） 2000年4月～2006年5月製造 TA ― 097UET（ふろバーナ） 1997年9月～2006年5月製造 TA ― 270UET（ふろバーナ） 1997年8月～2006年5月製造 TA ― OK270UET（ふろバーナ） 1997年8月～2006年5月製造 GS ― 1（ガスストーブ） 2000年11月～2005年11月製造 （株）オカキン OK ― AR型― LE（ふろがま※1） 1997年11月～2006年8月製造 OK ― BR型― LE（ふろがま※1） 1997年11月～2006年7月製造 （株）ハーマン YF702（ふろがま※2） 1997年6月～2002年2月製造 ※1は（株）世田谷製作所の対象ふろバーナを供給。 ※2は（株）世田谷製作所OEM品。 該当品の見分け方：品名または型式名は機器の前面または側面の銘板に記載。	H9年6月～H18年5月製造・販売	H19年4月19日 <新聞・HP>	部品の一部に亀裂が入る不具合が生じ、機器内部でガス漏れが生じた場合、機器本体の焼損に至る恐れがある。	該当商品の点検・部品交換作業を無償で実施。
都市ガス用の「機器接続ガス栓」	光陽産業㈱ フリーダイヤル 0120 ― 335 ― 173 http://www.koyosangyo.co.jp	検査孔付フレキUIねじガス栓 （カタログNo. G 331 SP 2） 製造ロット番号 ・99. 12 ＊＊ ・00. ＊＊＊＊ ・01. ＊＊＊＊ ・02. 01 ＊＊～ 02. 06 ＊＊	H11年12月～H14年6月製造	H19年4月26日 <HP>	「機器接続ガス栓」の一部について、つまみを固定するビスの締付け力が弱い製品が含まれていることを確認。 このビスの締付け力の弱い製品で、つまみの片側を強く持ち上げた状態で開閉操作を毎日頻繁に行った場合、ビスが緩み、無理に通常の90°を超えた開閉操作を行った時につまみ等が外れ、きわめてまれにガス漏れに至る可能性があることが判明。開閉操作がしにくい場合は、最寄りの都市ガス事業者へ連絡。 ・各都市ガス事業者（北陸ガス㈱ほか30社）	周知および注意喚起・点検

【燃焼器具（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
都市ガス用の「機器接続ガス栓」（つづき）	光陽産業㈱ フリーダイヤル 0120 － 335 － 173 http://www.koyosangyo.co.jp	検査孔付フレキUIねじガス栓 （カタログNo. G 331 SP 2） 製造ロット番号 ・99. 12 ＊＊ ・00. ＊＊＊＊ ・01. ＊＊＊＊ ・02. 01 ＊＊～ 02. 06 ＊＊	1999 年 12 月～H 14 年 6 月製造	H19 年 4 月 26 日 < HP >	足利ガス㈱、いわきガス㈱、魚沼市、大町ガス㈱、大牟田ガス㈱、小千谷市、蒲原ガス㈱、北日本ガス㈱、西部ガス ㈱、佐渡ガス㈱、佐野ガス㈱、新発田ガス㈱、上越市、白根ガス㈱、新日本ガス㈱、津山ガス㈱、東部ガス㈱平事業所、常磐共同ガス㈱、栃木ガス㈱、名張近鉄ガス㈱、日本ガス㈱、沼田ガス㈱、直方ガス㈱、浜田ガス㈱、福山ガス㈱、北海道ガス㈱、松本ガス㈱、宮崎ガス㈱、盛岡ガス㈱、山口合同ガス㈱ （東京ガス㈱、大阪ガス㈱、東邦ガス㈱はじめその他のガス事業者は対象ではない。）	周知および注意喚起・点検
ガスふろ給湯器	㈱㈱ノ－リツ（製造・販売元）/ ㈱日立ハウステック（販売元）/ 北海道ガス㈱（販売元）/ 東京ガス㈱（販売元）/ 東邦ガス㈱（販売元）/ 大阪ガス㈱（販売元）/ 西部ガス㈱（販売元） ㈱ノ－リツおよび北海道ガス㈱、東邦ガス㈱、西部ガス㈱ 0120-257 － 026 http://www.noritz.co.jp/contact/important/15/index.html http://www.hokkaido-gas.co.jp/news_release/2007_0608.pdf http://www.tohogas.co.jp/press/617.html http://www.saibugas.co.jp/info/kouhou/htmls/nr466.htm ㈱日立ハウステック 0120-551 － 654 http://www.hitachi-ht.com/ 東京ガス㈱ 0120-156 － 004 http://www.tokyo-gas.co.jp/Press/20070608-01.html 大阪ガス㈱ 0120-0 － 94817 http://www.osakagas.co.jp/	（株）ノーリツ　　ガスふろ給湯器 GRQ － 161 ＊　89 － 08 ～ 94 － 02 GRQ － 201 ＊　89 － 08 ～ 94 － 03 GRQ － 162 ＊　89 － 12 ～ 94 － 05 GRQ － 163 ＊　93 － 08 ～ 94 － 05 GRQ － 203 ＊　93 － 08 ～ 94 － 05 GRQ － 204 ＊　93 － 12 ～ 94 － 05 ※（株）日立ハウステック ガスふろ給湯器 KZ－ 161A/FE/S 92 － 11 ～ 94 － 05 KZ－ 162A 94 － 02 ～ 94 － 05 KZ－ 201A/SA 92 － 12 ～ 94 － 02 KZ－ 202A/SA 94 － 02 ～ 94 － 05 北海道ガス（株） ガスふろ給湯器 KNR－ 754　　91 － 01 ～ 94 － 05 東京ガス（株） 屋外据置型風呂給湯器 NR－ 816 RFB－E 89 － 08 ～ 94 － 02 NR－ 816 RFB－EA 89 － 08 ～ 94 － 02 NR－ 816 RF－EAQ 93 － 08 ～ 94 － 05 東邦ガス（株）　ガスふろ給湯器 31 － 086　　90 － 04 ～ 94 － 03 31 － 027　　91 － 04 ～ 94 － 05 31 － 116　　93 － 09 ～ 94 － 05 西部ガス（株）　ガスふろ給湯器 GRQ－ 161＊　89 － 08 ～ 94 － 02 GRQ－ 162＊　89 － 12 ～ 94 － 05 GRQ－ 163＊　93 － 08 ～ 94 － 05 GRQ－ 201＊　89 － 08 ～ 94 － 03 GRQ－ 203＊　93 － 08 ～ 94 － 05	H元年 8 月～H 6 年 5 月 （株）ノーリツ（製造） （株）ノーリツ、（株）日立ハウステック、北海道ガス（株）、東邦ガス（株）、大阪ガス（株）、西部ガス（株）（販売） H元年 12 月～H 11 年 6 月 東京ガス（株）（販売）	H19 年 6 月 9 日 < 新聞・HP >	長期間の使用により部品の一部にまれに亀裂が入り、ガス漏れが生じて機器内部の焼損が発生する恐れがあることが判明。 不具合が判明した部品は追い焚き用の部品ですので、給湯・シャワーについてはこれまで通り使用できます。 部品交換が完了するまで該当製品で自動お湯はりや追い焚き機能を使用する場合は、機器周辺で異臭がないか、機器本体から煙が出ていないかをご確認下さい。 異常がある場合には機器の使用を停止して、下記窓口までご連絡ください。	無償点検
TOTO石油直圧式給湯機	TOTO ㈱給湯器点検コールセンター 0120 － 444 － 309 043 － 498 － 3598 FAX 0120 － 444 － 786 http://www.toto.co.jp/News/yupro/index.htm	TOTO石油直圧式給湯機 （先頭 6 桁が下記の 6 製品） RPE 32 K○○ RPH 32 K○○ RPE 40 K○○ RPH 40 K○○ RPE 41 K○○ RPH 41 K○○	H 7 年 8 月～H 11 年 6 月製造	H19 年 7 月 9 日 < 新聞 >	一部部品の不具合により油漏れが発生、使用時ごくまれに給湯機内部で発火し、機器および周辺部への延焼に至る可能性があることが判明。（平成 14 年 10 月 24 日、平成 15 年9月 12 日、平成 18 年 12 月4日に行った社告の再社告）	無償点検、部品交換

【燃焼器具（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
ガス給湯暖房機	㈱ハーマンプロ（製造元） ㈱ハーマン（販売元） フリーダイヤル 0120 ― 85 ― 5571 （携帯電話からも利用可） http://www.harman.co.jp/news/news20.html	販売ブランド 型式シリーズ　販売期間　販売台数 ・ハーマン　G 2000 Rシリーズ 1988 年～ 1992 年　934 台 YG 2002 Rシリーズ 1992 年～ 1993 年　1,875 台 ・西部ガス　YG 2000 Rシリーズ 1988 年～ 1992 年　89 台 YG 2002 Rシリーズ 1992 年～ 1993 年　212 台 ・東邦ガス　BD ― 248 RFA ― J 1988 年～ 1992 年　225 台	S 63 年～H 5 年　製造、販売	H19 年 7 月 27 日 < HP >	ガス給湯暖房機の一部製品において、経年劣化により熱交換器に亀裂が入る可能性があり、機器内部の暖房タンク※2に向けて排気が漏れた場合、暖房タンクが焼損する可能性があることが判明。	無償点検、遮熱板（温度ヒューズ付）の追加取付
ガスランタン	コールマンジャパン㈱ フリーダイヤル 0120 ― 448 ― 024 http://www.coleman.co.jp/after_service/caution/2600 ― A60XJ_plus.html	・ノーススターLPランタン （2500 B 790 XJ） ・ツーマントルLPガスランタン （5155 A 750 XJ） ・スクエア 2 マントルLPガスランタン （5177 ― A 65 XJ） ・ピナクルLPガスランタン （2600 ― A 60 XJ）		H19 年 7 月 27 日 < 新聞・HP >	先般、ガスカートリッジ接続部の不具合について回収交換した製品も含め、製品の一部に異常燃焼事例が確認された	製品回収、返金
石油ふろがま・追焚付石油給湯器	㈱長府製作所 フリーダイヤル 0120 ― 911 ― 870 http://www.chofu.co.jp/important/20070727.html	・石油ふろがま JK、JK 2、JK ― N、JPS ― T 3、JPK ― N 3、CK ― 8・8 E、CK ― 9・9 E、CK ― 10・10 S、CK ― 11・11 S ・追焚付石油給湯器 JIB ― T、JIB ― 2 T、JIB ― 4、JIB ― 5*、JIB ― 6*、JIB ― 7* （＊には英字が入る場合があります）	S 58 年 4 月～H 13 年（H 13 年）9 月　製造	H19 年 7 月 28 日 < 新聞・HP >	過去に行った点検・修理の際の作業が不十分であった場合には、万一誤って浴そうに水がない状態で運転すると、空焚き防止装置が作動せず、空焚きによる本体焼損に至るおそれがあることが判明。	無料点検
ガスふろ釜	㈱　ノーリツ フリーダイヤル 0120 ― 244 ― 026 http://www.noritz.co.jp/contact/important/16/index.html	寒冷地向けシャワー付バランス型ガスふろ釜（GBSQ ― 815 ― KR） ※寒冷地向け製品です。 販売ブランド：ノーリツ 対象ガス種：ガス種　L 1・L 2・L 3 ※ 13 A（天然ガス）およびLPガスは対象外になります。	H 12 年 8 月～H 19 年 6 月 販売 対象エリア：北海道・青森県 ※上記以外のエリアでは販売しておりません	H19 年 8 月 6 日 < HP >	㈱ノーリツ製品での事故事例はないが、当該の一部の製品と類似した機構をもつ他社製品で、入浴中に排気ガスが浴室の窓から流入し、一酸化炭素中毒（軽症）に至った事故が2件発生したことが判明。	無償点検
ガスファンヒーター、ガス炊飯器	パロマ工業㈱ フリーダイヤル 0120 ― 758 ― 373 http://www.paloma.co.jp/topics/2007/04.html	・ガスファンヒーター（PG ― 22 F、PG ― 33 F） ・ガスマイコン炊飯器（PR ― 100 MT、PR ― 150 MT、PR ― 200 MT）	H 13 年 8 月 1 日～ 10 月 29 日　製造	H19 年 9 月 1 日 < 新聞・HP >	当該製品の部品の一部において、使用によりごくまれに気密不良となり、ごく微少なガス洩れが発生することが判明。	無償点検、部品交換
石油ストーブ	東芝テクノネットワーク㈱ 東芝コンシューママーケティング㈱ フリーダイヤル 0120 ― 1043 ― 51 http://www.toshiba.co.jp/tcn/news/press070905_j.htm	密閉式石油ストーブ（排気管はずれ検知装置付き） ・石油温風ヒーター MSP シリーズ（1 機種）　322S KSP シリーズ（30 機種）　32L、32LB、32G、32G1、32GB　32GB1、32H、32HB、32W、32WB、A37、A37B、45LD、45LD1、45LDB、45LDB1、45CD、45CDB、45HD、45HDB、A52D、A52DB、C52D、C52DB、70GDB、70GDB1、80KDB、A93DB、43CD、43CDB DSP シリーズ（15 機種）　352S、502S、702S、353S、503S、703S、1003S、322S、503B、703B、1003B、354S、504S、704S、1004S ・石油カスタムヒーター THU シリーズ（2 機種）　THU ― F110P ―③ THU ― F110P ―④ ※上記の石油温風ヒーター KSP シリーズのうち、3 機種（KSP-A93DB、KSP-43CD、KSP43CDB）は、2007 年 9 月 5 日の公表後に判明しましたので追記しています。 ※形名は、「機器正面」、「機器右側面」、「機器正面の操作部」のいずれか一カ所に記載しています。	不明	H19 年 9 月 11 日 < 新聞・HP >	修理･点検する際に、当社の一部のサービス担当者が、独自の判断により「排気管はずれ検知装置」が機能しない状態に処置していることが判明。 当該製品は排気管接続部を確実に固定し、さらに排気管のはずれを電気的に検知する装置を備えています。 サービス担当者が、「時々暖房が止まる」等の不具合を修理する際、排気管が確実に接続されていることを確認した上で、暖房の安定的な運転を目的として、こうした処置を行ったものです。これを原因とする事故は過去発生していません。	該当製品の無償点検、修復

【燃焼器具（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
石油ストーブ（つづき）	東芝テクノネットワーク㈱ 東芝コンシューママーケティング㈱ フリーダイヤル 0120 － 1043 － 51 http://www.toshiba.co.jp/tcn/news/press070905_j.htm	機種（KSP － A93DB、KSP － 43CD、KSP43CDB）は、2007 年 9 月 5 日の公表後に判明しましたので追記しています。 ※形名は、「機器正面」、「機器右側面」、「機器正面の操作部」のいずれか一カ所に記載しています。	不明	H19 年 9 月 11 日 < 新聞・HP >		該当製品の無償点検、修復
開放式小型湯沸器（再社告）	リンナイ㈱ フリーダイヤル 0120 － 885 － 587 http://www.rinnai.co.jp/	開放式小型湯沸器 （ガス瞬間湯沸器） リンナイ㈱ RUS － 5RX、 RUS － 51BT 東京ガス㈱ RN － 405SD 東邦ガス㈱ RI － 5SH 西部ガス㈱ RUS － 5RX 北海道ガス㈱ KRN － 685C 京葉ガス㈱ KRN － 0111 北陸ガス㈱ HRN － 395A 東芝設備機器㈱ 現：東芝キヤリア㈱ HP G － 52S、 HP G － 52DS、 HP G － 52S － K、 HP G － 52DS － K ㈱日立ホームテック 現：日立アプライアンス㈱ GCD － 508S タカラスタンダード㈱ TUS － 5RX	リンナイ㈱ (RUS － 5RX) H 3 年 7 月～H 6 年 3 月製造 (RUS － 51BT) H 6 年 5 月～H 9 年 1 月製造 東京ガス㈱ H 3 年 9 月～H 6 年 6 月製造 東邦ガス㈱ H 3 年 10 月～H 6 年 3 月製造 西部ガス㈱ H 4 年 3 月～H 6 年 4 月製造 北海道ガス㈱ H 4 年 6 月～H 6 年 6 月製造 京葉ガス㈱ H 3 年 9 月～H 6 年 2 月製造 北陸ガス㈱ H 3 年 8 月～H 5 年 12 月製造 東芝設備機器㈱ 現：東芝キヤリア㈱ H 3 年 9 月～H 6 年 6 月製造 ㈱日立ホームテック 現：日立アプライアンス㈱ H 5 年 3 月～H 7 年 1 月製造 タカラスタンダード㈱ H 3 年 9 月～H 5 年 6 月製造	H19 年 10 月 9 日 < 新聞・HP >	開放式小型湯沸器の一部において死亡事故が発生した。当該製品の安全なご使用をお願いするとともに、無償で当該製品の点検作業を実施します。 開放式小型湯沸器をご使用の際には、必ず換気扇やレンジフードのファンを回すか、窓を開けて換気を行うこと。 換気が不十分な場合は一酸化炭素中毒を起こし、死亡事故にいたるおそれがあります。 開放式小型湯沸器と排気筒（煙突）が1本の風呂がまを同時に使用しないでください。 （平成19年2月12日に行った社告の再社告）	無償点検、注意喚起
まめガスっ子（小型ガス缶）	岩谷産業㈱ フリーダイヤル： 0120 － 00 － 9630 受付時間：午前 9 時～午後 5 時（土・日・祝日は除く）	「まめガスっ子」型式 CB － MG60		H19 年 11 月 6 日 < 新聞・HP >	再充填してはいけない容器であることが判明	回収
石油ファンヒーター（再々社告）	三洋電機㈱ ユアサプライムス㈱ 日本電気ホームエレクトロニクス㈱ 石油ファンヒーターご相談窓口（三社共通窓口） フリーダイヤル： 0120 － 12 － 1381 受付時間：平成 19 年 12 月 31 日まで／午前 9 時～午後 7 時（毎日） 平成 20 年 1 月 1 日以降／午前 9 時～午後 5 時（1 月 1 日～ 3 日、土日祝除く）	○三洋電機㈱ CFH－A 254、CFH－ 305、CFH－K 2605、CFH－C 250 B、CFH－A 325、CFH－T 255、CFH－D 2604、CFH－A 265、CFH－W 2605、CFH－G 274、CFH－C 2505、CFH－HA 38、CFH－H 25 C、CFH－C 3005、CFH－K 260 B、CFH－D 2505、CFH－T 254、CFH－D 3005、CFH－ 255、CFH－H 30 C、CFH－ 2505、CFH－K 3205 ○ユアサプライムス㈱ YFH－S 25 JI、YFH－S 25 D、YFH－S 24 C、YFH－S 25 C ○日本電気ホームエレクトロニクス㈱ FH－ 25 D、FH－ 25 E、FH－ 32 E ※上記該当機種でも注意書ラベルの下側に（検）シールが貼っている製品は、既に修理が完了しています。	H 6 年～H 7 年製造・販売	H19 年 11 月 30 日 < 新聞･HP >	燃料検出センサーが故障し、その状態で運転を続けた場合、灯油を使い切る直前に温風吹出し口から瞬間的に炎が出て、すぐに運転を停止してしまう場合があると判明。 （平成 13 年9月 18 日及び 12 月 30 日に続く3回目の社告） ※本件は、炎が瞬間的に飛び出しますので、大変ご心配をお掛けしておりますが、過去に人身事故、財物の被害は出ておりません。	無料にて点検・部品交換

【燃焼器具（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
まめガスっ子（再社告）	岩谷産業㈱ フリーダイヤル： 0120 － 00 － 9630 受付時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）	まめガスっ子（小型ガス缶） 型式 CB － MG60		H19年12月12日 ＜新聞＞	再充填してはいけない容器であることが判明。 （平成19年11月6日に行った社告の再社告）	回収
豆炭コタツ	㈱ミツウロコ 0120 － 998 － 599 シナネン㈱ 0120 － 408 － 106 ㈱十全商会 0120 － 163 － 707 受付時間：午前9時～午後5時（月～金） ※土･日･祝日は除く	○ 07 ミツウロコ豆炭コタツ （700K・900K） ○ 07 品川マメタンこたつ （700K・900K） ○十全豆炭ホームこたつ （60C・70C・90C）	H19年10月～12月	H19年12月14日 ＜新聞･HP＞	一部の製品にコタツ脚の接続部のビスがゆるみ、脚のぐらつき、抜け落ちが起こる可能性があることが判明。	無料で点検･修理

【家具・住宅用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
カーポート	三協立山アルミ㈱ フリーダイヤル 0120 － 30 － 9377 http://www.sankyotateyama － al.co.jp/news/2007news/st － carport20070612.html	エクモア、ツルベール、ツルオーレ	H2年～H8年製造、販売	H19年6月12日 ＜新聞・HP＞	製品の屋根に付属する補助桟（長さ80cm、重さ約130g）が、まれに落下する場合があることが判明。	無償点検・修理
物置（再社告）	㈱ 淀川製鋼所 フリーコール 0120 － 882667 E － mail:cs@yodoko.co.jp http://www.yodomonooki.jp/070522.html	(1) エルモ物置 LMA型全機種 (2) エスモ物置 ESA・ESB・EIA・EIB型全機種 (3) ヨド蔵MD DZA型全機種	(1) H14年7月～H17年5月 販売 (2) H13年2月～H19年2月27日 販売 (3) H16年4月～H17年3月 販売	H19年5月22日 ＜新聞・HP＞	「ヨド物置」の一部機種において、人が中に閉じ込められる事例が発生した。発生した原因は、中に人が入って扉を閉めた場合、仮ロックが掛かった状態になり内側からの解除方法がわかりにくいことにあります。 （平成19年3月2日の再社告）	対象商品の仮ロック機能排除作業を無料で実施。
刈払機	㈱ 共立（製造元・販売元） ヤンマー農機 ㈱（販売元） ㈱共立 無償修理連絡窓口（品質保証部内） フリーダイヤル 0120 － 186166 http://www.kioritz.co.jp/	＜共立刈払機＞背負式 JAKE241R、JAKE24R、RM240、RMA240、RMA241、RME240、RME241 肩掛式 SRM200、SRM240、SRE200、SRE210、SRE240、SRE242、SRE243、JAK21、JAK24、JAKE21 、JAKE210、JAKE24、JAKE242、JAKE243 ＜ヤンマー刈払機＞背負式 RMEY24、RMEY241 肩掛式 SREY243、SRY20、SRY240、SREY240、SREY241、 SREY242 、SREY20、SREY210、SREY24	H10年2月～H18年2月製造	H19年5月16日 ＜新聞・HP＞	使用後の歯車室（ギヤケース）の清掃・点検が不充分のまま使用を続けた場合、歯車室が磨耗して最悪の場合ギヤシャフトごと刈刃が脱落する恐れがある事が判明。	無償修理（交換）
車庫用はね上げ門扉	東洋エクステリア㈱ フリーダイヤル（オーバードア専用） 0120 － 601 － 852 http://www.toex.co.jp/	オーバードア（電動タイプ・直昇型） （オーバードア電動直昇タイプ、ワイドオーバードア電動直昇タイプ、オーバードアR電動、ワイドオーバードアR電動 の4タイプ）	H9年10月～販売	H19年5月29日 ＜新聞・HP＞	開閉の際に柱と部品の間に指をはさみ、怪我をするという事故が発生。 該当製品使用上の注意 1. ご使用にあたりまして、回転軸や動く部分に触れないで下さい。 2. 操作する場合は、周りに人がいないかご確認下さい。 3. お子様が触ったり、操作したりしないよう保護者の方におかれましては、十分ご注意下さい。 現行販売品につきましても、出荷停止し、対応製品が出来次第、販売を再開いたします。	注意喚起、無償改修

【家具・住宅用品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
蓄圧式噴霧器	アイリスオーヤマ㈱ アイリスコール 0120 ― 211 ― 299 http://www.irisohyama.co.jp/safetyinfo/	SE― 411、SE― 420、SE― 431、SE― 530、SE― 611、SE― 630、SE― 631、SE― 830 ※型番はタンク正面の品名シールに記載しています。 ※型番の後ろに「W」「T」「S」の記載のあるものも対象製品になります。※JETシリーズを除きます。	H 15 年 12 月以前 製造	H19 年 7 月 31 日 < 新聞・HP >	蓄圧式噴霧器の一部で、タンクに圧力を加えるポンピングの最中、まれにアルミ製シャフトが樹脂製ハンドルを突き抜けて指にケガを負う事故が発生しており、使用状況により今後も発生する可能性がある事が判明。	無償部品交換（ハンドル部分）
食器棚	永大産業株式会社 フリーダイヤル 0120 ― 685 ― 110 http://www.eidai.com/notice/backnumber/notice20070807075403.html	キッチンコンポ 上下スライド扉（COM―JS 60、COM―JS 75）	H 17 年 4 年～H 19 年 4 月 納入	H19 年 8 月 7 日 < HP >	上下スライド扉について、扉を開閉のさい、動きが堅くなる、扉フレームのワイヤーが出てくるなどの現象が発生し、その状態のままで使用を続けると、ワイヤーが切断され、扉が固定できなくなるおそれのあることが判明。	無償点検、交換（改善した扉）
椅子	㈱スマイル（輸入者）アスクル㈱（販売者） アスクル コンベルサチェアご相談窓口 フリーダイヤル 0120 ― 518 ― 570 （2007 年 10 月 1 日～2008 年 1 月 31 日まで） 受付時間：月～土 8：00 ～ 20：00 日曜・祝日 9：00 ～ 18：00 http://www.askul.co.jp/	コンベルサ 4 本脚タイプ（キャスター付き）チェア ・ブラック（パッド付） 1 脚（お申込番号：120 ― 466）、ブラック（パッド付）4 脚セット（お申込番号：122 ― 344） ・グレー（パッド付） 1 脚（お申込番号：120 ― 475）、グレー（パッド付）4 脚セット（お申込番号：126 ― 371） ・ビーチ 1 脚（お申込番号:485 ― 780）、ビーチ 4 脚セット（お申込番号：597 ― 141）	H 18 年 8 月 28 日以降 販売（販売期間：H 18 年 8 月 31 日～H 19 年 9 月 25 日）	H19 年 10 月 1 日 < 新聞・HP >	当該製品の一部において、接着不良と思われる商品が含まれ、脚部と座面がはがれるという事象が発生。 現在、怪我をする等の事故は発生していませんが、使用中に転倒される恐れも考えられるため、安全を最優先に考え、該当商品の使用中止をお願いします。	点検及び部品修理、交換回収
OHチェア	ロアス㈱ 専用フリーダイヤル（ロアスサポートセンター内） 0120 ― 456 ― 561 受付時間：9：00 ～ 17：00・月～金曜日（祝祭日は除く） ※専用フリーダイヤル開設期間：2007 年 11 月 12 日～ 12 月 14 日	OHチェア 肘無し・グレー（RZC―N 02 GY） 肘無し・ブルー（RZC―N 02 BL） 肘無し・ベージュ（RZC―N 02 LBR） 肘付き・グレー（RZC―N 03 GY） 肘付き・ブルー（RZC―N 03 BL） 肘付き・ベージュ（RZC―N 03 LBR） 識別方法は以下のとおり。座面裏のシールに表示されている 6 桁の番号が 070110 ／ 070111 ／ 070112 ／ 070113 ／ 070114 ／ 070115 で、脚ベース裏面の刻印の矢印が”1”を指している製品が該当です。 対象製品情報：http://www.loas.co.jp/sapoto/info/spi071112 ― 01.html	H 19 年 1 月 10 日～ 1 月 15 日	H19 年 11 月 12 日 < HP >	製品の一部に脚ベースに不具合があり、破損に至る可能性が判明。	交換回収
小型除雪機スノースロワー	ヤナセ産業機器販売㈱ ブリッグス・アンド・ストラットン・ジャパン有限会社 ○お買い求めの販売店 または、 ○専用フリーダイヤル 0120 ― 014 ― 018 受付時間：平日 9：00 ～ 18：00	小型除雪機スノースロワー搭載（B＆S社）エンジン（該当エンジン搭載製品） ○平成 14 年度／ 88 HST（8430001 ～）810 HST（8520001 ～）813 HSTR（8630001 ～） ○平成 15 年度／ 88 HST（8431001 ～）810 HST（8521001 ～）813 HSTR（8640001 ～） ○平成 16 年度／ 8 ― 9 G（B0100001 ～）8 ― 11 G（E0100001 ～）8 ― 13 G（F0100001 ～） ○平成 17 年度／ 8 ― 9 G（B0050001 ～）8 ― 11 G（E0050001 ～）8 ― 13 G（F0050001 ～） ○平成 18 年度／ 8 ― 9 G（BM060001 ～）8 ― 11 G（EM060001 ～）	H 14 年～H 18 年 製造	H19 年 11 月 16 日 < HP >	本来始動性を高めるためのプライマーボタンの使用過多が原因となり、キャブレターより発火するおそれのあることが判明。	無償修理
ホンダ歩行型芝刈機	本田技研工業㈱ お客様相談センター フリーダイヤル： 0120 ― 112 ― 010 受付時間：9：00 ～ 12：00・13：00 ～ 17：00 http://www.honda.co.jp	ホンダ歩行型芝刈機 HRX537 対象フレーム号機：MAGA ― 1106291 ～ MAGA ― 1247647	H 17 年 2 月 14 日～H 19 年 10 月 16 日	H19 年 12 月 5 日 < 新聞・HP >	刈刃クラッチレバーを放した際に刈刃の回転を止める、ブレードブレーキクラッチ機構（BBC）内のクラッチリターンスプリングが破損し、刈刃クラッチレバーを放しても、刈刃が止まらなくなるおそれがあることが判明。	無償でクラッチリターンスプリングの交換

【家具・住宅用品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
小型除雪機「スノースロワー」（再社告）	ヤナセ産業機器販売㈱ ブリッグス・アンド・ストラットン・ジャパン有限会社 ○お買い求めの販売店 または、 ○専用フリーダイヤル 0120 ― 014 ― 018 受付時間：9：00 ～ 18：00 ※土･日･祝日を除く	小型除雪機「スノースロワー」搭載（B＆S社製）エンジン （該当エンジン搭載製品） ○平成 14 年度／ 88 HST（8430001 ～ 8430900）810 HST（8520001 ～ 8520840）813 HSTR（8630001 ～ 8630195） ○平成 15 年度／ 88 HST（8431001 ～ 8431690）810 HST（8521001 ～ 8521210）813 HSTR（8640001 ～ 8640198） ○平成 16 年度／ 8 ― 9 G（B0100001 ～ B0100670） 8 ― 11 G（E0100001 ～ E0100384） 8 ― 13 G（F0100001 ～ F0100145） ○平成 17 年度／ 8 ― 9 G（B0050001 ～ B0050760） 8 ― 11 G（E0050001 ～ E0050500） 8 ― 13 G（F0050001 ～ F0050050） ○平成 18 年度／ 8 ― 9 G（BM060001 ～ BM060740） 8 ― 11 G（EM060001 ～ EM060640）	H 14 年～H 18 年 製造	H19 年 12 月 20 日 < 新聞･HP >	一部の除雪機に搭載している米国B＆S社製エンジンにつき、極寒冷時に始動性を高めるためのプライマを、過度に使用した場合、燃料が漏れ、発火し火災を起こす可能性があることが判明。 （平成 19 年 11 月 16 日に行った社告の再社告）	無償修理

【乗物・乗物用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
歩行補助車	㈱ 幸和製作所 フリーダイヤル 0120 ― 508 ― 058 http://www.kowa ― ws.co.jp/recall/recall_704.html	シルバーカー（歩行補助車） 704 ウォーキングステッキキャスターHLA（杖立て付）JAN4938765227041 ロット製造番号： B112684 ～ B112983 BC005321 ～ BC005620	H 18 年 10 月～H 19 年 3 月	H19 年 4 月 5 日 < 新聞・HP>	SG マークの検査基準を満たしていない商品が含まれていることが判明した。	製品回収（無償修理または交換）
電動ハイブリッド自転車	ヤマハ発動機㈱ ヤマハ動機㈱ PAS 改修お客様コールセンター 0120 ― 855 ― 747 http://www.yamaha ― motor.jp/ ブリヂストンサイクル㈱ 0120 ― 937 ― 851 http://www.bscycle.co.jp 宮田工業㈱ 0120 ― 851 ― 346 http://www.gear ― m.co.jp	ヤマハ発動機㈱ X 101、X 102、X 121、X 131、X 132、X 151、X 152、X 171 ブリヂストンサイクル㈱ A 12、A 13、A 14、A 15、A 16、A 17 宮田工業㈱ 後輪モーター型製品	H 13 年 1 月～H 15 年 2 月製造	H19 年 5 月 16 日 < 新聞・HP >	電動ハイブリッド自転車用後輪モーター型ドライブユニットのモーターを制御する部品に不具合が判明。 使用状況により、ペダルを踏むのを止めても、極稀にモーターの駆動が数秒間継続する可能性があり、最悪の場合、転倒して怪我をするおそれがある。	無償部品交換
シティサイクル シティウェイ 2007	アサヒサイクル㈱ 〒 587 ― 0042 大阪府堺市美原区木材通 4 丁目 1 番 11 号 072 ― 362 ― 8181 E ― mail：asahi@asahicycle.co.jp	シティサイクル シティウェイ 2007（ブラック・ALシルバー） ○Y 73 SH（2007 モデル） ○ Y73 SHA（ホームセンター用（・タイヤの色が黒・カゴがメッシュで大型・サドルがソフトサドル・グリップの色）	H 19 年 2 月～6 月	H19 年 7 月 2 日 < HP >	強い振動や衝撃でごく稀にフレームの接合が外れてしまうことが判明。	製品引取（返金）
車いす	㈱カワムラサイクル フリーダイヤル 0120 ― 555 ― 967 http://www.kawamura ― cycle.co.jp/letter_070825.htm	入浴用車いす		H19 年 8 月 25 日 < 新聞・HP >	入浴用車いすに関わる転倒事故があり、各種安全性試験を実施した結果、㈱カワムラサイクルの製品に不具合はなく、安全であることを確認しました。 少しの不注意や誤った使用方法により、思わぬ事故に至る可能性がある為、車いすは、入浴用車いすに限らず、使用に当たりくれぐれも次の点に注意ください。 1. 取扱説明書を熟読し、ご理解のうえ、正しく使用ください。 2. 移乗の際は、確実に転倒防止の措置を実施してください。 3. 移乗や駐停車の際は、必ず駐車ブレーキを掛けてください。 4. ステップ板に足を乗せる時は、必ず片足ずつ乗せてください。	注意喚起

【身のまわり品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
デスクマット（再社告）	コクヨ S&T ㈱ フリーダイヤル 0120 ― 550146 0120 ― 201594	コクヨ抗菌デスクマット マー 400NM マー 500N マー MX517N マー 406NM マー 506N マー MX527N マー 407NM マー 507N マー MX547N マー 411NM マー 511N マー MX567N マー 412NM マー 512N マー 413NM マー 513N マー 415NM マー 515N マー 416NM マー 516N マー 417NM マー 517N マー 427NM マー 527N マー 428NM マー 528N マー 447NM マー 547N マー 448NM マー 548N マー 467NM マー 567N マー 468NM マー 568N 末尾が”G”の品番は対象外です。（例：マー 413 NGは対象外） 上記品番のうち、ロット番号の数字（0、7、8、9）とアルファベット（A、E、G、H、I、M、N、O、R、S、T、Y）の組み合わせのものが対象です。（下記参照）	H 9 年 10 月〜H 12 年 8 月 製造	H19 年 5 月 21 日 < 新聞 >	抗菌デスクマットは、体質によりアレルギー性接触皮膚炎を発症する可能性がある。 対象製品を使用し、赤み、はれ、かゆみなどの症状がみられる場合は、ただちに使用をお控えいただき、皮膚専門医にご相談いただくと共に、下記窓口にご連絡ください。 （平成 18 年 10 月、12 月、平成 19 年2月 14 日の再社告）	製品回収、交換
壁掛け時計	㈱サザビーリーグ（販売者） ㈱フォーカス・スリー（製造者） フリーコール 080 ― 300 ― 3312 http://www.afternoon ― tea.net	M863 ガラスウォールクロック（ホワイト･ピンク） 35716・35717（アラームロックは対象外）	H 19 年 4 月 27 日〜 5 月 1 日 販売（アフタヌーンィー･リビング店にて販売）	H19 年 5 月 17 日 < 新聞・HP >	壁掛け時計に、フレーム箇所の不具合により、落下等の事故が生じる可能性があることが判明。	回収・返金
バスケットボールシューズ	㈱アシックス フリーダイヤル 0120 ― 889 ― 972 http://www.asics.co.jp/support/index.html#basket	バスケットボールシューズ：GELBURST®UPSET TBF 088（0124 カラー）、 TBF 645（0151、0193 カラー）	H 19 年 4 月〜販売	H19 年 5 月 24 日 < 新聞・HP >	バスケットボールシューズ2品番につき一部の商品において、外底（アウターソール）の一部が剥れてしまう事が判明。	該当製品を自主回収
サンダル	㈱ニューバランスジャパン 専用フリーダイヤル 0120 ― 008 ― 520 http://www.newbalance.co.jp/nb/pdf/SD207.pdf	SD 207 BK（ブラック）、NV（ネイビー）、GY（グレー）、TP（トープ）計 4 色	H 19 年 3 月〜 販売	H19 年 6 月 1 日 < 新聞・HP >	面ファスナーを通しているプラスチックリング部分が破損する恐れがあることが判明。	自主回収
PHS電話端末対応電池パック	KDDI㈱（通信事業者） 沖縄セルラー㈱（通信事業者） 京セラ㈱（電話機製造事業者） NECトーキン㈱（電池製造事業者） KDDI㈱ au お客様センター 0077 ― 7 ― 111（通話料無料） KDDI㈱ http://www.au.kddi.com/news/information/au_info_20070614.html 京セラ㈱ http://www.kyocera.co.jp/information/2007/0706a101k.html NECトーキン㈱ http://www.nec ― tokin.com/ir/pdf/070614.pdf	日本無線㈱製 （AH－J 3003 S , WX－ 220 J）PHS電話端末対応 電池パック 「AH－J 3003 S」対応電池パック：型番NBB－ 9310 の一部 「WX－ 220 J」対応電池パック：型番NBB－ 9320 対象個数：約 134,000 台	H 18 年 11 月〜H 19 年 6 月	H19 年 6 月 13 日 < HP >	電池の製造工程上の問題により、電話機本体に非常に強い衝撃を与えた場合に電池内部に希に短絡が発生して、電池パックが発熱し、膨張する可能性が判明。	製品取替、回収

【身のまわり品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
携帯電話端末対応電池パック	KDDI㈱（通信事業者）沖縄セルラー㈱（通信事業者）京セラ㈱（電話機製造事業者）NECトーキン㈱（電池製造事業者）KDDI㈱ au お客様センター 0077 ― 7 ― 111 KDDI㈱ http://www.au.kddi.com/news/information/au_info_20070614.html 京セラ㈱ http://www.kyocera.co.jp/information/2007/0706a101k.html NECトーキン㈱ http://www.nec ― tokin.com/ir/pdf/070614.pdf	京セラ㈱製（Ａ 101 Ｋ）携帯電話端末対応　電池パック「Ａ 101 Ｋ」対応電池パック：型番 1403 UAAのうち、以下の製造番号が対象。KY―YIA、KY―YKA、KY―YLA、KY―XCA、KY―XDA、KY―XEA、KY―XFA 対象個数：約 6 万 9 千個	H 17 年 10 月～H 19 年 6 月	H19 年 6 月 14 日 ＜HP＞	電池の製造工程上の問題により、電話機本体に非常に強い衝撃を与えた場合に電池内部に希に短絡が発生して、電池パックが発熱し、膨張する可能性が判明。	製品取替、回収
子供サンダル	世界長株式會社（発売元）フリーダイヤル 0120 ― 174 ― 267 7 月 20 日まで 0120 ― 00 ― 8959 7 月 23 日以降 http://www.fila.co.jp/news/070619_index.htm	FILA　RICOⅢ（フィラ　リコスリー）７ PJPS 8051 サイズ：13.0、14.0、15.0、16.0、17.0、18.0、19.0、20.0、21.0、22.0cm カラー：ブラック／グレイ、ピンク／グレイ、ネイビー／オレンジ　計 3 色	H 19 年 3 月～H 19 年 6 月　販売	H19 年 6 月 20 日 ＜新聞・HP＞	甲のベルト付根部分が破損する恐れがあることが判明。	自主回収・返金
女児向けスニーカー	株式会社セガ フリーダイヤル 0120 ― 680 ― 665 http://www.sega.co.jp/corp/release/2007/0727_2/images/nr070727_2.pdf	・スポーツスニーカー 品番：12 ― 2001 カラー：サックス、オレンジ、ブラック　計 3 色 サイズ：17cm、18cm、19cm、20cm、21cm 販売数：117 足 ・スポーツジョギングシューズ 品番：12 ― 2002 カラー：サックス、ピンク、イエロー　計 3 色 サイズ：17cm、18cm、19cm、20cm、21cm 販売数：228 足	H 19 年 3 月 17 日～H 19 年 6 月 5 日 販売	H19 年 7 月 27 日 ＜新聞・HP＞	スポーツスニーカーの一足に、工業用ミシン針が混入していたことが判明。	商品回収、返金
携帯電話端末対応電池パック	㈱NTTドコモ フリーダイヤル 0120 ― 197 ― 090 http://www.nttdocomo.co.jp/info/notice/page/070801_00.html	三菱電機製携帯電話「D902i」「D902iS」「D903i」対応の電池パック「D06」のうち、同電池パック側面に貼付されているラベルのアルファベット 3 桁が「PEA」のもの。	H 19 年 1 月 30 日～ 6 月 15 日の期間中に、ドコモショップ大森ベルポート店（東京都品川区）、ドコモショップ蒲田店（東京都大田区）で販売されたもの。	H19 年 8 月 1 日 ＜新聞・HP＞	電池パックの表面にキズやヘコミがつく程度の力が加わった場合に、異常発熱し、場合によっては破裂するおそれのある電池パック「D06」（2006 年 12 月 7 日に回収する旨を発表。三菱電機製携帯電話「D902i」「D902iS」「D903i」対応）の不具合対象品合計 17 個をドコモの配送ミスにより、2007 年 1 月 30 日から 6 月 15 日の間に一部店舗にてお客様に販売した可能性があることが判明。	無償交換（回収対象の電池パック）
携帯電話端末対応電池パック	ソフトバンクモバイル㈱ フリーコール（通話料無料）0088 ― 21 ― 0035（一般電話から）http://mb.softbank.jp/mb/information/details/070816.html	ノキア製携帯電話「Vodafone 702NK」、「Vodafone 702NK Ⅱ」、「Vodafone 804NK」対応の電池パックで「NOK IA」、「BL― 5 C」（ソフトバンクモバイル商品コードNKBF 01）と表面に印刷されているもの。 裏面の上部にはノキアのロゴ、下部には 26 桁の製造番号が印刷されています。	・Vodafone 702NK　H 16 年 12 月販売開始 ・Vodafone 702NK Ⅱ　H 17 年 12 月販売開始 ・Vodafone 804NK　H 18 年 8 月販売開始	H19 年 8 月 15 日 ＜新聞・HP＞	一部において、充電中に電池パックが異常に発熱し、周辺を焦がす等の危険性のある不良品が存在することが判明。	製品交換（回収対象の電池パック）

【身のまわり品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
携帯電話端末対応電池パック	NTTドコモグループ ・NTTドコモグループ「NM 850iG」電池パックお問合わせセンターフリーダイヤル 0120 ― 193 ― 090 （携帯電話、PHS利用可） http://www.nttdocomo.co.jp/info/notice/page/070814_00.html ・ノキアコールセンター 0120 ― 830 ― 670 http://batteryreplacement.nokia.com/batteryreplacement/jp/	ノキア製携帯電話 「FOMA NM850iG」対応の電池パック「NM01（BL ― 5C）」本体の表面に「BL ― 5C」と印刷、裏面の下部には 26 桁の製造番号が印刷されています。 ノキア・ジャパン㈱のウェブサイト（下記参照）にアクセスし、26 桁の製造番号を入力すると不良対象かどうか確認できます。	H 17 年 12 月～H 18 年 11 月 製造	H19 年 8 月 16 日 < 新聞・HP >	一部において、充電中に電池パック本体が異常に発熱する可能性のあることが判明。 ※対象電池パックを使用している「FOMA NM850iG」については、販売を一時停止します。	製品交換（回収対象の電池パック）
ビューラー	㈱シャンティ フリーダイヤル 0120 ― 56 ― 1114 http://www.chantilly.co.jp/notes.html	チャスティ イージーカールアップ 22 rアサメ（税込 ¥840） チャスティ イージーカールアップ 18 rフカメ（税込 ¥840）	不明	H19 年 9 月 25 日 < HP >	一部の製品において稀に、取っ手部分あるいはスプリング部分が破損することが判明。	商品回収
婦人靴パンプス	㈱トークツ・グループ フリーダイヤル： 0120 ― 68 ― 1092 受付期間：平成 19 年 12 月 14 日～ 12 月 27 日 午前 10 時～午後 6 時（土・日・祝日除く） ※フリーダイヤル受付期間終了後は、お客様相談室 03 ― 5547 ― 3876 にて承ります。	「23 区」婦人靴パンプス（商品番号・＃ 1505）	H 19 年 7 月 21 日～ 11 月 20 日	H19 年 12 月 14 日 < 新聞・HP >	ヒール部の強度不足により着用中にヒールが折れる可能性のあることが判明。	回収

【保健衛生用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
化粧用コットン	P ＆ G マックスファクター合同会社 フリーダイヤル 0120 ― 750262 http://www.sk2.com/jp/info/qt.html	クオリティーコットン 「DS6」「HSS」「JS8」 （※製造番号は、製品の箱の裏面の下部に刻印されている横書き 3 桁の番号）※その他の製造番号の製品に混入の可能性はありません。	不明	H19 年 6 月 1 日 < 新聞・HP >	細い金属性の繊維が混入している可能性があることが判明。	製品回収、代金返金
音波式スキンケアブラシ	三井物産㈱ 三井物産マーケティング㈱ 製品無償交換窓口 クラソニック お客様相談センターフリーダイヤル 0120 ― 638 ― 117 （携帯電話・PHS利用可） http://www.clarisonic.jp/ http://www.mitsui.co.jp/new/1177273_1338.html	PBL 社（Pacific Bioscience Laboratories Inc.）製、音波式スキンケアブラシ「クラリソニック（clarisonic）」全機種	H 18 年 3 月～H 19 年 6 月 販売	H19 年 7 月 10 日 < 新聞・HP >	製品の基板に使用している部品不具合のため、ごくまれに発煙、発熱により製品本体の一部が溶解する現象が発生する可能性のあることが判明。	無償交換（代替品準備のため、製品交換は8月1日から開始予定）
殺虫剤	ライオン㈱ フリーダイヤル 0120-670-225 http://www.lion.co.jp/info/20070828/20070828.htm?cl=topice32	・バルサン 飛ぶ虫氷殺 ジェット（内容量 300ml） JAN:4903301060468 ・バルサン 飛ぶ虫氷殺 ジェット（内容量 450ml） JAN:4903301060475 ・バルサン 這う虫氷殺 ジェット （内容量 300ml） JAN:4903301060482 ・バルサン 這う虫氷殺 ジェット （内容量 450ml） JAN:4903301060499		H19 年 8 月 28 日 < 新聞・HP >	当該製品は、火気のないところで使用するよう製品に注意表示を記載する等の注意喚起を図っていましたが、火元の近くで使用して引火したことによる火傷等の事故が複数件発生したことが判明。 当該製品が火気の近くで使用されたこと、連続噴射により多量に使用され、換気が充分に行なわれなかった後に火気に接したことなどが原因となって発生したものと考えられます。	自主回収

【保健衛生用品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
殺虫剤	ライオン㈱ 下記、お客様相談窓口まで連絡願います。 お客様相談窓口 フリーダイヤル 0120 ― 670 ― 225 受付時間　9：00 ～ 17：00（土日祝日を除く） http://www.lion.co.jp ※回収の受付は、ホームページでも実施しています。	・バルサン 飛ぶ虫氷殺 ジェット（内容量 300ml） JAN:4903301060468 ・バルサン 飛ぶ虫氷殺 ジェット（内容量 450ml） JAN:4903301060475 ・バルサン 這う虫氷殺 ジェット （内容量 300ml） JAN:4903301060482 ・バルサン 這う虫氷殺 ジェット （内容量 450ml） JAN:4903301060499		H19 年 11 月 13 日 < 新聞･HP >	台所、浴室などで使用され、噴射ガスに引火し、火傷を負われた事故が発生したことが判明。 冬季には、お部屋にてガスストーブ・石油ストーブ・卓上コンロなどをお使いになる機会が増え、当該製品を火気のある場所でお使いになられたり、噴射ガスが残留した状態でストーブなどを点火すると引火事故につながる危険性があります。 （平成19年8月28日に行った社告の再社告）	自主回収

【レジャー用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
卓球用粘着剤	㈱タマス 03 ― 3314 ― 2111 http://www.butterfly.co.jp/	品番 70990 （スーパーロング・チャック－カン） 品番 71000 （スーパーロング・チャック－1000） 品番 71010 （スーパーロング・チャック）	製品発売後、約 10 年経過。現在は製造を中止して 1 年半が経過。	H19 年 5 月 9 日 <HP>	5 ～ 6 年間、同製品を使用してきた選手が、ある日使用した直後、喉頭浮腫（こうとうふしゅ）アナフィラキシーショックにより、呼吸困難になり意識不明。I 型アレルギー反応の一つで、ハチ毒・食物・薬物などを吸引した際にショック状態に陥り、喉の奥が腫れて空気の通り道が狭くなってしまい呼吸が急にできなくなるものである。（なお、本症状については、患者様のご同意の上、公表。） 今回のようなアレルギーの事例を弊社は他に把握しておりません。また今回の事故の起因となった物質は同製品のどの成分かは特定できていない。 対象製品を使用し、じんましん、浮腫、胸苦しさ等の症状がみられる場合は、ただちに使用を控えください。	製品回収及び返金
デジタルスチルカメラ	ソニー㈱	デジタルスチルカメラ“サイバーショット”「DSC－T 5」 製造番号（シリアル No）： 3010001 ～ 3081200 の製品が対象。	H 17 月 9 月発売	H19 年 8 月 3 日 < 新聞・HP >	当該製品の一部において、底面の外装部品のメッキがはがれて、めくれあがり、その部分に直接触れると手や指を傷つける可能性があることが判明。	無償交換（対象製品の底面の外装部品）
ペツル社製クランポン「サルケン」	㈱アルテリア ㈱アルテリア「サルケンリコール係」 TEL：04 ― 2969 ― 1717 e ― mail：info@alteria.co.jp	ツル社製クランポン「サルケン」		H19 年 9 月 14 日 < HP >	構造上の理由からフロントポイントの付け根付近に負荷が集中し、そのため激しい使用により金属疲労が起きやすいということが判明。	回収し、代替品と交換または返金
メダルチョコベア	ジェイ･インターナショナル㈱ 問い合わせ先 ジェイ･インターナショナル㈱「メダルチョコベア商品回収係り」 0120 ― 221 ― 047 （12 月 21 日まで） 0120 ― 174 ― 588 （12 月 25 日より） 受付：土･日･祝日を除く午前 10 時～午後 6 時まで	メダルチョコベア（15 センチ× 11 センチ、チョコ付クマのぬいぐるみ） ※タグにColorful Bear（カラフルベア）と明記		H19 年 12 月 13 日 < 新聞･HP >	セブン - イレブン、イトーヨーカドーで販売した「チョコ付クマのぬいぐるみ 380円」に8ミリほどの針状の金属片が、混入している商品が一体発見されたことが判明。	自主回収

【レジャー用品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 （製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
バット	ゼット㈱ フリダーイヤル 0120-276-010 http://zett.jp/newsrelease/newsrelease_20070910.html	ソフト3号ゴムボール対応カーボンバット　REVOLL-Z 品番：BCT53285・BCT53284 の2品番 対象製造記号：「JE.AB」・「JF.JA」・「JF.JB」	H18年2月～販売	H19年9月10日 < HP >	一部製品にバットの強度に影響する不良品が混在していることが判明。	製品回収、交換
ヘリコプターRX－01（コントローラー）	㈱タイトー お問い合せ先 0120 － 57 － 0788 年中無休（10時～18時まで）	アミューズメント用景品 「ヘリコプターRX－01」のコントローラー	H19年11月16日～18日の3日間に発売した424個	H19年11月22日 < 新聞･HP >	アミューズメント用景品「ヘリコプターRX－01」の一部製品のコントローラーの基盤不良により、稀に本体内蔵充電池部より、発熱・発煙が発生することが判明。	回収交換

【乳幼児用品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 （製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
ベビーカー	㈱ スキャンデックス（ストッケ社製品 輸入販売・総代理店） フリーダイヤル 0120 － 354 － 907 E － mail:xplory@scandex.co.jp http://www.scandex.co.jp/imgs/070525.pdf	ストッケ社製「ストッケ・エクスプローリー®」 シリアルナンバー：1 ～ 27295	H16年4月～販売	H19年5月25日 < 新聞・HP >	使用により前輪のボルトの強度が低下して前輪が外れる不具合が発生する可能性があることが判明。	無償部品交換
浴槽用浮き輪（座れるタイプ）	㈱ 赤ちゃん本舗 / ㈱ ケイビーエクセル ㈱ 国際貿易 / ㈱ ティーレックス ㈱ ナカジマコーポレーション / 有限会社 マーケット・ブレインズ ㈱ ライフプラン /（社団法人日本玩具協会が調整） ・㈱ 赤ちゃん本舗 0120 － 365 － 753 http://www.akachan.jp/newmore_d/index9.html ・㈱ ケイビーエクセル 0823 － 87 － 0096 http://www.kbe.co.jp/baby/ukiuki.htm ・㈱ 国際貿易 03 － 3694 － 7281 http://www.kokusaiboeki.co.jp/index.html ・㈱ ティーレックス 06 － 6271 － 7566 http://www.t － smartstart.com/baswc/003.html ・㈱ ナカジマコーポレーション 03 － 3652 － 8456 http://www.t － smartstart.com/baswc/003.html ・㈲マーケット・ブレインズ 03 － 3938 － 7801 http://titi.co.jp/ ・㈱ライフプラン 03 － 3939 － 2601 ・(社)日本玩具協会 03 － 3829 － 2513 http://www.toys.or.jp/	対象商品 / 製造元 赤ちゃん風呂～と・ウキウキウッキー / ㈱赤ちゃん本舗 ウキウキ丸 / ㈱ケイビーエクセル すこやかおふろうきわ / ㈱国際貿易 スマートフロート / ㈱ティーレックス おふろウキワ / ㈱ナカジマコーポレーション パチャパチャシート / ㈲マーケット・ブレインズ バスフロートSV / ㈱ライフプラン		H19年8月21日 < 新聞・HP >	国民生活センターから浴槽用浮き輪（座れるタイプ）で幼児の溺水事故が発生しているとの報告があり、（社）日本玩具協会において、会員企業・STマーク使用許諾契約企業を調査したところ、浴槽用浮き輪を製造した社は上記7社であり、事故は過去10年間に6件発生していたことが判明。 「浴槽用浮き輪」（座れるタイプ）をご愛用のお客様におかれましては、事故発生防止のために、次の事項を理解願います。 お子様は、頭が重いため、バランスを崩すと転倒しやすく、溺れると死亡等の事故につながるおそれがあります。 1. 対象商品を使用中は、保護者の方が必ず付き添い、決してお子様から目を離さないでください。 2. 風呂の湯量不足や手すりにつかまる事により、お子様がバランスを崩し転倒しないか気をつけてください。	注意喚起

【乳幼児用品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
ベビーカー	アップリカ葛西㈱ フリーダイヤル 0120 ― 545 ― 224 http://www.aprica.jp/hm/html/news/tocco_choco.html	品名：ショコラ クワトロ （4 輪キャスター） ・ポルカドットカスタード BR 品番（5 桁）92884 ロット番号（6 桁）/ × × 167 × , × × 177 × ・デコレートターコイズ GR 品番（5 桁）92885 ロット番号（6 桁）/13187 × , × × 167 × , × × 177 × 品名：TOCCO Rev （トッコ レヴ /4 輪キャスター） ・グリーン×イエロー GN 品番（5 桁）92913 ロット番号（6 桁）/ 33167 × ,39177 × , × × 157 × ・パープル×ピンク PR 品番（5 桁）92915 ロット番号（6 桁）/33167 × , 351772, × × 157 × ・ブラック×ブルー BK 品番（5 桁）92919 ロット番号（6 桁）/141771,381771, × × 157 × , × × 167 × ※表中の製品以外は対象外です。 ※ロット番号は、6 桁の数字のうち表中の「×」印の桁を除く数字を確認ください。	H 19 年 5 月～ H 19 年 8 月 生産	H19 年 9 月 19 日 < 新聞・HP >	一部の品番・ロットにおいて、後キャスターの車輪が使用により脱落するおそれがあることが判明。	無償部品交換
ベビーストローラー	㈱ 西松屋チェーン フリーダイヤル： 0120 ― 288 ― 147 （土日を除く 午前 10 時～午後 6 時まで） ※平成 19 年 12 月 15 日（土）・16（日）は受付いたします。 http://www.24028.com	ベビーストローラー「ロッソネロ」 ※ハンドルと両サイドに「ROSSO NERO」のロゴがついており、股ベルトバックル裏側の四隅がネジ止めになっている製品。	H 18 年 8 月下旬～ 9 月下旬 （138 台）	H19 年 12 月 11 日 < 新聞・HP >	股ベルトのバックルが解除ボタンを押さなくても、外れてしまう恐れのあるものが発見されたと判明。	バックル交換のための自主回収

【繊維製品】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間（製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
ヘッドバンド	パラマウント・ピクチャーズ インターナショナル・リミテッド E ― mail: shrek3@kadokawa ― nt.co.jp 03 ― 5413 ― 4399	シュレックの耳	日本ではH 19 年 3 月 21 日～ 3 月 26 日までの間、ドリームワークス社制作映画「シュレック 3」の日本公開を記念し、お子様向けに全国の映画館でおよそ 6000 個無料配布。	H19 年 4 月 10 日 < 新聞 >	ヘッドバンドの布部分からワイヤーが若干突き出ている製品が一部発見された。	配布中止
ヒーティングジャケット	ハーレーダビッドソン ジャパン㈱ フリーダイヤル 0120 ― 888 ― 042 http://www.harley ― davidson.co.jp/herting_jk.pdf	ヒーティッド・ジャケット・ライナー （商品番号 98107-04V）	H 15 年 11 月～ 輸入・販売 対象製品は、H 16 年 11 月製造分（対象総数 521 着）	H19 年 10 月 3 日 < 新聞・HP >	一部の製品において、使用状況によっては襟部が異常発熱し、火傷等に至る可能性のあることが判明。	製品回収、無償交換
ベビー女児スモック型パジャマ	㈱ 西松屋チェーン 問い合わせ フリーダイヤル： 0120 ― 690 ― 099 （土日を除く 午前 10 時～午後 6 時まで） http://www.24028.com	○ベビー女児スモック型パジャマ （アニマル柄） ・07 W―LGP 100 ・07 W―LGP 101 ※製品の洗濯ラベルに表示 ○サイズ：80・90・95 センチ	H 19 年 10 月中旬～ 11 月中旬	H19 年 11 月 29 日 < 新聞・HP >	商品の一部において袖口ゴムの締め付けが強い商品が発見され、着用により手首がうっ血するなどの事故の発生をきたす可能性があることが判明。	自主回収

【繊維製品（つづき）】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 （製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
トップバリュ「こたつ掛ふとん」	イオン㈱ ご購入店舗 または、フリーダイヤルにてご連絡いただきますようお願いいたします。 トップバリュ お客さま係 0120 ― 28 ― 4196 （10 時～ 17 時） ※日曜除く	トップバリュ「こたつ掛ふとん」 TV ― VIB（205 × 205 センチ） TV ― VIB（205 × 245 センチ） TV ― MHLFO（205 × 205 センチ） TV ― MHLFO（205 × 245 センチ） TV ― NSVSH（205 × 205 センチ） TV ― NSVSH（205 × 245 センチ）	TV ― VIB （H 18 年 9 月より販売） TV ― VIB （H 18 年 9 月より販売） TV ― MHLFO （H 19 年 9 月より販売） TV ― MHLFO （H 19 年 9 月より販売） TV ― NSVSH （H 19 年 9 月より販売） TV ― NSVSH （H 19 年 9 月より販売）	H19 年 12 月 11 日 < 新聞･HP >	ふとんの端部分を踏んだ際に、足を滑らせたとの情報が寄せられたため。	回収

【その他】

品名	製造事業者名等	型式等	販売等期間 （製造時期）	社告日	社告等の内容	対処方法
灯油缶	ダイキ㈱ ダイキ宇品店 電話：082 ― 255 ― 1213 フリーダイヤル： 0120 ― 415171 受付時間：午前 9 時～午後 6 時 ※土曜･日曜･祝日除く	灯油缶（青色 18 リットル） ・0405001 ～ 0406000 ・4224571 ～ 4224587 ・0406743 ～ 0408000 ・4225001 ～ 4226000 ・0408678 ～ 0409883 ・4226487 ～ 4227000 ・0411001 ～ 0412000 ・4228074 ～ 4228240 ・0413001 ～ 0413960 ・4228341 ～ 4230271 ・0413964 ～ 0414000 ・4230273 ～ 4231720 ・0414872 ～ 0415000 ・4231723 ～ 4232000 ・0415814 ～ 0416507 ・4234356 ～ 4234468 ・0416626 ～ 0419000 ・4234473 ～ 4235000 ・4220545 ～ 4220636 ・4236966 ～ 4237000 ・4220851 ～ 4222000 ・4238272 ～ 4239000 ・4223629 ～ 4224318 ・4250001 ～ 4250273 ・4223977 ～ 4224000	H 18 年 12 月以降販売	H19 年 12 月 13 日 < 新聞･HP >	一部商品について、ひび割れによる使用上の不具合が発生したと判明。	回収･交換

NITE　平成 19 年度成果発表会の報告

NITE 生活・福祉技術センター主催の「平成 19 年度成果発表会（製品安全分野）」を平成 19 年 11 月 1 日に大阪会場（大阪国際会議場）、同 13 日に東京会場（日本教育会館一ツ橋ホール）でそれぞれ開催しました。大阪会場には 212 人、東京会場には 374 人が参加し、会場は終日熱気に包まれました。主なプログラムは、「平成 18 年度事故情報収集調査結果」「事故原因調査事例」などで NITE の日頃の事業の成果を発表しました。

経済産業省からの報告

◇重大事故製品事故の受付・公表状況について（商務情報政策局製品安全課）

平成 19 年5月 14 日に施行された改正消費生活用製品安全法により運用が開始された重大製品事故報告・公表制度についての報告がありました。

NITE からの発表

①平成 18 年度事故情報収集調査結果について（生活・福祉技術センター製品安全企画課）

年度別事故情報収集件数（重複含む）では、平成 17 年度が 2,952 件、同 18 年度が 4,084 件と前年度比約 38％と大幅に増加しています。中でも通知（報告）者は製造事業者が同 17 年度 19.5％から同 18 年度は 30.2％と多くなっており、これについては「製品事故の社会問題化」が背景にあると推測しています。

②消費者製品の安全における海外事情～安全確保の取り組みと最近の状況について（生活・福祉技術センター製品安全企画課）

主要各国の製品安全機関の紹介をはじめ、製品安全施策の現状、消費者製品のグローバル化の必要性などが報告されました。輸入品問題や全世界でリコールされている製品事例なども紹介しました。NITE のこうした海外交流における役割としては、海外から情報を得て早急に事故の未然防止を図り、製品の安全に結びつけることです。

成果発表会の会場（東京）

③消費生活用製品の製品安全テスト事例について～リモコン付き電気ストーブ（生活・福祉技術センター製品安全技術課）

「テレビリモコンを操作したところ、赤外線リモコン付き電気ストーブのヒーターが点灯した」との情報の通知を受けて試買テストを実施しました。その結果、テスト対象品目の 13 銘柄のうち、2銘柄が他の家電製品のリモコン操作で誤作動することが判明しました。輸入品の電気ストーブのリモコンに使われている信号（制御コード）が、他の家電製品のリモコンの制御コードと部分的に一致したため誤作動したものと考えられました。この結果を受けて、リモコン操作でヒーターが点灯のできる電熱器具にかかわる自主規制や法規制のあり方を検討する必要性を経済産業省に提起したことにより、電気用品安全法に基づく技術上の基準を定める省令（技術基準）が改正されました。

④消費生活用製品の事故原因調査事例について～塩化ビニル手袋（生活・福祉技術センター製品安全技術課）

身体被害の中で、アレルギー等は原因不明となる例が多く、特に化学物質によるものは被害を証明することが困難です。家庭用塩化ビニル手袋を使用して皮膚炎を発症したとの事故通知を受けてテストを実施しました。その結果、含有していた2種類の物質（可塑剤・安定剤）が原因であると判明しました。事故対応としては、日本グローブ工業会を通じて、原因物質の通知、注意表示の共通規定など業界全体としてアレルギーに対する取り組みを強化する予定です。なお、ISO 規格でもアレルギーを製品作りの指針とする方向にあることも報告しました。

⑤消費生活用製品の事故原因調査事例について～製品からの発火事故に関する原因調査事例から（生活・福祉技術センター技術業務課）次ページに詳細を掲載

⑥電気製品におけるコネクタ部の溶着による発煙・発火事例（中部支所・製品安全技術課）

接続端子の接続部分からの発火は、接続部に溶融した跡や金属の焼け色等の有無で判断されています。外観で判断できない場合でも、エックス線透視や研磨などのミクロな観察で判別が可能になっています。また、リスクが低いとされる5ボルト程度の小電力回路から出火した冷蔵庫の事例が報告されました。

⑦事故原因究明手法を用いた事故調査事例について～自転車フレームの破損原因解析例（九州支所・機械技術課）

製品の破損事故で、同等品による再現試験が困難、または形状が複雑なため破損個所の応力の測定・推定が困難な案件があります。NITE では、こうした事故原因の調査には、有限要素法による構造解析を活用して原因を究明しています。有限要素法とは、製品に生じる応力、ひずみ、変位、熱伝導などをコンピューターによる数値計算により求める方法です。製品のモデルをコンピューター上に作成し、有限の要素に分解し、近似解を計算するというものです。従来の破面観察等に、有限要素法を用いた自転車の破損事故の原因を調査した事例が紹介されました。

ポスターセッション会場（大阪）

⑧家庭用電気製品の火災における原因究明手法開発について～電線の一・二次被熱条件による特徴的形状（北関東支所・燃焼技術課）

火災現場から回収される電線にはさまざまな特徴があります。北関東支所の燃焼技術課では、火災現場などで採取される配線材料から火災時または出火時の状況を考察する際に参考データとするために2年計画の「電線の一・二次被熱条件による特徴的形状」の研究を行っています。2年計画の1年目の 18 年度は「導体の痩せ」と「緑青」に着眼して調査を実施しており、その内容が報告されました。なお、計画2年目の 19 年度は、「折り曲げようとすると折損する導体」からどのような被熱条件が推定できるのか、また電気炉などによる加熱条件をさらに拡大してデータ収集を行うことにしています。

◇ポスターセッション

会場には、11 テーマごとにブースを設け、パネル及び事故品・改良品を展示して説明を行いました。展示したのは、「扇風機」のほか「電気こんろ」などで、発表にあった実際の事故品なども並びました。展示物ごとに担当者が事故原因などを説明、また事故品を多数設置したことなどに参加者から高い評価を得ました。

NITE成果発表会より

電気こんろの火災事例 ～電源からのノイズで誤作動

独立行政法人製品評価技術基盤機構
生活・福祉技術センター
弘田　貴巳

製品評価技術基盤機構（略称　NITE）は消防機関と連携を組みながら、製品に起因すると疑われる火災事故の原因調査を行っており、事故の再発を未然に防止することに努めています。今回の事例は、福井市消防局と調査をすすめたもので、留守中の電気こんろが誤作動を起こして出火したと推定される案件で、その原因調査と再発防止について紹介します。

火災概要

・出火年月　2006年5月
・出火場所　福井県福井市
・焼損状況　ぼや
・焼損物件　電気こんろ

1. 火災発見までの経緯

単身赴任用の賃貸マンション居室のキッチンに備え付けの電気こんろが勝手に作動することによって、電気こんろ上にあった可燃物から発火して発生した火災です。火災発見までの状況は以下の通りです。

①居住者は、外出しており部屋は施錠されていました。外出前に居住者は電気こんろが作動していないことを確認して、水洗いをした茶碗類を入れたプラスチック製の水切りかごを電気こんろ上に置きました。

②外出して約37時間後の留守中にキッチンにあった火災報知器によって火災が覚知されました。

③消防隊は、部屋が施錠されていたためガラスを割って居室に入り、電気こんろ上が燻焼状態であったことを確認しました。また、電気こんろ前面操作パネルの「高温注意ランプ」（ヒーター通電時に点灯するもの）が点灯し、電気こんろが作動していたことを確認しました。

2. 電気こんろについて

当該品はキッチンに備え付けのもので、縦型で2口のものです。ヒーター部は200V電源で稼働する電熱ヒーターであり、ヒーターの上にガラス板が載せられており、ガラス板の上に鍋を載せて使用します。電気こんろ前面の操作パネルの押しボタンによって、電源の「ON」「OFF」やヒーターの強弱の切り替えが行われます。また、上部の照明や換気扇の電源スイッチを内蔵し、これらの電源は100Vとなっています。（写真1参照）

写真１　電気こんろ同型品

3. 現場の状況

電気こんろの手前側ヒーター部に載っていた水切りかごが全て溶融して一部が焼損しています。こんろ左側の壁には、溶融した水切りかごの焼損による焼きが確認されます。水切りかごの中にあった木製の椀や箸は焼けて炭化していました。電気こんろ前面の操作パネルも表面が焼損していました。(写真2参照)

写真２　事故現場の状況

4. 事故品調査

(1) 現場状況より、電気こんろ部以外に出火源はなく、電気こんろ部から出火したと考えられます。そのため、電気こんろをキッチンから取り外し、さらに、機器を調査しました。

(2) 電気こんろのガラス板上は焼けていますが、電気こんろ内部には焼損は認められませんでした。また、前面の操作パネルの表面は焼けていますが、基板の焼けは縁部のみで、そこから出火した形跡はありませんでした。(写真3、写真4参照)

(3) 以上、機器内部からの出火した形跡がないことから、電気こんろヒーターの作動によって、電気こんろ上の可燃物(水切りかご等)が過熱されて出火したものと考察されました。

5. 同型品による誤作動の再現テスト

居住者が外出後、約37時間経過して出火しており、例えば、外出時に誤ってスイッチを押下して発生したとは考えにくいものです。そこで、電源から他の電気製品の電源のON、OFF時に生じるノイズが電源線を伝わり、電気こんろが誤作動を起こしたものと仮定して、同型品2機を使用して再現テストを実施しました。

テストは、JIS C 61000－4－4「電気的ファストトランジェット／バーストイミュニティ試験」により、電気こんろがOFFの状態で電源に所定のノイズを印加して、ONの状態になるなどの誤作動が生じるかどうか確認するものです。安定化した200V電源にファストトランジェント／バースト試験器によって意図的にノイズを印加して試験を実施しました。(写真5参照)

写真３　電気事故品

写真４　事故品(ガラス板を外したところ)

写真５　バーストイミュニティ試験実施の様子
ＮＩＴＥ生活・福祉技術センター（大阪）で実施

その結果、同型品2機は、同JISのレベル2あるいはレベル3のノイズによって、誤作動を起こすことを確認しました。レベル2、レベル3のバーストは通常の家庭電源にも入りうるレベルのものです。

試験のレベル	電圧ピーク	繰返し率
レベル2	1kV	5kHz
レベル3	2kV	kHz

写真６　事故品の制御基盤

当該製品は、スイッチ制御を基板内のICで制御していますが、電源から入るノイズに対する回路保全に問題があり、ICが電源から入るノイズの影響を受けて誤作動する可能性が高いことがわかりました。（写真6参照）

6．出火原因

当該電気こんろは、電源から入るノイズへの対策が不十分だったために、家庭用電源から入ったノイズによってスイッチ制御に使用されているICが影響を受けて、誤作動したために、電気こんろの上にあったプラスチック製の水切りかご等の可燃物が、電気こんろヒーターに過熱されて発火したものと推定しました。

7．同一機種の事故事例

当該品は電源から入るノイズに対する防御性能に問題があり事故が多発している可能性があります。そこで、製造業者及び販売業者に同種事故について問い合わせたところ、平成 18 年 11 月現在で他に 12 件発生していたと報告されました。また、事故には至らないものの、誤作動を起こす等のクレームが業者に多数寄せられていたことも明らかになりました。

8．再発防止策

調査結果を業者に報告した結果、業者は当該品の使用者に誤作動の発生について周知を図り、製品の交換または無償修理（基板の交換）を実施することになりました。当該品は特定のマンションに備え付けの電気こんろであり、当該マンションの住居者に対して事故防止を呼びかける案内状が販売業者から配信されました。そして、順次、製品交換および無償修理を進めているところです（平成 18 年 11 月現在)。また、福井市消防局では、再発防止のために業者に早急な対応を求めました。

なお、対象機種は 78,317 台である。

9. おわりに

電気こんろについて、過去の火災事例を調べてみると、スイッチに誤って接触して作動してしまい、こんろ上の可燃物が発火するというものが多数あります。

しかし、今回の事例はそれらと異なり、スイッチに接触することなしに、電源から入るノイズによって機器が誤って作動してしまうものと考えられます。同種事故の発生にあっては、このような「誤作動」も発生しうることを視野に入れて調査して頂ければ幸いでございます。

今回の事例については、事業者において再発防止策がとられている間にも、数件の同種原因と考えられる事故が発生してしまいました。事故発生のもっと早期の時点でできるだけ確実な原因をとらえることができれば、事故発生が防止できたのではないかと反省する次第です。

NITEでは、消防機関等と連携を組んで、火災事故を含む製品事故情報をできるだけ早期に収集し、さらに原因調査を行うこと等によって、事故の再発を未然に防止するよう努力しています。製品事故情報の収集や原因調査は、関係機関のみなさまのご協力がなければ成り立ちません。今後とも、消防機関はじめ関係機関のご協力を心よりお願い申し上げます。

化学物質の適切な管理で安全・安心な利用を
～化学物質管理センターの業務について

独立行政法人　製品評価技術基盤機構
化学物質管理センター

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE：ナイト）は、消費生活用製品等に関する事故情報の収集等の業務を行う生活安全分野のほかにも、バイオテクノロジー、化学物質管理、適合性認定などの分野で、国民生活の安全･安心の実現に貢献しています。今回は、このうち化学物質管理センターにおける業務をご紹介します。

はじめに

NITEに寄せられる事故情報の中にも、皮膚障害等、製品に含まれる化学物質が原因となっているケースがありますが、このような事故の未然防止、事故後の原因究明や対処のためには、化学物質の正しい情報を知ることが重要です。

NITE化学物質管理センターでは、私たちの生活に欠かせない化学物質を適切に管理し、安全かつ安心して利用するために、化学物質の情報の収集と提供を行っています。

NITE化学物質管理センターの業務

現在、わが国において流通する化学物質は数万種とも言われており、化学物質の使用においてもたらされる利便性には多大なものがあります。しかし、化学物質はその性質として有害性を持つため、人や生態系への影響を最小に、かつ使用者にとって安全に利用することが求められますが、数万種全ての化学物質の有害性を評価し、法制度による規制などを行うことは現実的ではありません。

そのため、合理的かつ効果的な化学物質の管理が求められており、その基本的な考え方となるのが、リスクベースの化学物質管理です。リスクベースの化学物質管理とは、実際の暴露の状況と有害性に基づいたリスク評価、その情報に基づくリスク管理、それらの情報を関係者で共有するリスクコミュニケーションからなり、その推進には、これまでの化学物質に関する法制度に加えて、市民（消費者）、事業者、行政が自主的にそれぞれの役割を果たす必要があります。

当センターでは、主要な化学物質管理法令である化学物質審査規制法、化学物質排出把握管理促進法の施行に関する支援の他、化学物質の法規制情報、有害性情報やリスク評価情報等を掲載したデータベース（CHRIP）の構築やリスク評価手法の検討等の事業を進め、化学物質についての知的基盤を構築し、情報を広く発信しています。

今回は、そのうち、市民（消費者）向けに化学物質管理に関する情報をわかりやすく提供することを目的とした事業について、ご紹介します。

NITE化学物質管理センターの消費者向け情報提供

1. ホームページ
「化学物質と上手に付き合うには」

当センターでは、化学物質のベネフィット（利

「リスク」の考え方などを説明するウェブサイト

便性）とリスクのバランスを考え、上手に付き合っていくために必要な、基礎的な考え方や方法、関連情報などをわかりやすく紹介することを目指したホームページ「化学物質と上手に付き合うには」を公開しています。

そこでは、「化学物質」に対するイメージと定義の違いから始まり、「化学物質のリスク」やそのリスクを把握した上で上手に付き合うための様々なステップについての解説を掲載しています。

（URL：http://www.safe.nite.go.jp/management/）

2. 身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ

私たちは日々の生活の中で、様々な製品を利用していますが、必ずしも、それらの製品にどんな化学物質が含まれているかを正確に知って使っているわけではありません。

しかし、少しでも、製品の特徴や成分を知ることは、よりよい商品選択に役立つとともに、より効率的な使用や、知らないために起こる不適切な使い方を回避ができます。また、トラブル時に、何が問題でトラブルが起こったのかを探る手がかりやその適切な対策を講ずるためにもそれらの情報は不可欠です。

そこで、当センターでは、「化学物質と上手に付き合うには」の中で、身近に存在する化学物質の解説を目的として、消費者向けの身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ「塗料」、「家庭用接着剤」、「建材用接着剤」、「洗剤」、「殺虫剤等」、「化粧品」、「食器」、「子供用おもちゃ」、「繊維製品」を公開しています。

（URL：http://www.safe.nite.go.jp/management/product/ProductName）

そのうち、化粧品、塗料（家庭用）、接着剤（家庭用）、洗剤（家庭用）については、デザイン等をリニューアルし、コラムなどを追加した冊子（B5版）も発行しており、他の製品についても、引き続き冊子化を進めていく予定です。

身の回りの製品に含まれる化学物質シリーズ

また、同冊子は、ホームページのPDF版から印刷することもできます。

冊子は、①製品の概要、②製品分類、③構成成分、④関係するおもな法律、で構成されています。

①の製品の概要では、例えば、化粧品といえば、スキンケアやメークアップに使われるものが一般消費者の持つイメージであることに対して、薬事法上の定義ではシャンプーや浴用石けんなども含むといったように、用語が誤りなく使われるように定義を明確にし、その定義等に基づき、②において、製品分類を行っています。

「化粧品」の定義などを説明するウェブサイト

③の構成成分では、分類した製品に含まれる代表的な構成成分を記載しています。例えば、洗剤では、洗浄のための主成分となる界面活性剤の種類や機能、また洗浄効果を高めたり風合いを向上したりする補助剤などについての説明をしています。各成分についての具体的な物質名等が分かれば、それぞれの成分から当センターの化学物質総合情報提供システム（CHRIP）などで、物質個別のより詳しい情報を入手することが出来ます。

（化学物質総合検索システムURL：http://www.safe.nite.go.jp/japan/db.html）

「洗剤」の構成成分などを説明するウェブサイト

④の関係するおもな法律では、例えば、塗料や接着剤では、法律に基づく表示の他、「シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会」の「室内濃度指針値」についての説明や建築基準法におけるホルムアルデヒドの放散等級の表示（F☆☆～F☆☆☆☆等級）の義務付けなどについても紹介をしています。

2. シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会における「室内濃度指針値」

厚生労働省は、シックハウス（室内汚染検討会）問題に関する検討会において2002年1月22日までに検討してまとめられた「個別の揮発性有機化合物(VOC)の指針値（13物質）」を発表しています。その中で屋内において使用する家庭用塗料に関係のあると考えられる化学物質の指針値は次のとおりです。

化学物質名	室内濃度指針値	
	濃度指針値	気中濃度
ホルムアルデヒド	100 μg/m3	0.08 ppm
トルエン	260 μg/m3	0.07 ppm
キシレン	870 μg/m3	0.20 ppm
エチルベンゼン	3800 μg/m3	0.88 ppm
フタル酸ジ-n-ブチル	220 μg/m3	0.02 ppm

なお、この指針値の意味等については、厚生労働省からQ&Aが出ていますので、こちらもご参照下さい。
http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/situnai/shisinqa.pdf

3. 建築基準法

国土交通省は2002年7月に建築基準法を改正しました。その中で、ホルムアルデヒドの室内濃度を上記の厚生労働省の室内濃度指針値の0.08ppm以下に抑制するために、内装に使用する建築材料や接着剤・塗料などにホルムアルデヒドの放散等級の表示を義務付けることを規定しました。ホルムアルデヒドの放散量の一番少ないものをF☆☆☆☆とし、放散量が多くなるにつれて星の数が減ります。この等級はJISや日本塗料工業会の自主管理基準の規格で認定が行われ、建築物に無制限に使用できる等級（F☆☆☆☆等級）から、使用面積に制限を受ける等級（F☆☆およびF☆☆☆等級）のマークが塗料等のラベル等に表示されています。
（建築物に使用する塗料は、このマークを確認してから購入しましょう）

「室内濃度指針値」等を示したウェブサイトより

これらの解説は、既に消費生活センターの相談業務、製品メーカーの消費者窓口や購買担当、研修などにご活用いただいていますが、今後もより多くの皆様に適正な化学物質管理のためにご利用いただければと考えています。

《問い合わせ先》
独立行政法人
製品評価技術基盤機構化学物質管理センター
TEL　03-3481-1977（直通）FAX　03-3481-2900
Mail：　safe@nite.go.jp

数字で見る事故情報

354！？

NITE は、集めたすべての事故情報の内容を調査・分析し、必要なものには原因究明のためのテストを実施しています。事故調査の結果は、公正、中立な立場で検討を行うために設置した学識経験者、消費者代表等で構成する「事故動向等解析専門委員会」の審議・評価を経て、最終結果としてとりまとめます。この委員会の審議を経て、調査内容等を公表することになりますが、委員会は原則として年 4 回の開催です。そのために、調査内容を公表するのに日数を要することになります。

そこで、できるだけ早く事故情報を社会全体で共有し、事故の再発防止につなげるため、平成 19 年度 4 月より「最新事故情報（NITE 速報）」をスタートしました。事故日、品名、事故内容、被害状況、事故発生場所等を速報として公表するもので、木曜日から水曜日を「1 週間」の区切りとし、その間に受け付けた事故情報を翌週月曜日に NITE ホームページ上で公表しています（平成 18 年度は 1 カ月ごとでした)。「速報情報」としての位置付けで情報の追加や事故調査の進展等により内容が変更したり、また製品事故でないことが判明した場合は情報を削除することもあります。社告が出されたものについては、メーカー名も公表しています。

表題の「354」は、19 年 4 月 1 日～ 12 月末までの間の 1 週間で、最も公表した事故情報が多かった「NITE 速報」の数字です。 5 月 30 日～6 月 6 日の間に 354 件もの事故情報を受け付けました。事業者は、他社の製品の事故がリスクアセスメントの観点から自社製品で発生する危険性がないかどうか確認してみてください。被害の早期発見、再発防止に貢献できるものと思っています。ぜひ活用していただきたいものです。

安全設計入門

その2：現場で問題点を抽出する

国立大学法人　和歌山大学
システム工学部　教授
山岡　俊樹

今回は実際に設計する際に検討すべき、あるいは知っていなければならない事項について述べます。それはどのユーザーがどのように製品を使っているのかを調べることと誤操作の種類を知ることです。

直接観察をする

直接現場で製品・システムと人間を観察するのが直接観察であり、センサーなどによって観察者を介さずにデータを採取するのが間接観察です。直接観察には詳細な方法が提案[1]されていますが、ここでは手軽に行える方法について述べます。

安全設計のための観察の目的は、設計対象製品やシステムの危険個所のチェックと検討すべきユーザーの操作の変動幅（レインジ）を把握することです。後者の場合、ユーザーの操作でどの範囲まで考えなくてはならないのか検討することです。以下に観察の視点を示します。

1.「なぜ、このデザインなのか」の観点から製品を調べます

ユーザーの視点から製品が「なぜ」このようなデザイン（特に操作部やパーツ）になっていて危険かどうか検討します。設計者の設計意図を予測して、製品の使われる環境や文脈から、設計として不都合な個所や危険な個所等の問題点を類推します。これは既存の製品からの分析ですが、問題点があればそれを解決するように検討します。

例えば、図1の電気釜の場合、なぜ蓋のロック開放ボタンが蓋に接して本体に取り付けられているのか考えます。機構上のコストのためかもしれません。それはユーザーにとって安全なのか、爪の長い女性が使用したとき爪にぶつかり爪がはがれることはないのだろうか、と考えてゆくのです。

図1 電気釜

2. エネルギーが高い部分を調べます

ドア、羽根、蓋、回転刃、上下するアーム、CDやDVDのトレイなどの可動部分や電気ヒーター、ハロゲンランプなどの発熱・蓄熱部分に着目して、これらのエネルギーが高い部分が身体部分と接触しないように設計されているのか調べます。危険個所との非接触が難しい場合は、危険を知らせる仕組みになっているのかチェックします。例えば、IHの場合、熱いのが分からないので、熱い部分はランプで色を変えて表示する等が考えられます。家庭用の紙用

シュレッダーによる幼児の指切断事故がありましたが、こういう観点から事前に設計をしておけば防げたかもしれません。これらのエネルギーが高い部分だけでなく、物理的エネルギーに対して脆弱な部分にも注意を払う必要があります。例えば、物理的衝撃に対して弱いガラスや板厚の薄いプラスチック製品に対しては、応力を分散させるとか、壊れたときの対応策などを調べます。

3. ユーザーの使い方を類推します

使用環境を考え、製品知識のない、あるいはあまり無いユーザーの使い方を推測します。

この場合、過去の事故データから把握したユーザーの行動の特性に基づいて、ユーザーの使い方の予測を行います。事故データベースを作る場合、あるデバイス、機能に対するユーザーの危険行為の特定、その防御策を講じる等の内容にする必要があります。単に過去の事故記録と事故を防ぐ対策だけではなく、事故に結びつきやすいユーザーの危険行動を整理しておく必要があります。ユーザーの危険行動は人間の情報処理プロセスである「情報入手」→「理解・判断」→「操作」の各段階で分類します。さらに、前回ご紹介したHMIの5側面とも連携させて良いと思います。情報入手とは製品からの必要な操作情報を入手するステップで見やすさなどが該当します。理解・判断は入手した情報を理解し判断するステップで、分かりやすさが該当します。操作は判断し決定した情報に基づきその決定事項を実現するため手や足の効果器を使って操作をするステップで、操作のしやすさが該当します。

ユーザーの使い方を類推する例として、子どもがエスカレーターの下りステップで遊んでいて、そのハンドレール(手すり)が本体の中に入ってゆく開口部に手を突っ込み、事故となった例があります。子どもは製品知識がないのと、未知のものに対して興味があり、そして自分の行動の結果を予測するのが難しいので、後述するインターロック設計などを行うことにより、事故を防止するように配慮しなければなりません。

4. 安全設計チェック項目で調べます

以下に述べる安全設計を行うためのチェック項目[2)]で製品を調べてみます。

①危険の除去を行う

危険な部分を無くすことです。

②フール・プルーフ (fool proof) 設計を行う

ユーザーが操作ミスをしても、ユーザーに対し安全になっている設計をいいます。例として、転倒させても、電源がOFFとなり安全な電気ストーブがあります。

③タンパー・プルーフ (tamper proof) 設計を行う

安全装置を取り外したりするなどのいたずらに対する防止設計のことです。対策例として、特別の工具でないと回せないネジがあります。

④保護装置(危険隔離)を設ける

人間と危険物を隔離する方法です。例として、扇風機のガードがあります。

⑤インターロック機能を考えた設計を行う

操作が一連の順序に従わないと実行できない設計をいいます。例として、電気ポットで出湯させる場合、危険を排除するため、ロック解除ボタンを押した後、出湯ボタンを押してお湯を出す仕組みとなっています。

⑥警告表示を行う

製品に潜む危険について、ユーザーに警告するための表示です。

上記の6項目は体系化されているので、最初に「①危険の除去を行う」は行われているの

か調べます。しかし、これだけでは潜在的な危険を取り除くことができない場合、「②フール・プルーフ(fool proof)設計」と「③タンパー・プルーフ(tamper proof)設計」が行われているのかチェックします。さらに、確実に危険を排除するために、「④保護装置(危険隔離)を設ける」と「⑤インターロック機能を考えた設計を行う」が行われているのかチェックします。最後に、どうしても危険を完全に取り除けない場合は、「⑥警告表示を行う」ので、この観点からも調べます。

タスク分析を行う

ＦＭＥＡ（Failure Mode and Effect Analysis）を加味したタスク分析を行います。FMEAは事前に計画の段階で誤操作を予測して対策を検討する方法です。タスク分析[3]は、タスクごとの問題点を抽出する方法ですが、FMEAと一体化させることにより問題点の抽出とその問題点の重要さを事前に検討できるのです（表1)。以下にその手順を示します。

1. 該当製品の使われる代表的なシーンを特定する

調査対象商品やシステムの使用される代表的な5～6シーンを考えます。

2. そのシーンにおける一般的なタスクの流れを特定する

各シーンで行われるタスクを順番に書いてゆきます。タスクとは細分化されたジョブ（job、仕事）と定義します。通常、我々はジョブを達成させるために様々な行為を行います。例えば、デパートで買い物をするジョブに関して、家を出て電車と徒歩でデパートに着き、入り口のドアを押して中に入り、希望の階へエスカレータで行き、そこで希望する品物を取り、それをレジに持ってゆく、―― などの一連の行為を行い、ジョブを達成させるのです。この場合、ドアを押すなどのジョブを構成する行為がタスクです。

3. 問題点を抽出する

各タスクに関して、ユーザーの情報処理プロセスである[情報入手]、[理解・判断]および[操作]の3段階において、各段階で示され

<table>
<tr><td colspan="9">シーン：電気ポットに水を入れる</td></tr>
<tr><td rowspan="2">タスク</td><td colspan="3">問題点の抽出</td><td colspan="3">予測される誤操作の重要度</td><td colspan="2">解決案</td></tr>
<tr><td>情報入手</td><td>理解・判断</td><td>操作</td><td>発生確率</td><td>影響度</td><td>重要度</td><td>現実案</td><td>近未来案</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電気ポットの蓋を開ける</td><td colspan="3" rowspan="2">蓋のヒンジ部分がはめ込み式なので，蓋を開けると蓋が不安定である</td><td colspan="3">予測される誤操作：蓋が不安定なので，急に閉まり，手にぶつかる可能性がある</td><td colspan="2" rowspan="2">蓋を本体から取り外すのが面倒なので，容易に外せる機構にする</td></tr>
<tr><td>時として</td><td>微少</td><td>受け入れられない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">電気ポットを流し台のシンクに移動させて水を入れる</td><td colspan="3" rowspan="2">蓋を開放し，斜めに固定したまま，シンクで水道水を入れる際，蛇口と蓋がぶつかり作業しにくい</td><td colspan="3">予測される誤操作：蓋が蛇口とぶつかり急に閉まる可能性がある</td><td colspan="2" rowspan="2">同上</td></tr>
<tr><td>時として</td><td>微少</td><td>受け入れられない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">蓋を閉めて元のところに戻す</td><td colspan="3" rowspan="2">蓋を閉める際，手を添えて閉めない場合，急に閉まる場合がある</td><td colspan="3">予測される誤操作：蓋が不安定なので，急に閉まり，手にぶつかる可能性がある</td><td colspan="2" rowspan="2">コストとの関係もあるが，一時的にロックされる機能が必要</td></tr>
<tr><td>時として</td><td>微少</td><td>受け入れられない</td></tr>
</table>

表1　FMEAを付け加えたタスク分析

ている以下に示す手がかりを参照して、誤操作や操作上の問題点を抽出します。

問題点を抽出するための手がかり[3]は以下の通りですが、これらの項目は家電製品をターゲットとしていますので、それ以外の製品の場合はそれらに適した項目をカスタマイズする必要があります。

(1) 情報入手

①最適なレイアウト：見やすく分かりやすい最適なレイアウトの観点から評価します。

②見やすさ：視角や図と地のコントラストなどの観点から評価します。

③強調：ユーザーに円滑に情報を提供するための考え方です。文字の場合は、太くしたり、下線を引いたりします。オブジェクトの場合は、影をつけたり、コントラストを高くしたりします。特に、重要な情報は強調されているのか調べます。

④必要情報（手がかりや表示）：検索や判断するときに必要な手がかりや必要な情報があるか、この観点から評価を行います。

⑤マッピング：対応付けのことで、操作具と表示との関係が明確になっているのかなど、この観点から評価を行います。

(2) 理解・判断

①意味不明：意味不明の用語や表現があるのか、この観点から評価します。ユーザーインターフェースの問題の大半は、不適切な用語の使用のためと言われています。

②アフォーダンス：ここでは、アフォーダンスを「形状が操作を誘導する」との概念で使っています。そのデザインのアフォーダンスにより、ユーザーが誘導されて操作ができるようになっているのか調べます。

③紛らわしさ：「意味不明」とも関係しますが、紛らわしい表示や操作のため、誤操作を起こしやすくなります。これらの観点から評価します。

④フィードバック：ユーザーの入力に対して、システムからの応答がフィードバックです。通常、主にランプなどの視覚情報やブザーなどの聴覚情報により行われます。これによりユーザーは自分の行った操作が機械側に伝わったことを確認することができるのです。

⑤手順：操作の手順が分かるのか。この観点から評価します。通常、操作手順は操作部からはなかなか分かりませんので要注意です。

⑥一貫性：操作方法や表示の一貫性が無いとユーザーは混乱し、どのように操作して良いのか分からなくなります。一度決めた事項は途中で変更しないことです。

⑦メンタルモデル：ユーザーが持っている、その機器についてのシステム像や操作概念が、メンタルモデルです。使いやすさの根幹に係わる非常に重要な概念です。デザイナーが考えた操作方法がユーザーのその機器に関するメンタルモデルと合っているかどうか評価します。

(3) 操作

①身体的特性と不一致：ユーザーの作業・操作姿勢、機器の操作具とのフィット性およびトルクの観点から評価します。

・姿勢：操作面・作業面の位置（高さ、奥行き、傾斜）により姿勢が変わるので、この観点から評価を行います。

・フィット性：手や足などの効果器とパーツやハンドル類の操作具とのフィット性を検討します。

・トルク：操作するときの力（回転力、押す力、

引く力など）とその方向を検討します。

②面倒さ：面倒とは、操作するときに「時間がかかる」、「複雑な操作を要求する」などの意味なので、この観点から評価をします。

4. 誤操作の重要度を求める

「情報入手」、「理解判断」、「操作」の3段階にて抽出した予測される誤操作の重要度を求めます。重要度は誤操作の発生確率とそれによる影響度の積によって求められます。発生確率のほとんど無い1からほぼ確実に起こる5の5段階と、影響度の軽微の1から致命的の 10 の 10 段階に分けて、その積を求めます。あるいは、定性的であるが扱いやすい発生確率の5段階（1. 生じない――5. ほぼ常時）と影響度の5段階（1. 生じない――5. 甚大）の組み合わせから考えられる5段階のリスク（1. 無視――5. 全く受け入れられない）を活用しても良いと思います（表2）[4)]。

5. 解決案を創出する

抽出された問題点や誤操作に対する解決案（リクアイアメント）を以下に示す 7 つの手がかりと前述した安全設計の6項目を活用して考え出します。考案されたリクアイアメントは右欄に現実あるいは近未来の解決案として記録します。近未来の解決案は研究所の実用的研究テーマともなります。

＜7つの手がかり＞[5)]

①製品属性の検討

・構造を変える、材質を変える、使い勝手を変える、大きさや重さを変えるなどがあります

②システムの変更

・パーツ間、製品間の関係を変えます

・組み合わせを変える：ラジオとカセットプレーヤーを一体化したラジカセ

③生活提案

・どのように商品を使ってもらいたいのか考えます

④PL（product Liability）と誤操作の視点

・安全性や誤操作の観点から考えます：（例）扇風機のガード

⑤人間工学やユニバーサルデザインの視点

・高齢者や障がい者などの多様なユーザーの視点から考えます：（例）シャンプー容器側面につけられた凸状のリブ

⑥環境面からの視点

・使用される環境から収納性などを考えます

⑦比較思考

・同じような機能を持つ製品や異種の製品、システムを比較して考えることにより、新しい発想、視点や一貫性が生まれます：（例）画面設計におけるメタファの活用

＜安全設計の6項目＞

①危険の除去を行う

②フール・プルーフ（fool proof）設計を行う

	1. 生じようがない	2. 微少	3. 軽度	4. 重度	5. 甚大
1. 生じない	無視				
2. まれに		許容可能		受け入れられない	
3. 時として					
4. しばしば				全く受け入れられない	
5. ほぼ常時					

表2　リスクの評価

③タンパー・プルーフ（tamper proof）設計を行う

④保護装置（危険隔離）を設ける

⑤インターロック機能を考えた設計を行う

⑥警告表示を行う

誤操作と使いにくさ、分かりにくさの関係

ユーザーの情報処理プロセス（情報入手→理解・判断→操作）からユーザーの誤操作を起こしやすい行為を以下に書きます。

＜情報入手＞

①正確な情報の入手を失敗する

暗い環境や思いこみによる読み間違え、あるいは分かりづらいレイアウトのため間違った情報を入手するということもよくあります。

＜理解・判断＞

②勘違いをして操作を行う

ユーザーの頭の中にできる製品に関するシステム像や操作概念をここではメンタルモデルと定義しますが、これが誤ったモデルだと勘違いとなります。つまり、設計者がこうして使ってほしいとのモデルに対して、ユーザーは異なったモデルを作ってしまうのです。そこで齟齬が生じ誤った使い方をするのです。

③記憶の間違い

たまに使う機器の場合、記憶が曖昧となりよく間違いを起こします。

＜操作＞

④とりあえずスイッチを押して具合を見る

機能がよく分からないとき、スイッチと製品の機能との関係を調べるためよく行いますが、あるとき本体から急に蒸気やお湯が出てやけどを負うということもあります

⑤マニュアルを読まずに禁止されている操作を行ってしまう

マニュアルや警告表示を読まずに使うユーザーも考えられるので対応を考える必要があります。

⑥押し間違い

あるボタンを押すつもりが隣のボタンを押してしまったということがよくあります。

重要なボタンの場合は、前述したインターロック設計を行うか透明のカバーをつけるなどして誤った操作に対して防御するようにします。人間ドックで胃カメラの予約をWeb画面を経由して行ったのですが、当日病院で胃カメラの予約がキャンセルとなっていて驚いたことがありました。どうもボタンを押し間違えたのかもしれません。

以上挙げた項目から共通的にいえることは、ユーザーに対する配慮のなさが原因です。特に、製品の使いにくさ、分かりにくさがあるため、誤操作をしてしまうのです。使いにくさ、分かりにくさの最大のポイントは、製品において操作に関する情報（用語の説明、パーツ間の関係、手順など）が不足しているためです。ボタンなどに書かれてあるのは、あくまでもそのボタンの機能の説明のみが多いのです。従って、通常どういう手順で操作したらよいのか皆目見当がつきません。そのボタン間の関係とか手順などの不足分はマニュアルを読むというのが前提になっていますが、面倒なので詳しく読まないユーザーが多いようです。また、マニュアルを無くしてしまう場合も多いので、安全設計に係わる事項の製品での明記が必要です。警告文ではなく、どのように使えばよいのかうまくデザインをするのです。例えば、電気ポットの操作部分に出湯（あるいは給湯）ボタンとロック解除ボタン

が設置されています。ロック解除ボタンを押してから出湯ボタンを押すとお湯が出るのです。しかし、初めて使うユーザーには解読できず、なかなか分からないようです。各社の製品を見ると2つのボタンの色を合わせて間接的に関係のあるボタンだと表示をしているだけです。ここは数字を使って①→②のような表示をきれいにデザインすればいいのです（図2）。現状の製品は確かにインターロック設計による安全装置となっているのですが、使い方が分かりにくければ意味がありません。

図2　分かりやすい表示

毎日使う製品の場合ならば、覚えてしまうでしょうが、たまに使う場合記憶が曖昧となり、事故につながらないとはかぎりません。そこで、操作する上で必要事項（特に操作手順）、安全に係わる事項は製品の操作部などに明記されるべきでしょう。つまり、マニュアルを読まずに初めて使うユーザーもいるわけなので、このような状況でも製品側で対応できるようにデザインをする必要があると思います。そのためのアイデアとして、操作部の上に詳細な操作方法が書かれた透明なシートをセットするようにしても良いかもしれません。慣れてきて目障りになったらそれを取り除きます。

以前、耳にした話ですが、わが国では首都高速道路を利用する際に事前に道路マップを読み、頭に叩き込んでから運転することとなっていると関係者から聞いたことがあります。一方、英国で高速道路を利用する場合、所定の道路番号順に従って運転してゆけば目的地に着くことができるそうです。いろいろな事情があるのでしょうが、ユーザーに暗記などの負担をかけないシステム設計が望まれます。

多様なユーザーを考える

誤操作などの問題点を抽出する際、多様なユーザーのことについても考える必要があります。下記に多様なユーザー[6]を示します。

1. 多様なユーザー

①特別な配慮を必要としないユーザー

＜感覚機能＞

②視覚に頼れないユーザー
③視力に配慮すべきユーザー
④聴覚に頼れないユーザー
⑤聴力に配慮すべきユーザー

＜運動機能、体格＞

⑥車椅子使用者
⑦手が使えないユーザー
⑧動作に配慮すべきユーザー
⑨筋力の弱いユーザー
⑩発話に配慮すべきユーザー
⑪左利きユーザー
⑫小さい／大きいユーザー

＜認知機能＞

⑬初心者／熟練者
⑭理解が苦手なユーザー
⑮日本語／外国語の読めないユーザー

＜その他＞

⑯高齢者

多様なユーザーの特性と設計上のポイントは、枚数の関係から紹介できないので参考文献[7]で確認して下さい。

特に、高齢者の場合、人数が多く影響が大きいのでその特徴を以下に示します。

2. 高齢者の特性について[8]

①感覚記憶から短期記憶へのチャンネルが減少します

②長期記憶の記憶、再生する時間が遅い

③学習能力の低下があります

④筋力の低下があります

⑤新規のメンタルモデル構築が困難です

⑥煩雑な情報は検索しきれません

⑦体力の低下があります

⑧注意力、集中力の低下があります

⑨感覚神経の衰えがあります

3. 高齢者のUD（ユニバーサルデザイン）設計ポイント[7]

(a) 容易な操作を提供する

①見やすさ、聞えやすさを確保するようにします。（例）：大きい文字、コントラスト を高くします

②分かりやすい情報を提供するようにします。（例）：図を活用して分かりやすい情報にします

③生理的負担を軽減します。（例）：必要とする操作の力を軽減させます

④簡単な操作や操作手順にします

(b) 魅力性を示す

やる気や注意力の低下を補助します

高齢者の特性を考慮にしながら試作品のチェックを行ったり、製品のチェックをすると様々な問題点の抽出や危険行動の予測が可能となります。

<参考文献>

1）山岡俊樹、鈴木翔、観察工学方法の一考察、ヒューマンインタフェースシンポジウム 2006、p121-124、2006

2）山岡俊樹、消費生活用製品の誤操作防止設計の方法、p50-57、生活安全ジャーナル、1 号、2006

3）山岡俊樹編著、ハード・ソフトデザインの人間工学講義、p154-157、武蔵野美術大学出版局、2002

4）独立行政法人 製品評価技術基盤機構、消費生活用製品の誤使用事故防止ハンドブック、p45、2005

5）山岡俊樹編著、ハード・ソフトデザインの人間工学講義、p158-159、武蔵野美術大学出版局、2002

6）日本人間工学会編、ユニバーサルデザイン実線ガイドライン、p25-30、2003

7）山岡俊樹、吉岡英俊、森亮太、ユニバーサルデザイン度に関する一考察、感性工学研究論文集、Vol.6、No.3、p36-42、2006

8）Masao Saito、 The elderly and information technology、p120-127、proceedings of the IISF/ACM Japan international symposiu、1994

消費者視点からの製品安全問題 ー日本にも包括的、独立的な製品安全行政機関の設置をー

（社）日本消費生活アドバイザー・
コンサルタント協会　常任顧問
宮本　一子

製造物責任法によって、民法の過失（不注意）責任から無過失責任になり、多くの国では製品安全の法的レジームが変わりました。また日本では消費生活用製品安全法も改正されました。これらによって製品安全はどのようにかわり、どのような問題がまだ積み残されているのでしょうか。消費者の立場から検証してみます。

安全は偶然ではない

製品の安全を高めるためには、行政、企業、消費者がそれぞれの役割において、不断の努力が必要です。

たとえば行政は、安全基準の作成、事故データの収集、事故分析、早期警告の発令、リコール命令、製品改善の奨励、処分執行などがあります。消安法の改正は、製品販売後の監督に重点を置いたものでした。

これに対して企業は、安全優先の設計・製造、販売前のテスト、事故予測、事故情報収集、分析、被害者対応、リコール、情報提供、製品改善でしょう。これらのプロセスで、最も注意を要するのが優先度の問題です。競争激化の中で、たびたび利益と安全対策との利益相反が生じます。しかし短期な利益優先ではなく、長期的視野にたちすべてのプロセスにおいて、安全を第一に置くという選択が必要になってきます。

一方消費者も、安全重視の製品選択、情報収集、表示・取扱説明書の実行、適切な使用、事故通報などに協力しなければなりません。日本のPL法は「欠陥」とは「通常有すべき安全性を欠いていること」と規定していますが、PL法の原理である「無過失責任」というより「消費者の不注意」や「過失」を問うことが強くなりがちです。日本社会は伝統的に人間の注意力によって事故を防ごうとしてきました。たとえば「火の用心」「交通事故」でも、「商品の難燃性を高める」「自動車事故にあっても被害を小さくする」という考えは欧米からの発想です。したがって製品事故があっても消費者側の「誤使用」に原因があるとされる風潮が根強くあります。このような社会であれば、消費者自身は従来の無関心と依存心から脱却して、製品事故に合わないための努力が求められています。

安全問題は、このようにして社会全体の努力の結果であり、決して偶然の所作ではありません。それゆえに製品の安全、生活の安心は、その社会の文化指標をあらわしていると考えています。

製品安全を阻害する隘路は何か

では製品の安全を阻害する要因に何があるのでしょうか。

まず行政から考えると、行政間だけでなく、

部署間、担当者間などの協調性の欠如が挙げられます。最近情報の共有化が叫ばれてきていますが、協調性は組織や個人の利益・栄誉を越えたところにあり、「パブリック・インタレスト」を目標にした高邁な精神が必要になります。情報の共有化は手段の一つに過ぎず、特に組織間の協調こそが重要ですが、現実には容易ではありません。したがって目標をひとつにした総合的、統一的な機構、組織が必要になってくるのです。

次に法律の弱点が挙げられます。法による規制は必要ですが、現実に日進月歩の技術革新が進み、また人間の価値観や行動様式は無限に多様化していますから、この双方をルールで縛ることは不可能です。したがって規制法には必ず弱点が生じます。この規制法の弱点を埋めるのは、事故被害者による損害賠償請求に他なりません。PL 法による訴訟こそが、製品事故を顕在化させ、企業に安全対策を充実させるインセンティブになります。

ただ現在の日本の PL 法には、問題が多く内在しています。たとえば推定規定の不備、責任期間の問題があります。特にガス・電気製品による長期使用事故が頻発していますが、PL 法による責任期間は 10 年で、実態に合わなくなってきています。PL 法においても責任期間を民法と同様の 20 年にすれば、企業は原材料から設計にいたるプロセスにおいて、燃えない材質、燃え広がらない設計、壊れにくい機械に留意しなければならなくなります。

一方特定の製品だけに点検通知義務を課すという消安法の改正は、効果が限定的であっても、企業からの点検への呼びかけによって、長期使用の危険性に対する警告とし有効でしょう。

「製品の安全」の概念を幅広くする

消安法で規定されている企業に対する通報義務は、「重大な事故」「火災の恐れがある製品」としています。企業に通報義務を課すのは大きな負担を負わせることになるので「重大な事故の発生」「火災の恐れがある製品」と限定しているのでしょうが、しかしこれでは、重大事故発生の“恐れ”があると察知しても、事故発生による“最初の犠牲者”が出なければ通報義務とはなりません。事故予防策としては十分ではなく、さらに企業側に重大事故の未然予測能力を減じてしまいます。最近の製品による死亡事故をみると、企業は感度が鈍く、早期、未然措置を怠っているように見受けられます。ちなみに CPSC は企業に次の三点を警告しています。

①人的被害がなくても、製品に問題がないと考えるな　②製品の欠陥によって、最悪のケースが発生するかもしれないと考えよ　③問題が自然に消滅すると楽観するな

企業は常に緊張感を持って最悪のケースを想定し、感度鋭く、謙虚に製品安全に取り組む必要がありますが、法律において重大事故がなくても、製品の安全性は担保できていないという概念設定が必要です。たとえば、各国の行政が通報義務を課す条件として、アメリカは「unreasonable risk」（理屈に合わない危険）、オーストラリアは「unexpected hazard」（予期しない危険）、EU では「dangerous（危険な商品）」です。

EU では「potential product risk（潜在的に危険がある製品）」も通報し、通報義務のケースかどうか相談することを勧めています。さらに製造業者は“安全な製品”だけを市場に出す義務があることを法で規定し、耐久性、設置、修理のサービスもこれに加えています。したがっ

てこれらの国では、事故が発生したかどうかだけではなく、事故が発生する可能性も通報に加えています。大きく網掛けをして安全でない商品の情報を掌握しようという意図がうかがわれ、日本のように限定的ではありません。

アメリカ型とEU型は どちらがいいか

EUの一般製品安全指令の通報義務は、アメリカのCPSCと違って、より包括的です。アメリカは、日本と同じように、自動車、薬、食品など他の所管官庁の商品は除外されていますが、EUは食品以外のすべての商品が含まれています。さらに規制体制の中に、自主基準を統一統合し、一般的な安全義務を発展させ、すべての消費者製品はどれかの規制法によってコントロールされるように包括的です。

一方アメリカの通報義務は、上述したように限定的ですが、消費者グループが別の形でパワーを発揮しています。各団体が専門家を抱えて製品テストをし、安全基準を作成しています。たとえばコンシューマー・ユニオンが芝刈り機の基準を検討しているときに、ナショナル・コンシューマー・リーグがクリスマス用電燈の基準を開発するなどです。したがって基準作成段階での消費者代表の役割は、単に抽象的な意見を述べるのではなく、具体的に専門的立場で関与します。このように消費者代表が科学的根拠を携えて、強制・自主基準のプロセスにおいての参加によって、基準の信頼性が高くなるといえるでしょう。

ただアメリカはほとんどが自主基準です。CPSCが適切な消費者安全のためのモニターを実施していますが、製造業者に対しての強制基準は多くはありません。

一方EUは基準に適合しなければならず、重要な安全項目を満たすことを要求されています。もちろんヨーロッパ基準には自主基準が残っていますが、実際には企業が基準を取り入れざるを得ないように仕向けられています。EUは、企業が安全基準に従っていることを実証するための市場パスポートとして、CEマークをつけています。このマークの貼付は強制ではありませんが、市場の流れに乗せるためには、企業は第三者の安全認証を取得することを選びます。

EUの基準作成には、行政と消費者の参加を要求されていますが、EUの消費者団体、テスト機構、調査研究所には、消費者志向のテクニカル・エキスパートを抱えています。ちなみに日本では、長年商品テストを行ってきた団体が、最近商品テストを廃止、縮小しています。これは消費者から商品選択の参考になる貴重な情報を奪うだけでなく、消費者側に立った専門家の育成ができなくなるという危機性を示唆しています。行政、企業、消費者それぞれの立場からの製品安全の専門家が必要なことはいうまでもありません。専門家は短期間に育成できるものではなく、長期にわたる科学的評価や事故分析から、人間の心理学的、医学的、疫学的な考察ができ、事故の未然防止策を提案できるのです。

製品安全の統一的専門行政が必要

ノンストップショップの概念を取り入れた法的、行政的な総合・統一システムの必要性が高まっています。オーストラリアでは、新しく製品安全庁の設置が討議されています。それには企業は「安全な商品」だけを販売しなければならないという包括的な文言の入る法律によって、通報義務商品を包括的に網掛けをしているEU方式の導入を検討しているようです。

日本にも包括的、独立的な製品安全行政機関の設置が望まれます。

セーフティふぁいる

換気の効果

「窓を閉め切ったままガスストーブを使用し、一酸化炭素中毒を起こした」「換気をせずに湯沸器を使用して、一酸化炭素中毒を起こした」など、NITE には冬場になると一酸化炭素中毒の事故が多く報告されます。これらは、換気をしなかったためにガス機器等が不完全燃焼を起こして一酸化炭素中毒に至るという事故です。

国民生活センターは、平成 19 年 10 月に「石油ファンヒーターによる室内空気汚染」のテスト結果を発表しました。テストは主に呼吸器の機能低下などの原因となる二酸化窒素の濃度と換気の効果を調べたものです。この中で、換気による「室温の変化」にもふれています。

テストは、外気を 5 ℃に設定し、部屋はプレハブの 6 畳（フローリング）を使用しました。ファンヒーターの設定温度を 20 ℃にし、 換気は 2 カ所の窓（開口部 1 カ所あたり 約 96 cm ×約 82 cm）を 1 分間全開にして行っています。 まず 1 時間後に換気を行ったところ 20.9 ℃の室温が最低で 19.2 ℃となり、その後 3 分で 20.0 ℃に戻りました。 2 時間経過時点では、20.2 ℃から最低 18.9 ℃に下がり、4 分で 20.1 ℃に回復しています。壁などに蓄えられた熱が放出されるために室温の回復が早いのだそうです。

効果については換気前に比べ、二酸化窒素や二酸化炭素などの燃焼ガスの濃度が今回のテスト条件では約 4 割低下しました。 また、シックハウス症候群や化学物質過敏症といった問題から注目されるようになった総揮発性有機化合物（ＴＶＯＣ）の濃度の上昇を抑えられることもでき、換気の効果は非常に有効でした。換気後の燃焼ガスの室内濃度は、換気しなかった場合よりも低い濃度で推移するなど高い効果が得られました。

消費者は換気の必要性を、メーカーの情報提供などにより周知していると思われます。しかし、換気が不十分だったことが原因の事故はあとを絶ちません。「寒い。暖気が逃げてしまう」。こうした意識によるものではないかと推測されます。

さて、「換気の効果は高く、室温にも大きな影響はありません」。この情報を省エネ効果のように具体的な数値にして取扱説明書等で、消費者に届けてみればどうでしょう。消費者の心理はそのあたりにあるのかもしれません。

製品事故は多くのことを語りかけている ー消費者の視点で事故を見ることが事故防止の第一歩ー

弁護士
片山　登志子

製造物責任法が施行されて12年が経過しましたが、ガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒事故やこんにゃくゼリーによる死亡事故など、重篤な被害を引き起こす同種の製品事故が繰り返し発生しています。事故を未然に防止したい。事故の再発を防ぎたい。それは消費者、事業者すべての国民の願いです。そのために、一つひとつの事故から何を学ぶことができるかを考えてみたいと思います。

製品事故はなぜ繰り返されるのか〜消費者の視点の欠如

1. 製造物責任法は、製品に起因して事故が発生した際の製造業者の責任要件を、「製造業者の過失」から「製品の欠陥」に転換しました。要するに、製造業者がいかに注意をして製品を設計・製造したとしても、製造された製品そのものが「通常有すべき安全性」を欠いていれば欠陥があるということになり、その欠陥に起因して事故が発生し被害が生じたときは、製造業者は責任を負わなければならないというルールに変わったということです。

2. 大切なことは、なぜこのようにルールが変わったのかを理解することです。欠陥製品による事故は、消費者が全く予期しない状況下で突然発生し、消費者を被害に巻き込みます。被害を受けた消費者は突然の事故に驚愕し、事故が何故どのような経緯で発生したのかすら正確に記憶し説明することも難しいものです。その製品の構造や性能・危険性に関する知識も情報もない消費者には、そもそも事故発生を予知することも難しく、事故発生後は原因究明の手がかりすらありません。

こうした欠陥製品事故に遭遇する消費者の実情に鑑みたとき、被害にあった消費者を適正に救済するためには、その製品が客観的にみて「通常有すべき安全性」を有していたか否かが問われるべきであり、製品事故の被害を未然に防止するために、製造業者は、製品を使用する消費者の視点に立って「通常有すべき安全性」を備えた製品を設計・製造しなければなりません。

これが製造物責任法によって導入された製品安全の基本的考え方です。

3. その製造物責任法が平成7年7月1日に施行されてすでに12年が経ちました。しかし、回転ドア事件、エレベーター事件、石油ファンヒーターやガス湯沸かし器による一酸化炭素中毒事件、こんにゃくゼリー事件など、製品事故は繰り返し発生し、しかも、過去に同種の事故が発生していながら再発を防止できないという状況が続いています。

その原因は何か…。私は、製造物責任法が導入しようとした消費者視点、製品を使用する者の視点で製品の安全を考えるという理念が、製造業者にも製品安全を監督する行政にも欠如しているからだと考えています。

製品事故を消費者の誤使用、不注意で片付けてはいけない

1. 平成18年8月、経済産業省は、昭和60年から平成17年までの20年間にP社製の半密閉式瞬間湯沸器で一酸化炭素中毒が28件、死者21名の事故が発生していることを公表しました(1)。

なぜ、長年にわたって繰り返し同種の死亡事故が発生していたにもかかわらず、新たな被害の発生を防げなかったのでしょうか。

2. 事件の報道に触れた当初、私自身、その原因がわかりませんでした。しかし、具体的な個々の被害発生の状況に関する情報を収集するにつれ、事故原因を安易に消費者の誤使用、不注意として片付けてきたことが、事故の本当の原因を看過する一因になっていたのだと確信するようになりました。

3. 平成18年12月21日にP工業第三者委員会が提出した「事故再発防止と経営改革に関する提言」の冒頭で、平成8年3月に東京都港区で発生した死亡事故(2)が「象徴的な事例」として紹介されています。この事故は、被害者が長期不在の間に電気の供給が停止されており、排気ファンが作動しない状態で湯沸かし器を使用したために一酸化炭素中毒を起こしたものでした。しかし、事故当時、警察は遺族に死亡原因が一酸化炭素中毒であることすら伝えておらず（何故か「心臓発作」と伝えられていました）、事故原因は何ら究明されませんでした。当該機種には、排気ファンが作動しなければガスの供給が遮断されるような安全装置が組み込まれていました。したがって、事故発生直後に一酸化炭素中毒発生の原因がきちんと調査されていれば、安全装置の配線に不正改造がなされていることは容易に発見されたはずでした。

ところが、この湯沸かし器は、事故から10年後、不正改造されたままの状態で回収されました。その間、誰にも気づかれることなくそのまま使用されており、いつ同じ事故を招いてもおかしくなかったのです。

他の一連のP社ガス湯沸かし器事故の発生状況においても同様の問題が見られます。すなわち、排気ファンを作動させる電源コードが差し込まれていなかったのは使用者の「誤使用」だ、ガス器具を使用するのに排気ファンを作動させなかったのは使用者の「不注意」だ…という思い込みの中で、安全装置の機能を阻害する「不正改造」がなされていることすら認識されず、「不正改造」の危険性、なぜ「不正改造」がなされているのかという本質的な問題が20年間も看過され続け、18名もの死者を生じさせたのです。

誤使用の判断は本来いかになされるべきか

1. 事故の原因が使用者の誤使用、不注意によるものか、製品の欠陥に起因するものなのか、その判断のあり方を詳細に示した高裁判決があります。

事故の概要

工場に設置された食品容器裁断機のリフト上で荷崩れを起こした食品容器を除去しようと作動中のリフトに身体を入れた女性従業員が、上昇してきたリフトと天井の間に頭部を挟まれて死亡したという事故です。

---

(1) このうち安全装置の不正改造による事故は15件、死者18名です。

(2) 平成18年4月に遺族が事故当時の状況を確認したいと警視庁に再捜査を申し出たことから、配線の不正改造による一酸化炭素中毒であることが発覚した事件です。これが一連のP社ガス湯沸かし器事件発覚の契機となりました。

一審判決の内容（浦和地裁熊谷支部
H 12. 6.29 判例集未登載）

被害者の遺族が機械の製造業者と工場経営者に対して起こした訴訟において、一審判決は、荷崩れが生じても非常停止ボタンで機械を停止させ、あるいはリフトが最上部で停止したときに手動ボタンで下降させて除去できるのにあえて作動中のリフト上に身体を入れるという危険な方法まで予見することは機械の製造業者には容易とは言えないとして機械の欠陥を認めず、工場の経営者に対してのみ機械の使用等についての安全指導義務違反があったとしましたが、被害者にも重大な過失があるとして7割の過失相殺をしました。

要するに、機械を使用していた被害者と使用させていた工場側の誤使用、不注意による事故と判断したのです。

控訴審判決の内容（東京高裁
H 13. 4.12 判時 1773 号 45 頁）

しかし、控訴審では、以下のように、当該機械による作業の実情、荷崩れの起こる頻度、機械の特性、作業者の行動心理にまで立ち入って詳細な考察をしたうえで、使用者の行動は「予測の範囲を超えた異常な使用形態であるということはできない」として、機械そのものに欠陥があることを認めました（ただし5割の過失相殺。上告不受理により確定）。

①頻繁に発生する荷崩れを回避することは不可能であるから荷崩れを起こすこと自体は機械の欠陥とはいえないが、頻繁に荷崩れが生ずるのであれば、荷崩れを起こしたときにこれを短時間にしかも操作者にとって安全に是正し、以後の作業に支障を生じないものであることが必要。

②本件機械の場合、荷崩れ品を除去するためには、本件機械を非常停止させるか、手動モードでリフトを下降させる必要があるが、この場合は作業を相当時間中断させなければならない。ところが、本件機械では平均して1時間に2回の割合（調子の悪いときはもっと頻繁に）で荷崩れが発生するものであり、雇用主や操作担当者など作業効率を重視する立場からは作業中断は看過できない。したがって、本件機械で予定されていた荷崩れ品の排除策は適切なものではなかった。

③したがって、荷崩れが発生したときに、操作担当者が機械を停止させることなく問題を解消する、すなわちリフトを停止させることなく荷崩れ品の除去行動に出ることが想定され、製造業者はこのような操作担当者の心理にも配慮して機械の安全性を損なわないようにする必要がある。

④他方、本件機械の構造をみると、リフトの3方向は開いていて手足や身体を入れることは容易な構造である、しかもリフトが下降を始めてから再度上昇してくるまでには 20 秒を要するものであることから、その動きは必ずしも速くは感じられず、手や身体を入れても大丈夫と思いがちである。

⑤以上のような事情からすると、客観的に危険な行為であっても、作動しているリフトの上部に手や身体を入れて荷崩れ品を除去しようとすることをもって予測の範囲を超えた異常な使用形態とはいうことはできない。また、機械を停止せず作業効率を犠牲にせずに、しかも安全に荷崩れ品を排除するような機械の作動システムにすることは十分に可能であった。したがって、このような適切な排除策が講じられていなかった点で本件機械には欠陥があったものと認めるのが相当。仮にそうでなくても、不適切な排除策を前提に本件機械を設計しておきながらリフトに手や身体が入ったときに自動的に停止する対策が講じられていなかった点で本件機械には欠陥がある。

2. 上記高裁判決が示した誤使用の判断手法は、「予測の範囲を超えた異常な使用形態」

か否かは、まさに、その製品を使用する者の視点に立って慎重に検討されなければならないという警告であり、事故原因を安易に誤使用として片付けがちな社会への戒めと理解すべきです。

要するに、製品の製造業者は、①その製品がどのような場所で誰によってどのような心理状態のもとでどのような方法で使用されるのか、②使用者はその製品について何らかの危険があると認識できるかなどを十二分に考察し、具体的に使用される場面・状況をイメージしたうえで、使用者の視点にたって、考えられる使用方法、使用状況に対して製品が安全に作動するよう設計、製造しなければならないのです。

製品事故は多くを語っている

1. では、どうすれば、様々な製品を消費者が何処でどのような認識でどのように使用するかを知ることができるのでしょうか。

私は、消費者の製品使用の実情を知るうえで、そして事故の未然防止、同種事故の発生防止のために最も重要な役割を果たすのは、実際に発生した事故の情報であると考えています。しかも、どのような製品で事故が発生していますという情報だけではあまり役に立ちません。どの製品をどのように使用していた際に事故が発生したのかという具体的な事故発生状況の情報と、それがなぜ事故に繋がったのかという事故原因についての詳細な情報こそが、事故を防ぐポイントです。

こうした情報を得ることで、製造業者は消費者の実像『消費者が製品をどのように使用しているのか、製品に対してどのような認識を持って生活しているのか』を知ることができ、それを前提にして初めて安全な製品の設計、製造を推進することが可能となります。

2. 消費者にとっても、具体的な製品事故の発生状況や事故に繋がった使用方法、事故の原因を知ることは、日常生活の中で、身の回りにある製品の特性・危険性に対する認識を高めることにつながり、製品を安全に使用する意識が喚起されます。

3. 製品事故は、製造業者に対しても、私たち消費者に対しても、実に多くのことを語りかけています。一つひとつの事故から、こうした貴重な情報を抽出し、これをより安全な製品の設計、製造に活かすとともに、わかりやすく消費者に伝えること、それこそが製造業者と行政の責任です。

これからの取扱説明書にのぞむこと

商品の使いやすさとマニュアル研究会

以前のデジタル技術関連商品は、若い限られた層が使う商品でした。

今は、小さな子どもも高齢者も、携帯電話やデジタルカメラやデジタルプレーヤーを使いますし、2011年にアナログ放送が停止予定であり、今後はテレビもデジタル化が一層進むと考えられます。

環境の変化と、使っている消費者の層の変化により、商品本体表示も取扱説明書の中身も形も当然変わらなければなりません。限られたマニア向けの商品だったデジタルＡＶ機器が高齢者世帯にも普及し始めると、いかに接続しやすく・操作しやすく・親切なエラー表示がなされているかが購入動機になり、同時に取扱説明書も誰にでもわかる用語・直感的にわかるしくみの説明・操作手順の明示が絶対に必要になります。

取扱説明書も商品と同じく、時代とともに変化しなくてはならない良い事例だと私たちは考えています。

また、製品事故への消費者の関心が高まり、製造者側の安全性に配慮された設計・生産は当然として、誤りを招きやすい使い方に対する注意喚起を「わかりやすく」「目に触れやすい形」での説明も重要です。そうした意味では、チラシやＣＭなども有効でしょうが、何よりも購入した消費者に必ず手元に届く取扱説明書は、啓発ツールとして非常に重要です。使い方を誤ると事故につながりかねない商品については、特に説明に配慮された取扱説明書であることを強く望んでいます。

連載を終えるにあたり、関係者の皆様に心より御礼申し上げます。

「商品の使いやすさとマニュアル研究会」は、（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（ＮＡＣＳ）西日本支部内に発足した自主研究グループ。今まで、洗濯機やパソコン、ビデオ、多機能電話、食器洗い乾燥機、高齢者にとっての家電製品の使いやすさなどについて調査研究を実施し、報告書をまとめるなどの活動を行っている。

製品安全
カレンダー

名称	会期	開催場所	開催内容	問い合わせ先
R-Map 実践研究会 特別講演会	1月 16 日㈬	日本科学技術連盟 東高円寺ビル （杉並区高円寺東）	「近年の製品事故と法的リスク」をテーマに、弁護士・長谷川俊明氏が講演する。「改正消費生活用製品安全法（消安法）」のきっかけとなったガス器具事故についての「第三者委員会」の委員の経験を踏まえて、企業のあるべき対応を話す。製品安全に関わる技術者・スタッフ対象。	㈶日本科学技術連盟 クオリティマネジメント一課 03-5378-9850
消費生活講座（愛媛県と愛媛大学の連携講座）	1月 17 日㈭	愛媛大学 （松山市文京区）	消費生活に関わる正規授業として大学生及び一般消費者がくらしに関わる基礎知識や法律知識を学ぶ。NITE職員が「製品の安全について」と題した講演を行う。	愛媛県庁県民生活課 089-912-2336
信頼性技法実践講座：FMEA・FTA	1月 24 日㈭・ 25 日㈮ 2月5日㈫・ 6日㈬ 2月 21 日㈭・ 22 日㈮	日科技連東高円寺ビル （杉並区高円寺東） 大阪・中央電気倶楽部 （北区堂島）	潜在的故障要因を設計段階で摘出し、改善する FMEA 手法及び FTA 手法を学ぶ。企画・研究・開発等の研究者・技術者対象	㈶日本科学技術連盟 クオリティマネジメント一課 03-5378-9850 大阪 06-6341-4627
第 35 回一宮市消費生活フェア	1月 26 日㈯・ 27 日㈰	一宮地場産業ファッションデザインセンター （愛知県一宮市大和町）	「みにきませんか、新しい発見　脳への刺激！」をテーマに、情報を見極める目を養う	一宮市経済部経済振興課融資・消費生活グループ 0586-28-8100
第 26 回裾野市消費生活展	1月 26 日㈯ 27 日㈰	ベルシティ裾野3F ベルホール （静岡県裾野市佐野）	市民を対象に消費生活展を開催。エコカード抽選会やパネル展示等も	裾野市役所商工観光室 055-995-1857
電磁界の健康影響に関する講演会	1月 28 日㈪	北海道立道民活動センター大会議室 （札幌市中央区北2条西）	商用周波（50Hz/60Hz）電磁界の健康影響について国内外の情報を分かりやすく紹介する。講師は、大久保千代次・明治薬科大学教授	電気安全環境研究所 電気製品安全センター 03-3466-9203
彩の国くらしフェスティバル	2月2日㈯・ 3日㈰	SKIP シティ A 1街区総合棟多目的ホール及びロビー （埼玉県川口市）	行政機関や消費生活に係わる団体などの参加協力を得て、「みんなでつくろうくらしの安全」をテーマにくらしに役立つ展示や県産品の販売などを行う。NITEが事故品を展示	埼玉県消費生活支援センター 048-261-0995
電磁界の健康影響に関する講演会	2月6日㈬	天満研修センター 101ホール （大阪市北区錦町）	商用周波（50Hz/60Hz）電磁界の健康影響について国内外の情報を分かりやすく紹介する。講師は、大久保千代次・明治薬科大学教授	電気安全環境研究所 電気製品安全センター 03-3466-9203

セミナー「安全な電気製品を販売するためには」	2月7日㈭	TKP 御茶ノ水ビジネスセンター（東京都千代田区神田駿河台）	製品リコール・事故報告によれば、製品の設計・製造に起因するものも散見され、製品の安全･品質確保が今後益々重要となっている。セミナーでは、経済産業省による行政の取り組み、製品安全思想のほか、Sマーク認証機関がPSE 及びSマーク制度について、わかりやすく解説する。	電気製品認証協議会事務局（認証制度共同事務局）03-5510-3211
くらしの情報セミナー	2月8日㈮	由宇文化会館（岩国市由宇町中央）	「家電製品～安全・安心の暮らしのために～」と題してNITE職員が講演する	山口県消費生活センター 083-924-2421
セミナー「安全な電気製品を販売するためには」	2月8日㈮	㈶此花会館（大阪市此花区西九条）	製品リコール・事故報告によれば、製品の設計・製造に起因するものも散見され、製品の安全・品質確保が今後益々重要となっている。セミナーでは、経済産業省による行政の取り組み、製品安全思想のほか、Sマーク認証機関が PSE 及び マーク制度について、わかりやすく解説する。	電気製品認証協議会事務局（認証制度共同事務局）03-5510-3211
電磁界の健康影響に関する講演会	2月 12 日㈫	サンポートホール高松第1小ホール（高松市サンポート）	商用周波（50Hz/60Hz）電磁界の健康影響について国内外の情報を分かりやすく紹介する。講師は、大久保千代次・明治薬科大学大学院教授	電気安全環境研究所 電気製品安全センター シンポジウム・講演会事務局 03-3466-9203
消費生活カレッジ	2月 12 日㈫	あいれふ研修室（福岡市中央区舞鶴）	消費生活カレッジ全5回の講座のうち4回目のテーマ「家庭で起こる製品事故」についてNITE職員が講演する	福岡市消費生活センター 092-712-2929
電磁界の健康影響に関する講演会	2月 13 日㈬	広島サンプラザ会議室「金星」（広島市西区）	商用周波（50Hz/60Hz）電磁界の健康影響について国内外の情報を分かりやすく紹介する。講師は、大久保千代次・明治薬科大学教授	電気安全環境研究所 電気製品安全センター 03-3466-9203
平成 19 年度企業向け消費者セミナー後期	2月 14 日㈭	生活情報プラザ・セミナー室（大阪市中央区大手前）	「改正消費生活用製品安全法」施行後の状況報告として「報告・公表・命令は消費者の危害の防止につながったか」をテーマに NITE 職員が講演する	関西消費者協会 06-6945-1100
電磁波の健康影響に関するシンポジウム	2月 16 日㈯	福岡エルガーラホール 大ホール（福岡市中央区天神）	送電線等の電力設備や各種通信機器等から発生する、電磁波の健康への影響についてさまざまな情報が発信されている。シンポジウムでは、行政、各分野の専門家による講演及びパネルディスカッションを通じて、電磁波の健康影響に関する基礎知識や国内外の最新の情報を分かりやすく紹介する。	電気安全環境研究所 電気製品安全センター シンポジウム・講演会事務局 03-3466-9203
第 34 回栃木市消費生活展	2月 16 日㈯	栃木市民会館（栃木市日ノ出町）	出展者の日頃の活動の様子や、研究・調査の内容を発表し、消費者への啓発を行う場として開催する	栃木市市民生活部市民生活課 0282-21-2145
第 42 回船橋市活き活き展	2月 16 日㈯、17 日㈰	ららぽーと TOKYO－BAY（船橋市浜町）	消費者団体、企業、行政等が日頃、消費生活に関する研究した成果を情報 として提供する。NITE職員が、製品安全に係る事故事例紹介、パネル展示により情報発信する	船橋市経済部消費生活課 047-436-2482

第3回消費生活と環境展	2月 17 日(日)	いきいきふれあいセンター （栃木県那須塩原市桜町）	消費生活と環境について、くらしに役立つ情報をパネル・催し物等により発信	那須塩原市生活環境部生活課 0287-62-7126
品質トラブル防止のためのヒューマンエラー防止策と目でみる管理の実践セミナー	2月 20 日(水)・21 日(木)、2月 27 日(水)・28 日(木)	名古屋・ホテルオースプラザ （名古屋市中区） 東京・日科技連東高円寺ビル （杉並区高円寺東）	最近の品質問題の共通点と対応策を事例から学び、グループ演習、マニュアルに基づく「目でみる管理」の実践方法を企業事例をもとに習得。職場第一線の管理・監督者・作業リーダー対象	(財)日本科学技術連盟 QC サークル推進課 03-5378-9816 大阪 06-6341-4627
くらしの情報セミナー	2月 21 日(木)	柳井市文化福祉会館 （柳井市柳井）	「家電製品～安全・安心の暮らしのために～」と題してNITE職員が講演する	山口県消費生活センター 083-924-2421
新QC七つ道具・活用のポイント	2月 22 日(金)	大阪・中央電気倶楽部 （北区堂島浜）	新QC七つ道具の特徴と改善活動における活用のヒント等を学ぶ	(財)日本科学技術連盟大阪事務所 06-6341-4627
2007 年度消費者まつり	2月 24 日(日)	群馬県庁1階県民ホール （前橋市大手町）	「消費者まつり」に製品安全情報についてのブース（パネル展示、事故品展示等）を設置する。NITEが協力	群馬県県民センター 027-226-2281
横浜市消費生活センター展示・街頭キャンペーン	2月 29 日(金)	横浜駅東口 新都心プラザ 〈横浜そごう前地下広場〉 （横浜市西区高島）	悪質商法被害防止キャンペーンと正しい計量啓発キャンペーンのテーマとともに、製品安全の情報を発信する。NITE職員が、製品安全に係る事故事例の紹介や、パネル展示により情報発信する	横浜市消費生活総合センター　街頭キャンペーン担当 045-845-7722
R-Map 実践研究会成果発表会	3月 12 日(水)	日本科学技術連盟東高円寺ビル （杉並区東高円寺）	「R-Map 実践研究会」の各研究分科会での活動成果を発表。「R-Map による開発段階からの安全構造設計」、「R-Map による Acceptable Level と社会心理」等をテーマに発表する。製品安全に関わる技術者・スタッフ対象	(財)日本科学技術連盟 クオリティマネジメント一課 03-5378-9850

「第二火曜日は火二注意（ヒニ）」

経済産業省では、平成 19 年3月より、毎月第2火曜日を製品安全点検日と定め、製品安全についてのセミナーを開催したり、消費者へは情報提供や注意喚起を行っています。

製品安全に関するセミナーや講座、イベントなど、本ページで紹介する情報を募集しています。
次回の掲載は 2008 年7月以降の催しです。下記で受け付けていますので、ご連絡ください。

〒 540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-67
大阪合同庁舎第2号館別館
独立行政法人生活評価技術基盤機構　生活安全ジャーナル編集事務局
電話：06-6942-1113　　FAX：06-6946-7280

事故情報収集制度とＮＩＴＥ

◎暮らしの中で起こった製品の事故情報を集めています。

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）は、経済産業省の製品安全行政の一環として、暮らしの中で使用する製品で起こった事故の情報を集めています。平成 19 年5月改正消安法が施行され、重大製品事故の発生を知った製造・輸入事業者は、国へ事故の情報を報告することが義務づけられました。この消安法に基づいて国へ報告される重大製品事故以外の事故は NITE で収集しています。

NITE は、昭和 49 年 10 月から事故情報を収集しています。

◎集めた事故情報を調査し、その結果を公表して製品事故の未然・再発防止に役立てています。（被害者救済のための調査等は行っておりません）

NITE は、集めたすべての事故情報の内容を調査・分析し、必要な場合には原因究明のためのテスト等を実施しています。調査結果は、学識経験者や消費者代表等により構成される事故動向等解析専門委員会による審議・評価を経た上で、事故原因や事業者の再発防止措置を含め、定期的に公表しています。

また、国へ報告された重大製品事故のうち、安全性に関する技術上の調査が必要なものについては、経済産業省の指示により、NITE が調査を行っています。

◎必要な場合、経済産業省から行政上の措置が講じられます。

集めた事故情報や調査・分析状況は、随時、経済産業省に報告し、必要な場合には、経済産業省から事業者や事業者団体に対して行政上の措置が講じられます。

通　　報／フリーダイヤルFAX **0120-23-2529**
ホームページ／**http://www.jiko.nite.go.jp/**

●編集後記

◇今号の特集のテーマは「変わる製品安全」です。昨年５月に消費生活用製品安全法（消安法）が改正され、NITE には「消費者」及び「消費生活センター等」からの事故情報が大幅に増えました。製品安全への意識の高まりによるものと推測されます。国民の皆様の期待に応えられるよう、１件１件の事故情報に対し、調査を行っていきたいと思います。

◇法律は「使って育てる」といわれています。消安法も多くの人に知ってもらえたからこそ、消費者等からの事故情報通知が増えたようです。来春施行予定の消安法の再改正は、消費者への役割も課しています。製品安全にかかわる法律は多くありますが、生活安全ジャーナル等を通じてそれらを多くの人に周知してもらえるよう情報提供し、法律を「使って育てる」社会づくりに貢献したいと思います。

◇電源から入ったノイズで機器が誤作動するという事故事例がありました。製品の高度化で生活は豊かになりましたが、新たにリスクも発生しています。それだけに、事故情報を早期に収集し、公表することが求められます。情報の共有化が安全な生活の基盤といえそうです。

◇ NITE 生活・福祉技術センターの「平成 19 年度成果発表会（製品安全分野）」を 11 月に開催しました。東京・大阪会場ともに多くの人に足を運んで頂き、参加者数はこれまでで最も多く満場となりました。多くの質問票も寄せられ、安全設計等への危機意識が伝わってきました。来年度も参加者の皆様に多くの情報を持ち帰って頂けるよう、日頃の業務に邁進するものです。

生活安全ジャーナルをご希望の場合

送付先（ご住所、お名前）を明記し、290 円分の切手を貼った返信用Ａ４判封筒を同封の上、下記、編集事務局「生活安全ジャーナル第６号送付」係宛にお送りください。

バックナンバー及び複数部数ご希望の場合は、編集事務局までお問い合わせください。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊ 編集者 ＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

○生活安全ジャーナル編集委員会

○生活安全ジャーナル編集事務局

長田　　敏　佐々木　茂　小田　泰由　新井　勝己　穴井美穂子

山田　秀和　山田　幸子　朝山　聖子　用貝　成子　厚東　理可

平成 20（2008）年３月第６号発行（年４回発行）

〈編集・発行〉

生活安全ジャーナル編集事務局

〒 540 − 0008

大阪市中央区大手前４−１−67　大阪合同庁舎第２号館別館

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE：ナイト）

生活・福祉技術センター　製品安全企画課

電話：06 − 6942 − 1113　　FAX：06 − 6946 − 7280

〈印刷〉

株式会社　ゼネラルアサヒ

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成十九年十一月十三日
参議院経済産業委員会

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　経年劣化による製品事故は、消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれがあることから、特定保守製品の指定に当たっては、事故情報の収集・分析等を通じて絶えず検討を行い、必要があれば対象を拡大すること。

二　経年劣化事故の未然防止を実効性のあるものとするためには、所有者の点検受検率を上げることが必須であることにかんがみ、製造・輸入事業者、販売事業者等の緊密な連携ときめ細かな対応により、確実に所有者情報を収集し、点検を通知するための仕組みを構築すること。

　また、本法に基づく所有者情報の収集や点検通知の対象とならない既販品についても、電気・ガス事業者等の持つ情報の活用やマスメディアを通じた点検の要請等により、点検実施体制が万全なものとなるよう努めること。

三　規制対象となる特定保守製品は、不動産取引に付随して取引されることが多いと考えられることから、不動産仲介業者や設置事業者等の関連事業者の責務をガイドライン等により明確化するとともに、特に家屋の賃貸人やレンタル事業者等の「特定保守製品を賃貸の用に供することを業として行う者」には、点検が確実に行われるよう徹底すること。

四　製品が長く大切に使用されることは省資源等の観点から賞賛されるべきであることにかんがみ、製品設計においては、いかなる障害が起きても安全な側に制御する「フェイルセーフ」の思想に基づいた安全・安心な製品づくりを促進すること。

右決議する。

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法施行にあたり、次の諸点について適切な措置を講じるべきである。

一　特定保守製品の指定については、経年劣化事故の発生の実態を踏まえ、機動的な対応を図るとともに、本法施行前の既販品や特定保守製品以外の消費生活用製品についても、必要に応じた点検の実施や情報提供等、事故の未然防止のための事業者等の適確な取組みの推進に努めること。

二　本法に基づく経年劣化対策の実効性を確保するため、製造事業者等（製造・輸入業者）、取引事業者（販売事業者、工務店、ハウスメーカー等）、関連事業者（仲介業者、設置業者、修理業者等）及び消費者に対し、制度の周知徹底を図るために万全の措置を講じ、各関係者の責務の適切な履行の確保を図ること。

三　製造事業者等による点検の技術基準及び製品保守の体制整備に係る判断基準の策定に当たっては、製品安全の確保を第一義としつつ、循環型社会の推進に配慮し、消費者に過度の負担とならないよう留意すること。また、取引事業者については、所有者情報の収集に期待される役割の大きいことに鑑み、説明義務の確実な履行を期するとともに、所有者票の返送等の協力が確保されるよう関係部局が連携して取り組むこと。さらに、製品事故被害の拡大防止のため、個人情報の保護に十分配慮しつつ、製造事業者等、取引事業者及び関連事業者がそれぞれ所有者情報を適切に管理・活用するためのガイドラインを策定すること。なお、所有者情報等の円滑な把握等に資するため、ICタグの活用等IT化について検討すること。

四　製造事業者等が廃業した場合を含め、点検の実施に万全を期するため、特定保守製品の点検を行う技術的能力を有する事業者について広く情報を収集・提供し、所有者の点検実施への注意喚起を図るとともに、点検に必要な人材の育成及び体制の整備を促進すること。

五　事故の未然防止に資するため、独立行政法人製品評価技術基盤機構、独立行政法人国民生活センター、消費生活センター、消防及び警察等との相互の情報連携を一層強化しつつ、製品事故に関する情報の収集及び提供の機能強化に努めること。特に高齢者及び単身世帯に対する情報提供に当たっては、情報の確実な浸透を図るため、きめ細かな対応がなされるよう配慮すること。

以上

一　第六条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

二　第十一条第二項の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

三　第十二条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者

四　第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第二十八条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

六　第三十二条の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

七　第四十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

八　第四十一条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

九　第四十二条第一項の規定による命令に違反した者

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第七条第二項、第八条又は第九条（これらの規定を第三十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十四条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

一　第六条の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

二　第十一条第二項の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

三　第十二条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者

四　第二十三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五　第二十八条の規定に違反して同条に規定する事項の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

（新設）

六　第四十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

七　第四十一条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

八　第四十二条第一項の規定による命令に違反した者

第六十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一　第七条第二項、第八条又は第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第二十四条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

四　第二章の二第一節の規定による特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等に関する事項、同章第二節の規定による特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備に関する事項並びに同章第三節の規定による経年劣化に関する情報の収集及び提供に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造若しくは輸入の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

五　第四十条の規定による報告の徴収、第四十一条第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入若しくは販売の事業又は当該特定保守製品取引事業者が行う事業を所管する大臣

２　この法律における主務省令は、前項第一号に定める事項に関しては、同号に定める主務大臣の発する命令とし、同項第三号又は第四号に定める事項に関しては、政令で定めるところにより、それぞれ同項第三号又は第四号に定める主務大臣の発する命令とする。

第五十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第一項又は第五条の規定に違反した者

二　第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反した者

三　第二十七条の規定による業務の停止の命令に違反した者

四　第三十二条又は第三十九条第一項の規定による命令に違反した者

五　第三十二条の十六、第三十二条の二十第三項又は第三十七条の規定による命令に違反した者

第五十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

ところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

（新設）

（新設）

２　この法律における主務省令は、前項第一号に定める事項に関しては、同号に定める主務大臣の発する命令とし、同項第三号に定める事項に関しては、政令で定めるところにより、同号に定める主務大臣の発する命令とする。

第五十八条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一　第四条第一項又は第五条の規定に違反した者

二　第十五条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反した者

三　第二十七条の規定による業務の停止の命令に違反した者

四　第三十二条又は第三十九条第一項の規定による命令に違反した者

五　第三十七条の規定による命令に違反した者

第五十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

（立入検査）

第四十一条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～8　（略）

（消費経済審議会への諮問等）

第四十七条　主務大臣は、第二条第二項から第四項までの政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

2　（略）

（主務大臣及び主務省令）

第五十四条この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　第三条の規定による技術基準の決定に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

二　第四十七条第一項の規定による消費経済審議会への諮問に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

三　第四条第二項（第三号を除く。）の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理に関する事項、同章第三節から第五節までの規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録に関する事項、第三十二条の規定による命令、前章第一節の規定による情報の収集及び提供に関する事項、第三十九条第一項の規定による命令に関する事項並びに第五十一条第一項の申請の受理に関する事項については、政令で定めるところにより、当該製品の製造、輸入又は販売の事業を所管する大臣

（立入検査）

第四十一条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～8　（略）

（消費経済審議会への諮問等）

第四十七条　主務大臣は、第二条第二項及び第三項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費経済審議会に諮問しなければならない。

2　（略）

（主務大臣及び主務省令）

第五十四条　この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一　第三条の規定による技術基準の決定に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

二　第四十七条第一項の規定による消費経済審議会への諮問に関する事項については、当該製品の製造の事業を所管する大臣

三　第四条第二項（第三号を除く。）の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節の規定による特定製品に係る届出の受理に関する事項、同章第三節から第五節までの規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録に関する事項、第三十二条の規定による命令、前章第一節の規定による情報の収集及び提供に関する事項、第三十九条第一項の規定による命令に関する事項、第四十条の規定による報告の徴収、第四十一条第一項及び第二項の規定による立入検査に関する事項、第五十一条第一項の申請の受理に関する事項並びに第五十二条第一項の規定による申出の受理に関する事項については、政令で定める

一項の規定により公表された特定保守製品等の経年劣化に関する情報を活用し、設計及び部品又は材料の選択の工夫、経年劣化に関する情報の製品への表示又はその改善等を行うことにより、当該特定保守製品等の経年劣化による危害の発生を防止するよう努めなければならない。

2 特定保守製品等の製造、輸入又は小売販売（一般消費者に対する販売をいう。以下この項及び第三十四条において同じ。）の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る特定保守製品等の経年劣化による危害の発生の防止に資する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

第三章　製品事故等に関する措置

第一節　情報の収集及び提供

（事業者の責務）

第三十四条　消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

2 （略）

（報告の徴収）

第四十条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、消費生活用製品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は特定保守製品取引事業者に対し、その業務の状況（届出事業者に対しては業務又は経理の状況）に関し報告をさせることができる。

2 （略）

第三章製品事故等に関する措置

第一節情報の収集及び提供

（事業者の責務）

第三十四条　消費生活用製品の製造、輸入又は小売販売（一般消費者に対する販売をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者は、その製造、輸入又は小売販売に係る消費生活用製品について生じた製品事故に関する情報を収集し、当該情報を一般消費者に対し適切に提供するよう努めなければならない。

2 （略）

（報告の徴収）

第四十条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、消費生活用製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者に対し、その業務の状況（届出事業者に対しては業務又は経理の状況）に関し報告をさせることができる。

2 （略）

第三十二条の二十　主務大臣は、特定製造事業者等による特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制の整備が第三十二条の十八第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、その判断の根拠を示して、当該体制の整備に関し、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2　主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3　主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図るため必要があると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三節　経年劣化に関する情報の収集及び提供

（主務大臣による情報の収集等）

第三十二条の二十一　主務大臣は、特定保守製品その他消費生活用製品のうち経年劣化により安全上支障が生じ一般消費者の生命又は身体に対して重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品（以下この節において「特定保守製品等」という。）について、経年劣化に起因し、又は起因すると疑われる事故に関する情報を収集し、及び分析し、その結果として得られる劣化しやすい部品及び材料の種類に関する情報その他の特定保守製品等の経年劣化に関する情報を公表するものとする。

2　主務大臣は、前項の規定による公表につき、必要があると認めるときは、機構に、特定保守製品等の経年劣化に関する技術上の調査を行わせることができる。

（事業者の責務）

第三十二条の二十二　特定保守製品等の製造又は輸入の事業を行う者は、前条第

（新設）

（新設）

（新設）

第二節　特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備	（新設）
（特定製造事業者等の判断の基準となるべき事項） 第三十二条の十八　主務大臣は、特定製造事業者等による特定保守製品の経年劣化による危害の発生を防止するための点検（以下この節において単に「点検」という。）その他の保守を適切に行うために必要な体制の整備を促進するため、主務省令で、次の事項に関し、特定製造事業者等の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。 一　点検を行う事業所の配置、点検の料金の設定及び公表その他の特定保守製品の点検の実効の確保に関する事項 二　特定保守製品の点検に必要な手引の作成及び管理に関する事項 三　特定保守製品の点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有に関する事項 四　特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の一般消費者に対する提供に関する事項 五　その他特定保守製品の点検その他の保守に関し必要な事項 2　前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定保守製品に係る技術水準、点検その他の保守の体制の整備の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。	（新設）
（特定製造事業者等による点検その他の保守の体制の整備） 第三十二条の十九　特定製造事業者等は、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、特定保守製品の点検その他の保守を適切に行うために必要な体制を整備しなければならない。	（新設）
（勧告及び命令）	（新設）

改正案	現行
劣化に起因する事故が生じた場合に他人に危害を及ぼすおそれがあることに留意し、特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに、点検期間に点検を行う等その保守に努めるものとする。 2　特定保守製品を賃貸の用に供することを業として行う者は、特定保守製品の保守に関する情報を収集するとともに、点検期間に点検を行う等その保守に努めなければならない。	
（点検実施義務） 第三十二条の十五　特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、その点検期間及びその始期の到来前における主務省令で定める期間において、点検の実施を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、第三十二条の二第一項第二号の型式ごとに主務省令で定める基準に従い、当該特定保守製品の点検を行わなければならない。	（新設）
（改善命令） 第三十二条の十六　主務大臣は、特定製造事業者等が第三十二条の三、第三十二条の四第一項から第四項まで、第三十二条の九から第三十二条の十一まで、第三十二条の十二第一項、第三十二条の十三又は前条の規定に違反していると認めるときは、当該特定製造事業者等に対し、当該違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。	（新設）
（主務大臣による公表） 第三十二条の十七　主務大臣は、特定製造事業者等がその事業の全部を廃止したことその他の事情により特定保守製品の点検の実施に支障が生じているときは、当該特定保守製品について、点検を行う技術的能力を有する事業者に関する情報を収集し、これを公表しなければならない。	（新設）

る場合を除き、当該名簿記載者に係る特定保守製品の点検期間の始期の到来前における主務省令で定める期間内に、書面をもつて、当該特定保守製品について、点検を行うことが必要である旨その他主務省令で定める事項（第四項において「点検通知事項」という。）の通知を発しなければならない。

2　特定製造事業者等は、前項の書面による通知の発出に代えて、主務省令で定めるところにより、名簿記載者の承諾を得て、電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより通知を発することができる。この場合において、当該特定製造事業者等は、同項の書面による通知を発したものとみなす。

3　前二項の名簿記載者に対する通知は、所有者名簿に記載され、又は記録されたその者の住所に、その者が別に通知を受ける場所又は連絡先を当該特定製造事業者等に通知したときは、その場所又は連絡先にあてて発すれば足りる。

4　特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に関し、名簿記載者に対して、点検通知事項のほか、特定保守製品の適切な保守に資する事項を通知するよう努めなければならない。

（所有者情報の管理）

第三十二条の十三　特定製造事業者等は、第三十二条の九第一項から第三項までの規定により公表した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を取り扱つてはならない。ただし、本人の同意がある場合、第三十九条第一項の規定による命令を受けた場合その他正当な理由がある場合として主務省令で定める場合は、この限りでない。

2　特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の所有者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（特定保守製品の所有者等の責務）

第三十二条の十四　特定保守製品の所有者は、当該特定保守製品について、経年

（新設）

（新設）

業者等は、速やかに、利用目的を公表しなければならない。 3　特定製造事業者等は、前二項の規定により公表した事項を変更した場合には、遅滞なく、その変更した事項を公表しなければならない。	
（利用目的の制限） 第三十二条の十　特定製造事業者等は、第三十二条の十二第一項及び第四項の規定による通知並びに第三十二条の十五の規定による点検の実施以外の目的を利用目的として定めてはならない。	（新設）
（所有者名簿等） 第三十二条の十一　特定製造事業者等は、第三十二条の八第一項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報を提供した者について名簿（以下「所有者名簿」という。）を作成し、これに所有者情報を記載し、又は記録しなければならない。 2　特定製造事業者等は、第三十二条の八第二項の規定によりその製造又は輸入に係る特定保守製品に係る所有者情報の変更について提供を受けたときは、速やかに、所有者名簿（その者が特定保守製品に係る事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割に伴つて取得した所有者情報に係る所有者名簿を含む。次項及び次条第三項において同じ。）における当該所有者情報の記載又は記録を変更しなければならない。 3　特定製造事業者等は、所有者名簿に所有者情報が記載され、又は記録された者（以下この項及び次条において「名簿記載者」という。）に係る特定保守製品の点検期間が経過するまでの間、当該名簿記載者に係る所有者情報を保管しなければならない。	（新設）
（点検その他の保守に関する事項の通知） 第三十二条の十二　特定製造事業者等は、名簿記載者に対して、正当な理由があ	（新設）

第三十二条の八　特定保守製品の所有者は、当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対して、所有者票の送付その他の方法により、所有者情報を提供するものとする。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合は、この限りでない。

2　前項の所有者情報に変更を生じたときも、同項と同様とする。

3　特定保守製品取引事業者は、取得者の承諾を得て当該取得者に代わつて所有者票を送付する等の方法により、当該取得者による特定製造事業者等に対する所有者情報の提供に協力しなければならない。

（所有者情報の利用目的等の公表）

第三十二条の九　特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品（その者が、他の特定製造事業者等からその特定保守製品に係る事業の全部を譲り受けた者又は他の特定製造事業者等について相続、合併若しくは分割（その特定保守製品に係る事業の全部を承継するものに限る。以下この条及び第三十二条の十一第二項において同じ。）があつた場合における相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割によりその事業の全部を承継した法人（次項において「承継人」という。）であるときは、その事業の全部を譲り渡した者又は被相続人、合併により消滅した法人若しくは分割をした法人の製造又は輸入に係る特定保守製品を含む。以下この節において同じ。）に係る所有者情報を取得するに当たつては、あらかじめ、次の事項を公表しなければならない。ただし、次項の規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

一　所有者情報の利用の目的（以下「利用目的」という。）

二　所有者情報の提供を受けるための連絡先

2　特定製造事業者等が承継人である場合であつてその事業の全部の譲受け又は相続、合併若しくは分割に伴つて所有者情報を取得したときは、当該特定製造事

（新設）

方たる事業者（以下「特定保守製品取引事業者」という。）は、当該特定保守製品の引渡しに際し、次の事項について説明しなければならない。ただし、当該特定保守製品の点検期間が経過している場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

一　特定保守製品は、経年劣化により危害を及ぼすおそれが多く、適切な保守がなされる必要がある旨

二　当該特定保守製品に係る特定製造事業者等に対して所有者情報を提供した場合には第三十二条の十二第一項に規定する点検通知事項の通知がある旨

三　その他特定保守製品の点検その他の保守に関し主務省令で定める事項

2　特定保守製品取引事業者は、前項の規定により説明するに当たつては、特定保守製品に所有者票が添付されているときは、その旨を併せて説明しなければならない。

（勧告及び公表）

第三十二条の六　主務大臣は、特定保守製品取引事業者が前条の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定保守製品取引事業者に対し、同条の規定により説明を行うべきことを勧告することができる。

2　主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

（関連事業者の責務）

第三十二条の七　特定保守製品に関する取引の仲介、特定保守製品の修理又は設置工事その他の特定保守製品に関連する事業を行う者は、特定保守製品の所有者に対して、第三十二条の五第一項各号の事項に係る情報が円滑に提供されるよう努めなければならない。

（所有者情報の提供）

（新設）

（新設）

（新設）

五　点検その他の保守に関する問合せを受けるための連絡先
六　特定保守製品を特定するに足りる事項として主務省令で定める事項

2　特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売するときは、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に次の事項を記載した書面を添付しなければならない。

一　設計標準使用期間の算定の根拠
二　点検を行う事業所の配置その他の特定保守製品の点検を実施する体制の整備に関する事項
三　特定保守製品の点検の結果必要となると見込まれる特定保守製品の整備に要する部品の保有期間
四　その他特定保守製品の点検その他の保守に関し主務省令で定める事項

3　特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売するときは、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に、当該特定保守製品の所有者（所有者となるべき者を含む。以下この節において同じ。）がその氏名又は名称及び住所、当該特定保守製品の所在場所並びに当該特定保守製品を特定するに足りる事項（以下「所有者情報」という。）を当該特定製造事業者等に提供するための書面（以下「所有者票」という。）を添付しなければならない。

4　所有者票には、第三十二条の九第一項各号の事項その他主務省令で定める事項が記載されていなければならない。

5　前各項の規定は、特定製造事業者等が輸出用の特定保守製品を販売する場合には、適用しない。

（引渡時の説明等）

第三十二条の五　特定保守製品を、売買その他の取引により、又は特定保守製品以外の物に関する取引に付随して取得しようとする者（特定保守製品を再度譲渡することを目的として取得しようとする者及び主務省令で定める者を除く。第三十二条の八第三項において「取得者」という。）に対し、当該取引の相手

（新設）

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　主務省令で定める特定保守製品の区分及び主務省令で定める特定保守製品の型式の区分

三　当該特定保守製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定保守製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定保守製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所）

２　第七条から第九条までの規定は、前項の規定による届出をした者に準用する。

（点検期間等の設定）

第三十二条の三　特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品について、主務省令で定める基準に従つて、次の事項を定めなければならない。ただし、輸出用の特定保守製品については、この限りでない。

一　標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障がなく使用することができる標準的な期間として設計上設定される期間（次号及び次条において「設計標準使用期間」という。）

二　設計標準使用期間の経過に伴い必要となる経年劣化による危害の発生を防止するための点検（以下この節において単に「点検」という。）を行うべき期間（以下「点検期間」という。）

（製品への表示等）

第三十二条の四　特定製造事業者等は、その製造又は輸入に係る特定保守製品を販売する時までに、主務省令で定めるところにより、当該特定保守製品に次の事項を表示しなければならない。

一　特定製造事業者等の氏名又は名称及び住所

二　製造年月

三　設計標準使用期間

四　点検期間の始期及び終期

（新設）

（新設）

（登録）

第十六条　（略）

２　主務大臣（第五十四条第一項第三号から第五号までの規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。第二十九条第二項、第三十一条第三項、第三十二条の二十一第二項、第三十六条第二項、第四十一条第四項、第四十三条及び第四十九条において同じ。）は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が第十八条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第二十四条　（略）

２　（略）

一〜三　（略）

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第三十二条の十二第二項において同じ。）であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第二章の二　特定保守製品等

第一節　特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等

（事業の届出）

第三十二条の二　特定保守製品の製造又は輸入の事業を行う者（以下「特定製造事業者等」という。）は、事業開始の日から三十日以内に、次の事項を主務大臣に届け出なければならない。

（登録）

第十六条　（略）

２　主務大臣（第五十四条第一項第三号の規定により、経済産業大臣が主務大臣となる場合に限る。第二十九条第二項、第三十一条第三項、第三十六条第二項、第四十一条第四項、第四十三条及び第四十九条において同じ。）は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が第十八条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

（財務諸表等の備置き及び閲覧等）

第二十四条　（略）

２　（略）

一〜三　（略）

四　前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（新設）

（新設）

（新設）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、特定保守製品の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2　この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3　この法律において「特別特定製品」とは、その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる特定製品で政令で定めるものをいう。

4　この法律において「特定保守製品」とは、消費生活用製品のうち、長期間の使用に伴い生ずる劣化（以下「経年劣化」という。）により安全上支障が生じ、一般消費者の生命又は身体に対して特に重大な危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品であつて、使用状況等からみてその適切な保守を促進することが適当なものとして政令で定めるものをいう。

5・6　（略）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の防止を図るため、特定製品の製造及び販売を規制するとともに、製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じ、もつて一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「消費生活用製品」とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品（別表に掲げるものを除く。）をいう。

2　この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3　この法律において「特別特定製品」とは、その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる特定製品で政令で定めるものをいう。

（新設）

4・5　（略）

消費生活用製品安全法の一部を改正する法律案　新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

○消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）

改正案	現行
目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　特定製品 第一節　基準並びに販売及び表示の制限（第三条―第五条） 第二節　事業の届出等（第六条―第十五条） 第三節　検査機関の登録（第十六条―第十九条） 第四節　国内登録検査機関（第二十条―第二十九条） 第五節　外国登録検査機関（第三十条・第三十一条） 第六節　危害防止命令（第三十二条） 第二章の二　特定保守製品等 第一節　特定保守製品の点検その他の保守に関する情報の提供等（第三十二条の二―第三十二条の十七） 第二節　特定保守製品の点検その他の保守の体制の整備（第三十二条の十八―第三十二条の二十） 第三節　経年劣化に関する情報の収集及び提供（第三十二条の二十一・第三十二条の二十二） 第三章　製品事故等に関する措置 第一節　情報の収集及び提供（第三十三条―第三十七条） 第二節　危害の発生及び拡大を防止するための措置（第三十八条・第三十九条） 第四章　雑則（第四十条―第五十七条） 第五章　罰則（第五十八条―第六十二条）	目次 第一章　総則（第一条・第二条） 第二章　特定製品 第一節　基準並びに販売及び表示の制限（第三条―第五条） 第二節　事業の届出等（第六条―第十五条） 第三節　検査機関の登録（第十六条―第十九条） 第四節　国内登録検査機関（第二十条―第二十九条） 第五節　外国登録検査機関（第三十条・第三十一条） 第六節　危害防止命令（第三十二条） 第三章　製品事故等に関する措置 第一節　情報の収集及び提供（第三十三条―第三十七条） 第二節　危害の発生及び拡大を防止するための措置（第三十八条・第三十九条） 第四章　雑則（第四十条―第五十七条） 第五章　罰則（第五十八条―第六十二条）

改正消費生活用製品安全法

NITE生活・福祉技術センター（製品安全担当）、各支所のご案内

生活・福祉技術センター

生活・福祉技術センター（大阪）
〒 540-0008 大阪府大阪市中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第2号館別館
製品安全企画課 電話 06-6942-1113 FAX 06-6946-7280 （事故情報に関する照会）
製品安全技術課 電話 06-6942-1114 FAX 06-6946-7280 （事故の報告・通知等の問い合わせ）
フリーダイヤルファックス 0120-23-2529 （事故の報告・通知）

生活・福祉技術センター（東京）
〒 151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10
技術業務課 電話 03-3481-1820 FAX 03-3481-1934

北海道支所 〒 060-0808 北海道札幌市北区北八条西 2-1-1 札幌第一合同庁舎
電話 011-709-2324 FAX 011-709-2326

東北支所 〒 983-0833 宮城県仙台市宮城野区東仙台 4-5-18
電話 022-256-6423 FAX 022-256-6434

北関東支所 〒 376-0042 群馬県桐生市堤町 3-7-4
電話 0277-22-5471 FAX 0277-43-5063

中部支所 〒 460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館
電話 052-951-1931 FAX 052-951-3902

北陸支所 〒 920-0024 石川県金沢市西念 3-4-1 金沢駅西合同庁舎
電話 076-231-0435 FAX 076-231-0449

中国支所 〒 730-0012 広島県広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第3号館
電話 082-211-0411 FAX 082-221-5223

四国支所 〒 760-0023 香川県高松市寿町 1-3-2 高松第一生命ビルディング5F
電話 087-851-3961 FAX 087-851-3963

九州支所 〒 815-0032 福岡県福岡市南区塩原 2-1-28
電話 092-551-1315 FAX 092-551-1329

講習業務課
標準化センター